

平成24年第1回定例会

東吾妻町議会会議録

平成24年 3月 5日 開会

平成24年 3月15日 閉会

東吾妻町議会

平成24年東吾妻町議会第1回定例会会議録目次

第1号 (3月5日)

| | |
|---------------------------------|----|
| ○議事日程 | 1 |
| ○本日の会議に付した事件 | 2 |
| ○出席議員 | 2 |
| ○欠席議員 | 2 |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 2 |
| ○職務のため出席した者 | 3 |
| ○議長あいさつ | 4 |
| ○表彰状の伝達 | 4 |
| ○町長あいさつ | 5 |
| ○開会及び開議の宣告 | 6 |
| ○議事日程の報告 | 6 |
| ○会議録署名議員の指名 | 7 |
| ○会期の決定 | 7 |
| ○諸般の報告 | 7 |
| ○諮問第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決 | 8 |
| ○議案第17号の上程、説明、議案調査 | 9 |
| ○議案第18号の上程、説明、議案調査 | 10 |
| ○議案第19号の上程、説明、議案調査 | 11 |
| ○議案第20号の上程、説明、議案調査 | 12 |
| ○議案第21号の上程、説明、議案調査 | 15 |
| ○議案第22号の上程、説明、議案調査 | 16 |
| ○議案第23号の上程、説明、議案調査 | 17 |
| ○議案第24号の上程、説明、議案調査 | 19 |
| ○議案第25号の上程、説明、議案調査 | 20 |
| ○議案第26号の上程、説明、議案調査 | 22 |
| ○議案第27号の上程、説明、議案調査 | 23 |
| ○議案第28号の上程、説明、議案調査 | 25 |

| | |
|-------------------------|----|
| ○議案第 1 号の上程、説明、議案調査 | 26 |
| ○議案第 2 号の上程、説明、質疑、委員会付託 | 60 |
| ○議案第 3 号の上程、説明、質疑、委員会付託 | 65 |
| ○議案第 4 号の上程、説明、質疑、委員会付託 | 67 |
| ○議案第 5 号の上程、説明、質疑、委員会付託 | 72 |
| ○延会について | 74 |
| ○延会の宣告 | 74 |

第 2 号 (3月6日)

| | |
|-------------------------------------|-----|
| ○議事日程 | 75 |
| ○本日の会議に付した事件 | 75 |
| ○出席議員 | 75 |
| ○欠席議員 | 75 |
| ○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 75 |
| ○職務のため出席した者 | 75 |
| ○開議の宣告 | 77 |
| ○議事日程の報告 | 77 |
| ○議案第 6 号の上程、説明、質疑、委員会付託 | 77 |
| ○議案第 7 号の上程、説明、質疑、委員会付託 | 80 |
| ○議案第 8 号の上程、説明、質疑、委員会付託 | 84 |
| ○議案第 9 号の上程、説明、質疑、委員会付託 | 85 |
| ○議案第 1 0 号の上程、説明、議案調査 | 88 |
| ○議案第 1 1 号の上程、説明、議案調査 | 101 |
| ○議案第 1 2 号の上程、説明、議案調査 | 104 |
| ○議案第 1 3 号の上程、説明、議案調査 | 106 |
| ○議案第 1 4 号の上程、説明、議案調査 | 107 |
| ○議案第 1 5 号の上程、説明、議案調査 | 108 |
| ○議案第 1 6 号の上程、説明、議案調査 | 109 |
| ○議案第 2 9 号の上程、説明、議案調査 | 111 |
| ○議案第 3 0 号、議案第 3 1 号の上程、説明、議案調査 | 112 |

| | |
|--------|-----|
| ○散会の宣告 | 113 |
|--------|-----|

第 3 号 (3月14日)

| | |
|---------------------------------|-----|
| ○議事日程 | 115 |
| ○本日の会議に付した事件 | 116 |
| ○出席議員 | 116 |
| ○欠席議員 | 116 |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 116 |
| ○職務のため出席した者 | 117 |
| ○開議の宣告 | 118 |
| ○議事日程の報告 | 118 |
| ○議員派遣の件について | 118 |
| ○議案第17号の質疑、自由討議、討論、採決 | 119 |
| ○議案第18号の質疑、自由討議、討論、採決 | 119 |
| ○議案第19号の質疑、自由討議、討論、採決 | 120 |
| ○議案第20号の質疑、自由討議、討論、採決 | 121 |
| ○議案第21号の質疑、自由討議、討論、採決 | 121 |
| ○議案第22号の質疑、自由討議、討論、採決 | 122 |
| ○議案第23号の質疑、自由討議、討論、採決 | 123 |
| ○議案第24号の質疑、自由討議、討論、採決 | 123 |
| ○議案第25号の質疑、自由討議、討論、採決 | 124 |
| ○議案第26号の質疑、自由討議、討論、採決 | 125 |
| ○議案第27号の質疑、自由討議、討論、採決 | 125 |
| ○議案第28号の質疑、自由討議、討論、採決 | 148 |
| ○議案第1号の質疑、自由討議、討論、採決 | 148 |
| ○議案第2号の委員会審査報告、質疑、自由討議、討論、採決 | 174 |
| ○議案第3号の委員会審査報告、質疑、自由討議、討論、採決 | 176 |
| ○議案第4号の委員会審査報告、質疑、自由討議、討論、採決 | 177 |
| ○議案第5号の委員会審査報告、質疑、自由討議、討論、採決 | 179 |
| ○議案第6号の委員会審査報告、質疑、自由討議、討論、採決 | 180 |

| | |
|------------------------------|-----|
| ○議案第7号の委員会審査報告、質疑、自由討議、討論、採決 | 181 |
| ○議案第8号の委員会審査報告、質疑、自由討議、討論、採決 | 183 |
| ○議案第9号の委員会審査報告、質疑、自由討議、討論、採決 | 184 |
| ○議案第10号の質疑、自由討議、討論、採決 | 186 |
| ○議案第11号の質疑、自由討議、討論、採決 | 187 |
| ○議案第12号の質疑、自由討議、討論、採決 | 188 |
| ○議案第13号の質疑、自由討議、討論、採決 | 188 |
| ○議案第14号の質疑、自由討議、討論、採決 | 189 |
| ○議案第15号の質疑、自由討議、討論、採決 | 190 |
| ○議案第16号の質疑、自由討議、討論、採決 | 190 |
| ○議案第29号の質疑、自由討議、討論、採決 | 191 |
| ○議案第30号、議案第31号の質疑、自由討議、討論、採決 | 192 |
| ○延会について | 193 |
| ○延会の宣告 | 193 |

第 4 号 (3月15日)

| | |
|----------------------------------|-----|
| ○議事日程 | 195 |
| ○本日の会議に付した事件 | 195 |
| ○出席議員 | 195 |
| ○欠席議員 | 195 |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 195 |
| ○職務のため出席した者 | 196 |
| ○開議の宣告 | 197 |
| ○議事日程の報告 | 197 |
| ○請願書の委員会審査報告 | 197 |
| ○発委第1号、発委第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決 | 198 |
| ○閉会中の継続審査(調査)事件について | 200 |
| ○町政一般質問 | 203 |
| 根 津 光 儀 君 | 203 |
| 須 崎 幸 一 君 | 211 |

| | |
|----------|-----|
| 金澤 敏 君 | 219 |
| 青柳 はるみ 君 | 233 |
| 山田 信行 君 | 238 |
| ○町長あいさつ | 243 |
| ○議長あいさつ | 244 |
| ○閉会の宣告 | 244 |
| ○署名議員 | 245 |

平成24年 3 月 5 日 (月曜日)

(第 1 号)

平成24年東吾妻町議会第1回定例会

議事日程(第1号)

平成24年3月5日(月)午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第5 議案第17号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第6 議案第18号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第7 議案第19号 東吾妻町消防団条例の全部を改正する条例について
- 第8 議案第20号 東吾妻町介護保険条例等の一部を改正する条例について
- 第9 議案第21号 東吾妻町敬老祝金条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第22号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第23号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第24号 東吾妻町農漁業災害対策特別措置条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第25号 東吾妻町観光駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第26号 東吾妻町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第27号 東吾妻町立学校給食費徴収条例の一部を改正する条例について
- 第16 議案第28号 東吾妻町公民館条例の一部を改正する条例について
- 第17 議案第1号 平成24年度東吾妻町一般会計予算案
- 第18 議案第2号 平成24年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算案
- 第19 議案第3号 平成24年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算案
- 第20 議案第4号 平成24年度東吾妻町介護保険特別会計予算案
- 第21 議案第5号 平成24年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計予算案
- 第22 議案第6号 平成24年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算案

- 第23 議案第 7号 平成24年度東吾妻町下水道事業特別会計予算案
- 第24 議案第 8号 平成24年度東吾妻町簡易水道特別会計予算案
- 第25 議案第 9号 平成24年度東吾妻町水道事業会計予算案
- 第26 議案第10号 平成23年度東吾妻町一般会計補正予算（第7号）案
- 第27 議案第11号 平成23年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案
- 第28 議案第12号 平成23年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案
- 第29 議案第13号 平成23年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計補正予算（第3号）案
- 第30 議案第14号 平成23年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第2号）案
- 第31 議案第15号 平成23年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）案
- 第32 議案第16号 平成23年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第4号）案
- 第33 議案第29号 ひがしあがつま地域活動支援センターの指定管理者の指定について
- 第34 議案第30号 町道路線の廃止について
- 第35 議案第31号 町道路線の認定について

本日の会議に付した事件

日程第21まで

出席議員（14名）

| | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 菅 谷 光 重 君 | 2番 | 佐 藤 聡 一 君 |
| 3番 | 根 津 光 儀 君 | 4番 | 樹 下 啓 示 君 |
| 5番 | 山 田 信 行 君 | 6番 | 水 出 英 治 君 |
| 7番 | 轟 徳 三 君 | 8番 | 茂 木 恒 二 君 |
| 9番 | 金 澤 敏 君 | 10番 | 青 柳 はるみ 君 |
| 11番 | 須 崎 幸 一 君 | 12番 | 浦 野 政 衛 君 |
| 13番 | 一 場 明 夫 君 | 14番 | 橋 爪 英 夫 君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|-------|------------------|--------|
| 町長 | 中澤恒喜君 | 副町長 | 渡辺三司君 |
| 教育長 | 高橋啓一君 | 総務課長 | 高橋春彦君 |
| 企画課長 | 武藤賢一君 | 保健福祉課長 | 加辺光一君 |
| 町民課長 | 本多利信君 | 税務会計課長 兼会計管理者 | 佐藤喜知雄君 |
| 産業課長 | 轟馨君 | 建設課長 | 加辺茂君 |
| 上下水道課長 | 土屋利夫君 | 事業課長 | 蜂須賀正君 |
| 教育課長 | 角田輝明君 | | |

職務のため出席した者

| | | | |
|-------------|------|-------------|-----|
| 議会議務局長 | 小林一喜 | 議会議務局長 係 | 水出悟 |
| 議会議務局 主任 | 角田光代 | | |

◎議長あいさつ

○議長（菅谷光重君） 改めまして、皆さんおはようございます。

開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は弥生での白銀となってしまいまして、本当に足元の悪い中、こうして全各位のお越しは何よりのことと存じます。

昨年の3月定例会会期中の3月11日に東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故が発生し1年が過ぎようとしております今、なお先の見えぬ状態であります。亡くなられた方々のご冥福と被災者の被災地での速やかな復興を心よりお祈り申し上げます。

さて、本日ここに平成24年第1回定例会が招集されましたところ、議員各位には年度末、この極めてご多用の折ご参集をいただき、ここに開会できますことに対し、心からのお礼を申し上げます。お世話になります。

本定例会には、平成24年度予算案を初め、各種条例の改正、平成23年度補正予算など、多くの重要な案件が提案されます。どうか議員各位におかれましては、格別なご精励をもって審議に臨まれることをお願いしたいと存じます。

長い会期が予定されます。町長を初め、執行部各位におかれましても、一層のご協力をお願いいたしまして、開会のごあいさつにかえさせていただきます。

本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。傍聴される方に申し上げますが、受け付けの際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますよう、よろしくお願いたします。また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にお返しくださいますよう、あわせてお願い申し上げます。

◎表彰状の伝達

○議長（菅谷光重君） なお、2月22日に開催されました群馬県町村議会議長会定例総会の席上、当議会が全国町村議会議長会長から町村議会表彰を受けた報告とその伝達がありましたので、議員各位に報告いたします。表彰状は議長室にありますので、後ほどごらんください。

あわせて、多年にわたり地方自治の発展に功績のあった方々の表彰もありました。当議会

においては、一場明夫議員、橋爪英夫議員及び前議会事務局長の田中康夫さん、3名の方が群馬県町村議会議長会長から表彰されました。代表としてお預かりしてまいりましたので、この伝達を行いたいと思います。

それでは初めに、町村議会議員10年以上の表彰でございます。

最初に、一場議員、前へお進みください。

(13番 一場明夫君 登壇)

○議長(菅谷光重君) 表彰状、東吾妻町議会、一場明夫殿。

あなたは多年議会議員として地方自治の本旨を体し、よく住民福祉の増進に寄与された功績はまことに多大であります。よって、ここに表彰いたします。

平成24年2月22日、群馬県町村議会議長会長、高橋正。代読でございます。

おめでとうございます。

(表彰状授与) (拍手)

○議長(菅谷光重君) 次に、橋爪議員、前へお進みください。

(14番 橋爪英夫君 登壇)

○議長(菅谷光重君) 表彰状、東吾妻町議会、橋爪英夫殿。

あなたは多年議会議員として地方自治の本旨を体し、よく住民福祉の増進に寄与された功績はまことに多大であります。よって、ここに表彰いたします。

平成24年2月22日、群馬県町村議会議長会長、高橋正。代読でございます。

おめでとうございます。

(表彰状授与) (拍手)

○議長(菅谷光重君) 続いて、永年勤続表彰となりますが、昨年6月まで議会事務局長としてご労苦されました田中康夫さんが本日出席できませんので、報告のみとさせていただきます。

以上で表彰の報告及び表彰状の伝達を終わります。

◎町長あいさつ

○議長(菅谷光重君) 開会に当たり、町長のあいさつをお願いいたします。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 皆さん、おはようございます。

平成24年第1回定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

弥生3月を迎え、名残雪や雨を重ねながら、ようやく春の息吹を感じるようになってまいりました。議員各位におかれましては、公私ともにご多用のところご出席をいただき、ここに開催できますことに対し、心より厚く御礼を申し上げます。

世界情勢では、ユーロ圏の経済不安やイランの核開発疑惑に伴う原油価格の高騰など、日本経済や国民生活に与える多大な影響も危惧される状況にあります。

さて、町といたしましては、第1次総合計画の基本理念に基づき、平成24年度一般会計当初予算を編成してまいりました。総額では79億4,500万円の予算規模となり、対前年度比では5.0%の減、金額にして4億2,100万円の減額となりました。

本定例会では、人事案件といたしまして人権擁護委員候補者の推薦について、条例関係では東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてなど12件、予算関係では平成24年度一般会計予算など16件、その他3件、合わせて32件を予定させていただきました。慎重かつ熱心なご審議をいただきまして、すべてを原案どおりご議決を賜りますようお願い申し上げます。開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

◎開会及び開議の宣告

○議長（菅谷光重君） ただいまより、平成24年第1回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時11分)

◎議事日程の報告

○議長（菅谷光重君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い、会議を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（菅谷光重君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、10番、青柳はるみ議員、11番、須崎幸一議員、12番、浦野政衛議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（菅谷光重君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月15日までの11日間とし、その日程はお手元に配付の日程表のとおりとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認め、会期は11日間とし、その日程は日程表のとおりとすることに決定いたしました。

なお、町政一般質問通告書の提出期限は3月6日正午までといたしますので、よろしくお願いたします。

なお、限られた質問時間の中で十分な効果を上げていただくため、一般質問通告書の内容が具体性に欠け要旨が明確にわからない場合または町の事務の範囲外の場合は通告書が受理できないことがありますので、あらかじめ申し添えます。

◎諸般の報告

○議長（菅谷光重君） 日程第3、諸般の報告を行います。

前期定例会に報告以降、議長としての報告事項は印刷をしてお手元に配付のとおりであります。後日ごらんいただきまして、議会活動また議員活動に資していただければと思います。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第4、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 諮問第1号 東吾妻町人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。

現在、東吾妻町の人権擁護委員は5名の方をお願いしております。今回、平成24年6月30日をもって1名の方が任期満了となることに伴い、前橋地方法務局長から後任候補の推薦依頼がありました。

人権擁護委員は、地域住民の中から、人格、見識のすぐれた、広く社会の実情に通じ、社会的信望を有するなど、人権擁護に理解のある方を推薦することとされております。

今回お願いする佐藤弘さんは、五町田214番地在住で、年齢は67歳です。平成18年7月1日から2期6年にわたり人権擁護委員としてご活躍をいただき、昨年は群馬県人権擁護委員連合会表彰を受けられ、年齢も再任可能な75歳未満であり、本人からも再任の内諾も受けております。

町としては、佐藤さんが人権擁護委員の推薦基準を満たしているため、再任推薦ということで本会議に提案を申し上げた次第でございます。推薦に当たり、議会のご意見を賜りたく諮問を申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件につきましては、人事案件ですので、質疑、自由討議、討論を省略して、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを適任と認めることに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は適任と認められました。

◎議案第17号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第5、議案第17号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第17号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

自動車等の交通用具を使用している者の通勤手当につきましては、現在距離に応じて片道2キロメートル以上から21キロメートル未満まで、1キロメートル刻みで支給されておりますが、通勤距離の関係で支給が頭打ちとなっている職員がおり、30キロメートルまで拡大しようとするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 大変お世話になります。それでは説明を申し上げます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

通勤手当の額についてでございますが、改正前では、先ほど町長から説明がありましたように、2キロメートル以上から1キロメートル刻みで支給されておりました、21キロメートル以上である職員は一律1万4,500円となっております。合併に伴い通勤距離が拡大したことから、町内の最長通勤距離、例えば岡崎地区から坂上幼稚園、また、須賀尾地区から国保診療所など、距離を考慮いたしまして30キロメートルまで追加するものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第18号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第6、議案第18号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第18号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回、改正をお願いする主な内容につきましては、スポーツ振興法がスポーツ基本法に全部改正されたことに伴う職名の変更並びに介護・福祉関係の事業実施等に伴い、3つの職名の報酬を追加させていただくものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させていただきますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） それでは、また新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

先ほど町長より説明のありましたとおり、スポーツ振興法がスポーツ基本法に改正されたことに伴いまして、体育指導員が、改正後ではスポーツ推進委員に職名が変更されました。また、介護保険事業を展開するため、地域包括支援センター運営協議会委員、地域密着型サービス運営協議会委員を追加し、養護老人ホームの措置入所の必要性を判断する必要があることから、老人ホーム入所判定委員会委員を追加して例規整備を行うものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第19号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第7、議案第19号 東吾妻町消防団条例の全部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第19号 東吾妻町消防団条例の全部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、現在、町で制定している東吾妻町消防団設置条例、東吾妻町消防団員の任命に関する条例、東吾妻町消防団員服務規律及び懲戒条例、東吾妻町消防団給与条例の4つの条例を一本化し、東吾妻町消防団条例に改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） それでは、説明を申し上げます。

現在の消防団関係の条例は、先ほど町長の提案理由のとおり、4つの条例により成り立っております。今回の改正は、これを一本化し、東吾妻町消防団条例とするものでございます。条文を順に見ていただきたいと思います。

趣旨、設置、名称及び区域、定員、任命、欠格条項、分限、退職、懲戒、服務、消防団員が居住地を離れる場合の義務、秘密を守る義務、阻害行為等の禁止、報酬、費用弁償、公務災害補償、退職報償金、委任、これらから成り立っております。これは4つの条例を包括した内容となっております。主な変更点といたしましては、費用弁償第15条で、「教育訓練及び巡視出動1日につき1,900円」、これを追加させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第20号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第8、議案第20号 東吾妻町介護保険条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第20号 東吾妻町介護保険条例等の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、第5期介護保険事業計画の策定を受けまして、平成24年度から26年度までの介護保険料の改定をお願いするものでございます。

介護保険につきましても、介護保険法に基づき、3年ごとに介護保険事業計画の策定が義務づけられております。この計画では、向こう3年間の介護給付費の総見込額とそのサービス量確保のための方策などを定めることになっております。

町では、1月から2月にかけて介護保険事業運営協議会を開催し、第5期介護保険事業計画を策定いたしました。その結果、今後の介護給付費は大きく増加することが見込まれました。そのため、今回大幅な保険料引き上げをお願いせざるを得ない状況でございます。

介護保険料は、原則介護給付費総額の21%を65歳以上の保険料で賄うと決められており、これらをもとに保険料基準額を算出しますと、年額4万4,700円となります。これは現行の29.9%アップでございます。高齢化の加速や施設整備に伴うサービス給付費の増加、さらには保険料負担率が1%上がったことなどが要因でございます。このような状況下、65歳以上の保険料は低所得の人に過重な負担とならないよう、前期同様、所得に応じた6段階に設定しております。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて担当課長の説明をお願いします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） お世話になります。

それでは、説明させていただきます。

今回の改正は、ただいまの町長からの提案理由にありましたように、来年度から3年間の介護保険の財源を確保するために保険料の値上げをお願いするものでございます。

それでは、新旧対照表をごらんください。

改正箇所は、第2条の保険料率の改正と改正附則に第7条の特例を加えるものでございます。

保険料は、政令で定める基準に従い条例で定めることになっており、その政令がここにあります政令第38条第1項でございます。そして、この対象者等内容をわかりやすく一覧にしたものが、別紙資料1の月額保険料です。別紙資料1、2は、現在校正中の第5期介護保険事業計画の抜粋でございます。

それでは、資料1と新旧対照表を一緒にごらんください。

改正条例、第2条第1号の政令第38条第1項第1号に掲げる者とは、資料1の月額保険料の第1段階の生活保護者及び老齢福祉年金受給者に該当します。以下、別紙保険料の段階欄に該当する条、号を記してありますので、確認していただければと思います。

保険料の基準となるのが、条例第2条第4号、資料では第4段階網かけ部分でありまして、年額4万4,700円でございます。この基準額をもとに、所得段階に応じた標準割合0.5から1.5を掛けまして、各段階の年額保険料を算出いたします。

第4段階にもう一つの3万9,000円がございますが、これは改正附則第7条の追加によるもので、特例措置の規定でございます。基準の第4段階と第3段階の間に新たな段階を設けることにより、負担軽減を図るものでございます。

それでは、なぜ今回29.9%もの大幅な引き上げをお願いしなければならないかご説明を申し上げます。

介護保険の財源は法令で定められており、65歳以上の第1号被保険者は保険給付費の原則21%を負担しなければなりません。今回、この負担割合が1%アップとなりました。

別紙資料2の円グラフをごらんいただきたいと思います。

国からの調整交付金が5%を超えると、65歳以上の保険料負担割合が21%以下に下がります。この調整交付金は、市町村間の格差是正のため、3から11%の範囲で調整されて交付

されてまいります。

保険料算出のもととなる保険給付費ですが、第5期介護保険事業計画では、今後3年間で17.2%ふえる見込みとなっております。この要因は、団塊の世代が65歳を迎え、高齢化がますます加速し、要介護者もふえ、給付費もかさむというものでございます。

サービスの供給状況ですが、本年度2カ所のデイサービスセンター、定員40人でございますが、これが新たにオープンしております。また、来年度以降には29人定員の小規模特別養護老人ホーム等の建設が見込まれており、施設整備が進みますと当然に給付費も膨らんでまいります。さらに、わずかではあります、介護報酬の改定も0.7%ほど影響しております。このような状況下で保険料基準額を算出いたしますと、年額4万4,700円、月額では3,725円となります。この基準額算出の根拠が別紙資料3でございます。

それでは、その資料をごらんください。

前期4期と今期5期の対比でございます。③の保険給付費総額は16%増の40億円余りで見込まれております。④が65歳以上の保険料負担額で、上の給付費総額、③の原則分の21%でございます。⑥調整交付金を8.16%見込んでおりますので、3.16%分、負担額が下がります。それが⑦でございます。そして、⑧で町の基金は6,340万円の全額を、⑨の県の基金は確定額でございます1,077万3,000円を取り崩して保険料の抑制のために充当いたします。その結果、保険料収納必要額は⑩と下がります。その後、予定収納率と補正後の被保険者数を加味して保険料を算出しますと、年額4万4,700円となります。最終結果としては、65歳以上の第1号被保険者は、保険給付費総額の16.1%を保険料として負担していただくこととなります。もろもろの要素が加わりまして、原則の21%から16.1%に減少となります。

参考に、県内の改定状況をお配りしましたので、資料4をごらんいただければと思います。

本町の改定状況でございますが、上昇率では12位でございますが、新しい保険料では下から2番目と低い状況でございますので、よろしくご理解をお願い申し上げ、説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第21号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第9、議案第21号 東吾妻町敬老祝金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第21号 東吾妻町敬老祝金条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

敬老祝い金は、毎年9月に民生児童委員にお願いして支給しておりますが、100歳到達者につきましては誕生日に慶祝訪問して贈呈しておるのが現状でございます。今回の改正は、その現状に合わせた改正でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて担当課長の説明をお願いします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） それでは、説明申し上げます。

ただいま町長が申し上げた提案理由のとおりでございますが、新旧対象表をごらんください。

ごらんのとおり、「祝金支給の時期」を規定した第3条にただし書きを加えるものでございます。敬老祝い金につきまして、80歳、85歳、90歳、95歳及び100歳到達者を対象として、9月の敬老の日前後に、民生委員にお世話になって贈呈しております。ただし、100歳到達者につきましては、誕生日に町長みずから慶祝訪問して祝い金を手渡しているのが現状でございます。今回はこれを明確にするために改正するものでございます。

ちなみに、今年度は既に4人、来年度は7人が100歳到達者ということで予定されておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第22号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第10、議案第22号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第22号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成23年12月14日にそれぞれ公布され、原則として同日から施行されたことに伴う税条例の一部改正並びに町民税の減免規定を追加する改正でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて担当課長の説明を願います。

税務会計課長。

○税務会計課長（佐藤喜知雄君） お世話になります。

概要につきましては、先ほど町長が述べたとおりでございます。

それでは、改正内容の詳細について説明をさせていただきます。

新旧対照表の1ページをお開き願いたいと思います。

左側、改正後欄で説明させていただきます。

最初に、町民税の減免規定の追加でございます。これは、土地開発公社等の公共法人に対する減免規定の追加でございます。現在、町の土地開発公社等は公共法人であり、国税である法人税は非課税でございますが、地方税法第296条第1項の規定に該当しないものについては、地方税である法人の町民税が課税されます。これに対し、県を初め、多くの市町村では減免規定を設け、減免適用しているところがほとんどですので、当町においても同様な規定の整備を図りたい、そういったものでございます。

次に、同じく1ページの第54条第7項ですが、施行規則の改正に伴う条ずれの修正でござ

います。

第95条は、地方税法第468条、たばこ税の税率の改正に伴う規定整備でございまして、都道府県たばこ税と市町村たばこ税との間で税率を調整することで、都道府県と市町村の増減収の調整を行うものでございます。平成25年4月1日からの施行を予定しております。

附則第9条は、法附則第7条の改正に伴う規定整備でございまして、規定整備に伴い削除するものでございます。これは平成25年1月1日からの施行を予定しております。

1 ページ最後の第16条の2第1項の改正は、旧3級品の製造たばこについて、第95条と同様の趣旨により税率の引き上げを行うものでございまして、平成25年4月1日からの施行を予定しております。

2 ページの附則22条は、法附則第42条、東日本大震災に係る雑損控除等の特例の改正に伴う規定整備でございまして、災害により住宅、家財等に損失が生じた場合に雑損控除の対象となる災害関連支出について、大規模災害の場合には災害がやんだ日から3年以内の支出とすると改正するものでございます。

3 ページの法附則第25条は、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律の申請に伴う規定整備による追加でございまして、平成26年度から平成35年度までの個人の町民税に限り、均等割の税率を現行の3,000円に500円を加算した額とするという改正でございまして。

以上、雑駁ですけれども、ご提案の説明にかえさせていただきます。どうかよろしく願いします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第23号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第11、議案第23号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第23号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

群馬県では、小口資金を含めた制度融資について、平成15年度から平成23年度まで借換制度を実施しており、平成24年度においても景気情勢等を踏まえ借換制度を継続することとし、群馬県小口資金融資促進制度要綱の一部が改正になりました。町でも中小事業者等を取り巻く状況等を踏まえ、平成24年度についても借換制度を継続するものでございます。

また、平成23年度以前に融資したものを対象に、平成24年度内に申し出た場合にのみ、条件変更により融資期間を最長3年間延長できる特例措置を平成24年度も継続するものであります。

詳細につきましては担当課長より説明させていただきますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(菅谷光重君) 続いて担当課長の説明をお願いします。

産業課長。

○産業課長(轟 馨君) お世話になります。

それでは、詳細説明を申し上げます。

この改正につきましては、先ほど町長が申し上げたとおり、経済情勢が依然として厳しいことを勘案し、借換制度の1年間の期間延長をする改正でございます。

新旧対照表をごらんください。

8条の2で、借換制度につきましては、中小企業金融円滑化法の施行に伴い、群馬県の制度融資の取り扱いが変更になり、小口資金につきましても借りかえで対応することになりましたので、平成24年度についても借換制度を継続するものでございます。これは平成20年10月より実施してきた緊急保証制度が平成23年度で終わることによる特例措置でございます。

また、附則の3で、融資期間の延長を追加して平成23年度以前の融資を受けた場合で、平成24年度中に取扱金融機関に申し出た場合、手続が可能ということになれば融資期間を最大3年間延長できるようにするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(菅谷光重君) 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

す。

◎議案第24号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第12、議案第24号 東吾妻町農漁業災害対策特別措置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第24号 東吾妻町農漁業災害対策特別措置条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

群馬県では、最近の災害の多様化に対応するため、市町村の意見を聞いて災害の種類や適用基準の見直しを行いました。それに伴い、町の条例の改正をお願いするものであります。

災害の種類に、高温、竜巻及び突風を追加いたしました。また、災害の適用基準においては、降ひょう、竜巻、突風などの局所的災害の場合は通常 $\frac{2}{1}$ の $\frac{1}{5}$ ヘクタール以上が対象となり、果樹、茶、桑などの永年作物の被害は通常 $\frac{2}{1}$ の $\frac{1}{10}$ 戸以上、畜産物や繭、農漁業用施設の災害の場合は、通常 $\frac{2}{1}$ の $\frac{1}{5}$ 戸以上がそれぞれ対象となるなど改善いたしました。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議いただき、ご議決くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて担当課長の説明を願います。

産業課長。

○産業課長（轟 馨君） それでは、詳細説明を申し上げます。

この改正につきましては、群馬県では最近の災害の多様化に対応するため、市町村の意見を聞きながら条例改正を行いました。町の条例もそれに合わせて今回改正するものでございます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

まず、第1条において、災害の種類に高温、竜巻、突風を追加いたしました。最近は異常気象のためか、これらの災害はここ数年間で頻繁に国内で発生しているような状況でござい

ます。

次に、第2条では、1号から8号に該当すれば無条件に指定災害とするよう適用基準を緩和いたしました。また、局所的災害としまして、降ひょう、竜巻、突風を指定し、この災害の場合は改正前に比べて適用基準を2分の1に緩和しています。

まず、1号では、降ひょう、竜巻または突風に限って10ヘクタールを5ヘクタールとし、3号では、永年作物の被害に対しては20戸を10戸とし、第4号、畜産物または繭の被害に対しましては10戸を5戸とし、第6号では農業用施設の災害被害に対しては10戸を5戸といたしております。

次に、3条でございますけれども、改正前は費用か現金支給かの、ちょっと読んだところではわからないところがありますけれども、そのあいまいさをなくし、「費用の助成」と明記いたしました。改正前の(5)「種苗、桑葉等の輸送についての助成」と(9)の「農業用施設の復旧についての助成」を削除いたしましたので、項目が2つ減り、13項目から11項目となりました。

第8条以下についての変更は、字句の変更でございます。よろしく申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第25号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第13、議案第25号 東吾妻町観光駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第25号 東吾妻町観光駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の条例の一部改正は、設置及び管理に関する条例に4カ所の駐車場の追加をお願いするものでございます。

まず、岩櫃山登山口の平沢地区において、町が整備を行い以前より利用をいただいている岩櫃山登山口一本松駐車場については、普通乗用車10台とトイレが設置してあります。同じく、平沢地区の岩櫃山登山口第二駐車場は普通乗用車50台分の駐車場を備えております。

次に、岩櫃山を挟んだ古谷地区に本年度整備いたしました岩櫃山古谷駐車場は、普通乗用車7台分の駐車場を備えております。

次に、大字須賀尾滝ノ沢不動滝駐車場も本年度整備しましたが、普通乗用車5台分の駐車場を備えております。

以上4カ所の駐車場とも、地域の観光振興と活性化に役立つ施設と考えております。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて担当課長の説明を願います。

産業課長。

○産業課長（轟 馨君） それでは、詳細説明を申し上げます。

この改正につきましては、観光駐車場としての追加のお願いでございます。

まず、観光駐車場位置図の資料1をごらんいただきたいと思います。

平沢地区から岩櫃山へ登るルートにある岩櫃山登山口一本松駐車場でございます。普通乗用車10台のスペースとトイレを設置してあります。この駐車場より約150メートルほど手前にあるのが岩櫃山登山口第二駐車場でございます。普通乗用車50台分のスペースがあります。図面ですと大きく見えますけれども、北のほうは高い土手になっておりますので、実際の駐車スペースはもう少し狭くなっております。この2カ所の駐車場とも、休日には岩櫃城跡や岩櫃山へ登る観光客に利用されています。また、秋の紅葉祭にはメイン会場となっております。

次に、資料2をごらんいただきたいと思います。

古谷地区から岩櫃山へ登るルートにある岩櫃山古谷駐車場でございます。乗用車7台分のスペースがあります。古谷区の公民館の町道を挟んだ反対側にあります。

最後に、資料3をごらんいただきたいと思います。

今年度造成しました須賀尾滝ノ沢不動滝駐車場でございます。普通乗用車5台分のスペースがあります。須賀尾清水バス停から約1.5キロメートルほど西に行った国有林内にあります。駐車場から不動滝が真正面に見え、浅間隠登山などの折に利用されると思います。

いずれの駐車場も、地域の観光振興と活性化に寄与できるものと考えております。よろし

くお願いします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

ここで休憩をとります。

再開を議場の時計で11時10分といたします。

(午前10時59分)

○議長（菅谷光重君） ただいまより再開いたします。

(午前11時10分)

◎議案第26号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第14、議案第26号 東吾妻町町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 議案第26号 東吾妻町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

公営住宅法改正により、入居収入基準が都道府県及び市町村の制定する条例に委任されるため、条例の一部改正が必要となりましたので、提案するものであります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて担当課長の説明を願います。

建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） お世話になります。

この改正につきましては、政令により枠づけされていた条項を条例及び規則で定めるもので、内容につきましては、現在の政令と同様となる資格及び収入基準とすることのお願いでございます。

新旧対照表について説明させていただきます。

入居者の資格、第5条第1項2行目ではありますが、語句の修正と、政令第6条第1項につきましては政令で定める入居者の資格を規則で定め、第2項アの1行目につきましても規則で定め、2行目、金額につきましては21万4,000円としております。

同じく、イの5行目の金額につきましても21万4,000円、括弧書きで「当該災害発生の日から3年を経過した後は、15万8,000円」としております。

同じく、ウの1行目の金額につきましても15万8,000円としております。

第6条第2項の3行目につきましては語句の修正で、「なお」を削除させていただきます。

また、附則といたしまして、1として施行期日、2として町長の承認、通知等の経過措置、3として、提出された申請及び届け出等の経過措置を明記しております。よろしくお願いたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第27号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第15、議案第27号 東吾妻町立学校給食費徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第27号 東吾妻町立学校給食費徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

子育て支援として給食費無料化は大変有効な事業であります。親の負担を軽減することで、多くの若い親がこの町に定着をし、子供を産み育てていく意欲を高揚し、ひいては東吾妻町

の活性化につながっていくものであります。また、少子化が進展する中で、今や町ぐるみで子供たちを育てていく状況に至っていると判断されます。子供は町の宝であるのであります。

昨年の3月定例会で平成23年度予算に計上し、上程をいたしました。直後の3月11日に未曾有の東日本大震災が発生いたしまして、我が国の財政・財源等が見通せない状況となり、やむなく取り下げをいたしました。このような中で、新年度4月からまず中学校給食の無料化を開始し、大震災に関係した国の財源・財政の状況を見きわめながら、この事業を順次拡大、充実を図ってまいりたいと考えております。この給食費無料化は、町民の皆さんの要望が大変に大きい事業であります。この強い期待にこたえる議会の皆様のご判断をいただきますようお願いいたします。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて担当課長の説明をお願いします。

教育課長。

○教育課長（角田輝明君） お世話になります。

それでは、説明させていただきます。

この改正につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおり、中学生の給食費の無料化を実施するための改正でございます。

新旧対照表をごらんください。

第2条は、保護者からの給食費を徴収するための条文でございますので、文末に「ただし、中学生の給食費については、当分の間、これを免除する」の条文を加えるものでございます。

また、第3条及び第7条につきましては、給食法の改正により条ずれが生じたので改正するものでございます。

なお、中学生の予定者数につきましては387人でございます。

以上、簡単な説明でございますが、よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第28号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第16、議案第28号 東吾妻町公民館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第28号 東吾妻町公民館条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

社会教育法の一部改正により、これまで法律で定められていた公民館運営審議会の委嘱、任命の基準が削除され、文部科学省令で参酌すべき基準として定められたことにより改正でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて担当課長の説明を願います。

教育課長。

○教育課長（角田輝明君） 東吾妻町公民館条例の一部を改正する条例につきましては、平成24年4月1日に施行される、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律、第2次一括法でございますが、これによりまして社会教育法の改正が行われ、委員の委嘱の基準は市町村の条例で定めることになりました。なお、この基準については、文部科学省令で定める基準を参酌し定めることになっております。

新旧対照表をごらんください。

省令で定められました「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者から委嘱する」を第2項とし、改正前の第2項を3項とし、審議会の諮問者を「館長」から「教育長」に改正するものでございます。

以上、簡単な説明でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第1号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第17、議案第1号 平成24年度東吾妻町一般会計予算案を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第1号 平成24年度東吾妻町一般会計予算案について、提案理由の説明を申し上げます。

来年度の国の予算編成の基本方針では、東日本大震災からの復興、経済分野のフロンティアの開拓、分厚い中間層の復活、農林水産業の再生、エネルギー・環境政策の再設計の5つの重点分野を中心に日本再生に全力で取り組み、あわせて、地域主権改革を確実に推進するとともに、既存予算の不断の見直しを行うとされております。

町におきましては、事務事業評価委員会等で既存事業の見直し等を行い、庁舎建設検討調査、中学校の統合や少子高齢化対策など喫緊の政策課題に取り組みを始め、町の第1次総合計画の基本理念であります「人と自然の息吹が未来を奏でる 笑顔あふれるまち」を着実に推進することを踏まえまして予算を編成してまいりました。

今回お願いする平成24年度東吾妻町一般会計予算につきましては、総額79億4,500万円を計上させていただきました。前年度対比では5.03%の減、金額にいたしまして4億2,100万円の減といたしました。

それでは、予算の主な内容について、歳入からご説明申し上げます。

町民税につきましては、個人・法人町民税の見込みが、景気低迷や雇用情勢などの不透明な要素がありまして、前年比4.6%の減、約3,100万円の減を見込んでおります。

固定資産税につきましては、新規事業所の課税等もありまして、前年比2.9%の増、金額では約2,800万円の増となり、町税収入全体としてはほぼ前年同様と見込んでおります。

地方交付税は、国の地方交付税総額の伸びなどを踏まえ、前年比6.4%、金額では1億7,800万円の増を見込んでおります。

国庫支出金は、子ども手当交付金の減や都市公園事業などの減が主な要因となり、前年比38.7%の減、金額では約2億4,300万円の減となっております。

県支出金は、介護基盤緊急整備事業費1億1,600万円の新規事業もありますが、前年比

8.2%の減、金額では約5,500万円の減を見込んでおります。

諸収入は、中学生の学校給食費の無料化に伴い減の見込みとなり、また、ダム関連事業費も減になりまして、前年比46.5%の減、金額では約2億2,700万円の減となります。

町債につきましては、臨時財政対策債が減になりまして、前年比4.4%の減、金額では約3,700万円の減を見込んでおります。

続いて、歳出でございます。

総務費につきましては、節電・エコ対策として、本庁舎1階フロア照明器具LED化及び2年計画で防犯灯のLED化を進めてまいります。電気自動車の購入も予定しております。また、高齢者対策としまして、自動車運転免許証の自主返納者支援事業を実施してまいります。庁舎建設につきましては、基金の積み立てや庁舎建設検討調査事業を実施してまいります。

民生費では、高齢者対策として、地域密着型小規模特別養護老人ホームの施設設備に補助を行います。老人クラブや社会福祉協議会の補助金を拡充いたします。また、子育て支援対策といたしまして、民間による学童保育施設の新設への補助等、事業の充実を図ってまいります。

衛生費では、高齢者対策として肺炎球菌の予防接種補助金制度を新設してまいります。また、太陽光発電システム設置費補助につきましては、補助件数をふやして引き続き行ってまいります。公害対策としての放射線量低減対策では、国の100%補助を受け、土壌の除染工事等に取り組んでまいります。霊園管理では、町が販売を行っております墓地の区画が少なくなっており、霊園の区画を造成する工事を進めてまいります。

農林水産業費では、青年就農支援事業として就農給付金事業を実施してまいります。Iターン、Jターンが対象者になり、5年間、国庫補助100%の就農安定支援のための給付金が支給されてまいります。

商工費では、住宅新築改修等補助金を町民の住環境向上と町内商工業の活性化を図るため、本年度も実施してまいります。また、町内に新たに用地を取得し、創業上必要な施設を設置しました企業には、固定資産税相当額を企業誘致奨励金として交付してまいります。

土木費では、道路維持費や道路改良費で引き続き町道の管理を行ってまいります。

消防費では、4分団1部に消防自動車の購入を予定しております。また、消防団員、職員用として連絡網システムの構築を図ります。

教育費では、子育て支援対策の一環として、中学生の給食費を無料にしてまいります。ま

た、中学校統合に向け、統合中学校等の設計委託料を含めた中学校統合費を計上しております。

以上が主な内容でございますが、事務事業の見直しや経費節減に努めながら、住民ニーズにできる限りこたえられるような予算とさせていただきました。

詳細につきましてはそれぞれの所管する課長から順を追って説明させますので、十分にご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて担当課長の説明をお願いします。

企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） お世話になります。

それでは、予算書をお願いします。

1 ページをお願いしたいと思います。まず、議決いただく1条から5条までになります。

平成24年度の予算、第1条、歳入歳出予算ですけれども、合計で79億4,500万円ということでお世話になりたいと思います。これにつきましては、次の第1表で説明しますけれども、予算総額、ご議決いただくのは歳入歳出の款項区分ということでよろしくをお願いしたいと思います。

続きまして、第2条が債務負担行為です。これも次の第2表のところでご説明をします。

第3条の地方債につきましても、第3表でご説明をします。

一時借入金、第4条につきましては、昨年同様、最高額8億円ということで定めていきたいと思っております。

続きまして、第5条は、歳出予算の流用に関して説明がされております。

以上、ご議決いただく案件になります。

それで、予算につきましては、これは一般会計で、特別会計予算がこれからずっと続きます。きょう、参考資料としまして3枚つづりの6ページ物が行っていると思っております。この見方を若干説明いたします。

まず、最初の1ページ目が、一般会計、これは当初予算ですので、ずっと説明が中にあるんですけども、差し引きですとか伸び率ですとか構成比というのがわかりやすく入っております。そういったところでご活用願えればというふうに思います。

1枚めくっていただきますと、これは全会計になります。いわゆる一般会計から特別会計、企業会計が下にありますが、そういったところの歳入歳出です。この見方で、この後の5ページに一般会計から繰り出したりとか補助金を出しているという表があります。で

すから、そこで計算していきますと、例えば本年度、合計というふうにありますのが、一般会計・特別会計——企業会計を抜いた部分なんですけれども、124億5,582万2,000円というふうにあると思います。これで繰り出しているのが、5ページにあるように総額では7億336万7,000円の繰り出しがありますよと。ただ、特別会計への補助金として2,000万円もあるので、引いたり足したりすると、実際には一般会計と特別会計を合わせて117億7,245万5,000円ですよということになります。そんな見方をしてください。

それから、3ページ、4ページにつきましては、性質別で集計させていただきました。人件費ですとか物件費ですとかという形で集計しております。下に説明書きがありますので、説明書きを読んでいただければと思います。3ページが一般会計、4ページは全会計が入っております。

続いて、5ページ目になります。5ページ目が、先ほど説明しましたように一般会計から繰出金を出したりとか補助金を出したりとかという一覧表になります。

そして、最後が地方債の残高になります。ここに全会計分が載っております。見ていただければと思うんですけれども、区分があって2列目なんですけれども、平成23年度末の現在高が150億6,716万3,000円ということで、徐々に下がってきているのがわかると思います。順調に推移していけば、24年度の見込みとしても起債よりも償還のほうが多い形になっておりますので、最終的には148億2,606万1,000円という予想になります。そういう表になります。集計されていますので、後で活用願えればというふうに思います。

それでは、また予算書に戻りまして説明をしていきたいと思います。

2ページ目、3ページ目につきましては、先ほど言いましたように、予算をご議決いただく款項の集計になっております。詳細は後で説明しますので、見ていただければというふうに思います。4ページまでが歳入で、5ページ、6ページが歳出ということになります。

続きまして、第2条の債務負担行為になります。第2表債務負担行為ということで、例年お願いしております土地区画整理事業として、損失補てん、契約の関係で限度額を事業資金の6,000万円ということでお世話になればというふうに思います。

続いて、第3表の地方債になります。これにつきましては、第3条の関係ですけれども、これは合計で、ここにありますように8億600万円ということになります。詳細につきましては、25ページのほうで、地方債のところの説明をしていきたいというふうに思っています。

続きまして、8ページからが事項別明細になります。これは総計になっていまして、10ページからが細かい歳入歳出の事項別明細になるので、ここからは各課によって説明をしたい

と思います。よろしく申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 税務会計課長。

○税務会計課長（佐藤喜知雄君） お世話になります。

最初に、8ページをごらんください。

自主財源の柱であります町税は、直近の調定額をもとに徴収率や経済動向などを勘案して計上させていただきました。総額では前年度比100.1%の18億2,966万6,000円となり、ほぼ前年同額でございます。構成費では予算規模の縮小もありまして23.03%と、昨年度を1.1%上回っています。

内訳では、町税全体の57%を占める固定資産税が増収、町民税は個人及び法人とも景気動向等を考慮し減収となっております。軽自動車税と入湯税は、直近数値をもとに、わずかですが減収となっております。たばこ税は、本数は減っていますが、税収はふえている、そういった実績から増収となっております。

次に、10ページをお願いします。これからは税目ごとに説明をさせていただきます。

最初に、1款1項の町民税でございます。町民税は税収全体のおよそ35%を占めております。

1目の個人の町民税でございますが、昨年と同様、景気回復の実感がまだ乏しく、個人の所得はなかなか伸びないというふうに予測いたしまして、前年度比2.6%減の5億3,418万4,000円でございます。内訳はごらんとおりでございますが、普通徴収分が7.8%減の1億3,236万7,000円でございます。滞納繰越分といたしまして368万1,000円を計上いたしました。

2目の町民法人税は、景気状況、直近の伸び率等を考慮して13.8%減の1億673万3,000円でございます。法人税割につきましては前年度比15.5%減の7,187万7,000円を、均等割は264法人より3,448万6,000円を見込みました。結果、町民税は前年度比4.6%減の6億4,091万7,000円となりました。

続きまして、固定資産税をお願いします。固定資産税は、税収全体のおよそ57%と、一番大きな財源でございます。

1目の固定資産税でございますが、ここ数年、地価の下落が続き、それを反映して土地については減収、家屋についても新築・増築分はありますけれども、評価替えによりまして建築物価の変動率の改正があり、最大家屋分の評価額が下がりますので減収となると見込みました。償却資産になりますけれども、特に東京電力を中心とする総務大臣配分が税収の大き

な割合を占めるわけですが、償却資産の性格上、新たな設備投資が進まないと税収の落ち込みが予測されます。大震災等の影響が懸念するところであるんですけれども、一方で、吾妻バイオパワーでの設備投資もあり、増収を見込んでおります。滞納繰越分は17%増の516万9,000円を見込みました。その結果、1目の固定資産税は2.9%増の10億2,152万6,000円でございます。

2目の国有資産等所在市町村交付金及び納付金でございますが、前年度から杉並区がふえて交付団体は5団体となっております。いずれも、法で定められた前年の11月30日までに通知された価格等に基づいて算出した税額2,494万5,000円を計上してあります。参考までに、杉並区所有のコニファーいわびつの交付金は991万円でございます。所在市町村交付金を含めた固定資産税は、2.8%増の10億4,647万1,000円でございます。

次に、軽自動車税でございます。これは直近の登録台数をもとに見込んだ結果、1.8%減の4,379万9,000円となりました。

11ページをお願いいたします。

町たばこ税は、値上げ以降、売り上げ本数は減ってはいるんですけれども、税収は、直近の数字では前年に比べ増収になっている現状がございます。どうやら落ち着くところへ落ち着いたという感じがするわけですが、こうしたことを踏まえて7.1%増の9,097万9,000円を見込みました。

最後に、入湯税でございますが、町内6旅館の宿泊客5万人を見込み、1人当たり150円で、750万円を見込みました。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） そうすれば、2款の地方譲与税からですけれども、2款の地方譲与税から11款、ページは13ページなんですけれども交通安全特別交付金までにつきましては、決算見込み、国から出ています地方財政計画の概要等を考慮しながら算出しております。

まず、2款の地方譲与税であります。地方譲与税というのはどういうものかといいますと、いわゆる地方で徴収すればいいんですけれども、国が一括して徴収して配分をするという、そういった税になります。これにつきましては、1目の地方揮発油譲与税、ガソリン税ですね。これが4,004万9,000円ということで、364万9,000円の増を見込んでおります。続いて、自動車重量譲与税になりますけれども、これにつきましては、9,659万7,000円で359万7,000円の増を見込んでおります。

そして、3款利子割交付金、ここから交付金になります。交付金は、収入に、これごと収入の99%で5分の3を掛けて3年間の平均ですよというような、そういったルールに基づいて市町村等に交付されるものであります。1目の利子割交付金につきましては、560万円ということで昨年並みです。

続いて、4款の配当割交付金につきましては、10万円増の100万円ということでお願いしたいと思います。

1枚めくっていただきまして、5款の株式等譲渡所得割交付金につきましては、100万円ということで6万円減。

6款の地方消費税交付金につきましては、デフレでかなり消費が落ち込んでいるということで、1億4,578万8,000円ということで、△の1,891万2,000円です。

ゴルフ場利用税交付金につきましても、若干利用が減っているということで、2,488万1,000円で△の101万9,000円です。

8款の自動車取得税交付金につきましては、2,697万9,000円計上です。△の312万1,000円ということになります。

続きまして、9款地方特例交付金であります。これにつきましては、1,058万2,000円、△の2,581万8,000円ということでかなり減っていると思います。地方特例交付金というのはどういうものかといいますと、いわゆる減収補てん、町の収入が国の政策によって減った、一番端的に始まったのが、所得の定率減税というのが、昔、小渕首相のときに入ったと思います。定率減税することによって町の収入が減りますよ、その減った分を国が補てんしますよというのが、この交付金になります。ただ、今回、何でこんなに減ったかといいますと、ちょっと詳しく説明しますと、いわゆる子ども手当ができたときに扶養控除というのがなくなりました。そうやって税金がふえました。町民税も若年層の扶養控除がなくなったことによって税金がふえましたよ、ふえた分がそのままですよ。税制改正になってないので、ただ、子ども手当がなくなりまして、それがなくなりました。そこで、地方に財源があるので、そういった関係で、子ども手当の関係の部分だとか、今まで出していた自動車取得税に対する減収補てんですとか、エコカー減税ですね。そういったものが、それは地方で見てくださいよと。住宅取得控除だけのものを見ますということで、大体3分の1ぐらいになったということになります。

続いて、10款の地方交付税です。地方交付税につきましても、地方財政計画で若干ふえました。ふえたことによって、総額で29億6,331万6,000円ということで、1億7,793万6,000

円の増を見込んでいます。もう一つは、中之条病院の関係で、約8,000万円以上の歳入も見込んでいます。そういった関係で、こういった額になっております。

続きまして、11款の交通安全対策特別交付金につきましては、341万円計上で、△の24万円となっております。

続いて、12款分担金及び負担金です。これにつきましては、いろいろな事業をしたときの受益者負担金になります。1目の民生費負担金887万7,000円、97万7,000円の増、2目の農林水産業費負担金1億4,094万9,000円、118万7,000円の増ということで、説明欄にいろいろ書いてあります。これにつきましては、各課のいろいろな事業が関係することでありまして、今年度、特別なものがありましたら、そういった各課の歳出のほうでご説明をさせていただきたいと思っております。

続いて、13款の使用料及び手数料になります。これも決算見込みにより算出してあります。まず、使用料ですけれども、1目の総務使用料から、ずっと下にいきまして次のページの14ページ、9目の岩櫃ふれあいの郷使用料までが使用料です。総計で1億3,519万8,000円、△の778万7,000円ということです。続いて、手数料です。これも決算見込み等からの算出です。1目総務手数料から5目の土木手数料まで、合計しまして1,148万8,000円で、△の24万8,000円ということになります。

続きまして、14款の国庫支出金になります。国からは、1款の負担金、2款の補助金、3款の委託金というような形で、事業の内容によって変わっています。負担金というのはどういうものかといいますと、地方と国が共同で事務事業を行うときに国から出るのが負担金になります。補助金については、国が地方の事業を奨励するような形で出るのが国から、県もそうですけれども補助金ということになります。それから、委託金は、本来国が行う事務事業なんだけれども地方がしたほうが効率的ですよということで、国から委託されて行う事業ということで、全部事業に関連しますので雑駁に説明しますが、新規事業等がありましたら各課の事業等で説明していきたいと思っております。

それでは、もう一回、15ページの14款国庫支出金になります。1項の国庫負担金、1目民生費国庫負担金につきましては、2億5,949万8,000円、△の1億1,012万5,000円ということになります。これは子ども手当の減が主なものだと思います。

続きまして、1枚めくっていただきまして、2項の国庫補助金になります。1目民生費国庫補助金690万円、185万2,000円の増、2目の衛生費国庫補助金4,558万8,000円、4,442万3,000円の増、3目の農林水産業費国庫補助金462万4,000円、37万6,000円の増、4目の土

木費国庫補助金4,098万8,000円、△1億3,406万2,000円の減、続いて、5目の教育費国庫補助金85万3,000円、△の552万6,000円ということです。総務費の国庫補助金につきましては、廃目になっております。

続きまして、14款国庫支出金の3項委託金、1目総務費委託金1,647万2,000円、△の1,787万3,000円、2目の民生費委託金364万8,000円、△の76万7,000円、3目の農林水産業費委託金205万円、△の343万円、4目の土木委託金500万円、変わらずとなります。

続いて、同じように県の支出金になります。15款になります。

1項が負担金、1目民生費県負担金1億7,034万6,000円、4,064万1,000円の増、2目の衛生費県負担金263万円、△の9,000円。

続いて、同じく県支出金の2項の県補助金になります。1目総務費県補助金2,704万5,000円、△の603万7,000円、1枚めくって18ページになります。2目の民生費県補助金2億1,685万円、1億1,936万9,000円の増、3目衛生費県補助金945万4,000円、△の977万円、4目の農林水産業費県補助金1億651万4,000円、△の3,761万3,000円、19ページにいきまして、5目の商工費県補助金1,499万9,000円、△の1,292万5,000円、6目教育費県補助金245万6,000円、113万2,000円の増、7目農林水産業施設災害復旧費県補助金282万1,000円の皆増です。

続いて、同じく県支出金の3項の委託金になります。1目総務費委託金2,484万3,000円、△の1,966万5,000円、20ページで、2目の農林水産業費委託金162万3,000円、△の18万2,000円、3目都市計画費委託金3,994万5,000円、△の1億3,305万5,000円となります。

続いて、16款の財産収入になります。

1項が財産運用収入です。1目で、財産貸付収入ということで、土地建物等の貸し付けに対する収入です。1,650万8,000円、106万円の増、2目の利子及び配当金です。122万8,000円、△の115万1,000円、これはいろいろな基金の利息です。利息が下がっていますので、歳入も下がっているというような状況になります。

続いて、21ページ、同じく財産収入の中の財産売払収入であります。1目不動産売払収入1,186万6,000円、331万8,000円の増、物品の売り払いについては存目的で1,000円です。

続いて、17款の寄附金になります。寄附金につきましては、1目、2目、一般寄附金、民生費寄附金につきましては存目で1,000円を計上しております。ふるさと応援寄附金につきましては、実績によって30万円を計上させていただきました。

続きまして、18款の繰入金であります。基金の繰入金です。1目が公共施設等整備基金繰

入金ということで8,670万3,000円、△の9,303万3,000円ということです。2目の財政調整基金繰入金ということで、1億円の繰り入れを見込みました。3月補正でも説明しますが、3月補正でまた財調に入れて、かなりの部分で繰り入れが入っているということで、この1,000万円を繰り出して、実は歳出のほうで庁舎積み立てのほうに回していきたいかなというような考えで基金を取り崩しております。

続きまして、22ページ、同じく繰入金の2項特別会計繰入金ということで、後期高齢者医療特別会計繰入金、これ存目的に1,000円です。

続いて、繰越金になります。1目の繰越金2億1,000万円ということで、例年説明しているとおり、前年度繰り越しで2億円、繰越明許費の繰越金で1,000万円を見込んでの繰越金であります。

続いて、20款諸収入になります。1項の延滞金、加算金及び過料で、1目延滞金190万円、△の37万円です。

続いて、同じく諸収入の2項の町預金利子ということで、町預金利子で存目的に1,000円を計上させていただきました。

続いて、諸収入、貸付金元金収入ということで、1目貸付金元利収入ということで、30万円20万円の減、預金利子等が減っているということです。利息等の低下ということです。

続いて、23ページになります。

20款4項1目の受託事業収入ということで、718万7,000円、595万円の減です。

続いて、雑入になります。雑入は1目の弁償金から、ずっと雑入になっていきます。説明で、4目給食事業収入ということで、本年度5,443万9,000円で、4,378万5,000円の増というふうになっています。減額するのに、なぜ増かかというと、去年は途中で予算だけ通していただいて、給食費無料化をしなかったということの経過です。先ほど言いましたように387人分で、5,100円で見えていますので、今回の中学校の給食費の無料化によります収入減というのが2,368万5,000円であります。そういった形で、ずっと雑入が来まして、24ページの雑入の10雑入までです。合計で2億5,247万6,000円、△の2億2,101万9,000円ということで、ダム関係でかなり落ちたということが雑入減の主な要因であります。

続きまして、21款町債、1項町債になります。詳しくは歳出予算のほうで説明があると思いますので、これは項目でどんどん説明していきます。1目総務債2億1,200万円で、2,200万円の増、2目民生債3,500万円、前年並みです。3目農林水産業債1,260万円、皆増です。4目土木債1億6,440万円、110万円の増であります。

続いて、26ページです。臨時財政対策債になります。これは基準財政需要額に対して、率が決まっているの計算で、予測計算で3億8,200万円ということで、3,800万円の△ということになります。

歳入は以上であります。

続いて、歳出につきましても各課により説明をします。よろしくお願ひします。

○議長（菅谷光重君） 途中でありますが、ここで休憩をとります。

再開を午後1時といたします。

（午前11時58分）

○議長（菅谷光重君） ただいまより再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（菅谷光重君） 続けてお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） それでは、27ページからの歳出について説明させていただきます。

1款1項1目議会費についてでございますが、1億526万3,000円のお願いでございます。これにつきましては、議員14名の報酬及び事務局職員の人件費、議会運営に要する経常的な経費と会議録調製印刷製本委託料231万9,000円、会議録音反訳委託料237万5,000円が主なものでございます。

続きまして、28ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費についてでございますが、6億5,170万3,000円のお願いでございます。この目では、庁舎内の一般的な管理経費と特別職報酬審議会委員等24名分の報酬、特別職2名分及び総務課、企画課、税務会計課の会計係、町民課の環境対策係の職員42名分の給料、その他職員共済負担金、退職手当組合負担金、社会保険料が主なものでございます。

なお、30ページ、説明欄の中段に、備品購入費といたしまして864万5,000円を計上させていただきました。これは本庁舎1階フロアのLED照明器具並びに電気自動車1台、運搬

用車両1台が主なものでございます。

なお、説明欄下段に、庁舎建設基金積立金1億1万7,000円、庁舎建設検討調査事業といたしまして37万8,000円を計上させていただきました。よろしくお願ひいたします。

続きまして、31ページをお願ひいたします。

2目の行政振興費でございます。これにつきましては1,561万4,000円のお願ひでございます。この目では、区長会長、区長等の報酬、住民センター増改築事業補助金及び地域振興事業補助金が主なものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） 続きまして、3目の財政管理費です。これにつきましては232万円で、昨年と同様になります。主に、財務会計システムといて、いわゆる支払いをするシステムのリース料が主になっております。よろしくお願ひします。

○議長（菅谷光重君） 税務会計課長。

○税務会計課長（佐藤喜知雄君） 4目の会計管理費でございますが、適正な会計事務を行うための経費でございます。総額574万2,000円で、前年度より31万7,000円の増でございます。これは、領収印日付読み取りシステムの初期導入に係る経費でございます。

説明欄の会計管理事業ですが、会計係4名の時間外手当と経常的な経費でございます。中ほどの口座振替手数料の202万8,000円でございますが、口座振替の手数料が1件につき10円、郵便局窓口の場合が1件30円、昨年度より開始しましたコンビニ取扱手数料が1件57円で計上してあります。

事務用品の管理事業でございますが、役場全体の常用消耗品及び各種封筒印刷代でございます。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 続きまして、32ページをお願ひいたします。

5目財産管理費でございます。761万6,000円のお願ひでございます。この目では町有施設の一般的な管理費でございます。説明欄中ほどにございます大戸廻り目の町有地売却に伴います境界復元業務委託料として200万円を計上させていただきました。よろしくお願ひいたします。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） 続いて、6目の公平委員会費です。10万1,000円で経常経費になっています。3人の委員さんの報酬が主です。よろしくお願ひします。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 7目の固定資産評価審査委員会費ですが、12万9,000円のお願いでございます。この目では委員3名分の報酬が主なものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） 続きまして、8目の財政調整基金費になります。73万2,000円の計上です。これは、いわゆる財調の利息の積み立てになります。補正のところで、現在の財調等の説明は3月補正で詳しくしたいと思います。

続きまして、9目の企画費になります。2億3,485万4,000円で、650万2,000円の増ということになります。この主な要因であります。説明欄を見ていただければと思うんですけども、企画費の中ほどに光ケーブルというのが幾つかあると思います。光ケーブルの関係が、歳入でも雑入のところでも24ページに載っているんですけども、光ケーブルの歳入で1,435万5,000円、N T Tから雑入で入りますよと。管理保守料だとか点検料だとか土地借上料等が、そっくりここに同じ金額が載りますよと。ただ、端数の関係で若干違うんですけども、そういったことで、これが、件数がふえたというようなことで200万円の増額、それと、企画費の下の方になります。H21年地域活性化・経済危機対策交付金の返還金ということが、400万円載っていると思うんですけども、これにつきましては、平成21年に、いわゆる吾妻大橋の下になっちゃいます町民センターの関係で、当時この町民センター、こんなに早く橋がかかるという予定ではなかったものですから、どうしても雨漏りがひどくて、補助金を受けて屋根の補修をしております。それが2年しか、まだ経過しないということで返還があるということになります。詳細の金額はこれからなんですけれども、一応400万円を計上させていただきました。その分がふえて、600万円ふえているということになります。

続きまして、34ページになります。

10目の運輸対策費になります。これにつきましては、本年度3,909万7,000円ということで、142万2,000円の増になります。路線バス等鉄道対策事業ということで、例年と同じです。乗り合いバスの関係で、一昨年4月から運行変更して、若干補助金を減らしてきていますが、どうしても利用率が落ちているということで、ここが若干ふえたという要因で、140万円の増額ということになります。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 続きまして、11目支所費でございます。5,061万1,000円のお願いでございます。この目では東支所管理事業、改善センター管理事業に伴う経費でございます。

続きまして、35ページをお願いいたします。

12目簡易郵便局費でございます。589万1,000円のお願いでございます。2名分の臨時職員の賃金、また、植栗、厚田、本宿の3簡易局の一般的な経費でございます。

続きまして、13目の交通対策費でございます。1,177万6,000円のお願いでございます。この目では交通指導員18名分の報酬と出張旅費及び工事請負費としてカーブミラーの設置、外側線工事が主なものでございます。

また、36ページをごらんいただきたいと思いますが、36ページ、説明欄上段には、免許証の自主返納報償費といたしまして35万円を計上させていただきました。

続きまして、14目登記事務費ですが、134万7,000円のお願いでございます。この目では町有財産関係の登記委託料が主なものでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） 続いて、37ページになります。

15目電算業務費です。4,056万3,000円ということで、例年どおりの、主に委託料、保守料等です。機器のそういったことで、こういった金額になります。

続いて、16目の開発費です。これも事務的経費です。公用車1台あるんですけども、その経費が主です。車検がないものですから、△の6万2,000円というふうになります。

17目の広報広聴活動費ということで、いわゆる月1の広報紙と月1の広報カレンダーの関係と、モニター制度をとっておりますのでモニターの関係の経費になります。例年とほぼ同じです。今年度カラー版を、1号だけだったのを、2号をカラーにしました。来年度、半分、6号をカラーにしていきたいと考えています。一遍にできないかという話になっちゃうんですけども、どうしてもカラー版にすると締め切りが少し早まるというようなことがあるので、ことし半分やってみて、軌道に乗ればカラー版でいこうかなと。印刷経費等も下がってきて、カラーにしても減額5万7,000円というような状況ですので、全巻カラーでいけるというふうには思っているんですけども、ことし1年そういうふうに試行的に半分やってみて、締め切り等で支障がなければということで考えております。

続きまして、1枚めくっていただきまして38ページになります。

18目地域活性化対策費ということで、これは団体への補助金です。減額しているのは何か

といいますと、昨年、決算書等の審査をして、各団体、少しずつ減らしたという状況で、11万8,000円の減額は補助金の減額ということです。

続いて、19目の交流事業推進費についての5万3,000円減額になっております。これも、阿波おどりの交流のときに、補助金を出しているいわびつ連があります。その関係で若干減らしたということで、あとは経常経費になります。

続いて、20目の山村振興対策費です。14万1,000円で、これは例年どおり上部団体の負担金が主なものです。よろしくをお願いします。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 続きまして、21目諸費でございます。1,564万9,000円のお願いでございます。この目では弁護士報酬といたしまして60万円、顧問委託料として50万円を計上させていただきました。

また、39ページの説明欄中段に、防犯事業では、防犯灯の新設工事費として15灯分、並びに防犯灯のLED化工事費といたしまして工事請負費850万8,000円を計上させていただきました。ほかに、防犯灯電気料補助金や自衛隊事業の経費が主なものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 税務会計課長。

○税務会計課長（佐藤喜知雄君） 続きまして、2目の賦課徴収費4,373万9,000円のお願いでございますが、これは税を課税し徴収するための経費でございます。前年度8.3%の減でございます。

それでは、説明欄の事業別ごとに説明させていただきます。

最初に、賦課徴収費1,796万7,000円でございますが、すべて経常的経費でございます。41ページ、上から5段目の還付金及び還付加算金の700万円でございますが、法人町民税には中間申告制度がありまして、確定申告で精算することになっており、還付が生ずる場合がありますので、そのための計上でございます。

続きまして、住民税の426万円でございますが、電算処理業務委託料など、すべて経常的な経費で前年と同額でございます。

続きまして、資産税1,862万7,000円でございますが、前年度より5.8%減でございます。電算処理業務委託料など、町民税と同様、事務的な経費でございます。

続きまして、収税288万5,000円でございますが、現在2名体制で滞納整理や滞納処分などの収納率の向上に努めておりますが、それらに要する経費ございまして、前年と同額で

ございます。

○議長（菅谷光重君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） お世話になります。

では、続きまして、3項1目戸籍住民基本台帳費7,464万4,000円のお願いでございます。

説明欄をお願いいたします。

職員人件費は6名分、4,905万7,000円と、以下は主に経常経費でございます。

42ページをお願いいたします。

戸籍関係488万6,000円、主なものは、戸籍機器3台の保守料及びリース料です。

住民基本台帳471万7,000円、住基ネット・公的個人認証213万9,000円でございます。システム関係の保守料及びリース料です。

外国人登録につきましては1,374万4,000円で、外国人登録を住基システムに移行するため、電算処理業務委託料が主なものでございます。これは我が国に入国・在留する外国人が年々増加をしていることを背景に、住民基本台帳法の一部を改正する法律が公布されました。施行は入管法等改正法の施行の日、平成24年7月が予定されております。これにより、外国人住民の方にも住民票が作成されるようになり、利便性が向上され、町においても行政の合理化が図られます。

人権擁護委員は10万1,000円で事務費等でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 続きまして、4項1目選挙管理委員会費でございます。168万6,000円のお願いでございます。大変申しわけありませんが、説明欄、委員報酬8名分となっておりますが「4名分」に訂正をお願いしたいと思います。申しわけございません。この目では、選挙管理委員4名分の報酬と年間の経常的な運営費でございます。

2目選挙啓発費でございますが、18万9,000円のお願いでございます。この目では、選挙啓発のための費用でございまして、啓発ポスターコンクール等の表彰、記念品等が主なものでございます。

3目農業委員会委員選挙でございます。381万9,000円のお願いでございます。農業委員会委員選挙事務に係る経常経費となっておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） 続きまして、5項の統計調査費、1目統計調査総務費であります。14万2,000円、これは例年経常経費でございますので、よろしくお願いたします。

続きまして、2目の統計調査費94万5,000円です。右側にありますように、工業統計調査から、今年度行います調査の経費になっております。よろしくお願いたします。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 続きまして、6項1目監査委員費でございます。59万5,000円のお願でございます。この目では、委員2名分の報酬と経常経費を計上させていただきました。よろしくお願いたします。

○議長（菅谷光重君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 7項1目ダム対策総務費1億9,859万9,000円のお願でございます。

説明欄によって説明させていただきます。

内訳として、ダム対策総務費5,865万6,000円は、職員5名の人件費、47ページになりますが非常勤職員1名の賃金及び経常経費と、工事請負費につきましては旧岩島第二小学校公仕室の解体、ダム関連団体補助金につきましては、地区ダム対策協議会及び委員会への補助金でございます。

次に、天狗の湯管理事業3,303万5,000円は、職員1名分の人件費と臨時職員の賃金、燃料費、光熱水費等、管理に係る経費でございます。

48ページになりますが、八ッ場ダム水源地域整備事業4,913万円は、土地改良役員の賃金、消耗品等と測量・設計・監理委託料につきましては、松谷及び細谷地区土地改良事業1,588万9,000円でございます。工事請負費につきましては、細谷地区土地改良の補完工事費1,000万円、土地購入費60万9,000円及び補償金423万3,000円につきましては、新井・横谷・松谷線の24名共有の対応、積立金につきましては、松谷・六合村線整備に係る下流都県負担分で1,672万7,000円でございます。

次に、公園管理事業5,777万8,000円は、ふれあい公園及び十二沢パーキングの整備管理費で、公園管理に係る臨時職員の賃金と、測量・設計・委託料につきましては、公園工事積算業務及び売店施設等設計業務委託料920万円、工事請負費につきましては、公園内西側の遊歩道整備と十二沢パーキング整備工事費4,505万円、備品購入につきましては公園管理用備品95万円でございます。よろしくお願いたします。

○議長（菅谷光重君） 事業課長。

○事業課長（蜂須賀 正君） 続きまして、8項の事業費、1目ふれあいの郷総務費でお願いします。お願する額につきましては5,900万2,000円でございます。2節の給料から7節

の賃金までにつきましては、職員4名分と臨時職員の人件費となっております。11節の需用費につきましては、経常経費が主なものでございますが、昨年実施いたしました福島県の観光物産展を今年度におきましても実施するというので、経費20万円ほどを見込んでおります。14節の使用料及び賃借料につきましては、136万4,000円で、ほぼ前年同額ではございますが、この主なものにつきましては、用地の借地料が主なものでございまして、地籍調査が確定いたしましたことによりまして、面積が171平米ほどふえておりまして、その分が多少ふえております。15節の工事請負費660万円でございますが、コンベンションホールの雨水排水改修工事、延長60メートルを予定してございます。

50ページをお願いいたします。

2目福祉センター管理費及び3目コンベンションホール管理費、4目健康増進センター管理費につきましては、経常的な経費でございます。

5目の国民宿舎管理費でございまして、716万1,000円につきましては、前年同額となっております。説明欄にございますように内容的にも同じでございます。

51ページをお願いいたします。

9項の温泉事業費でございまして、1目の桔梗館管理費886万2,000円をお願いでございます。13節の委託料771万2,000円につきましては、指定管理委託料740万円と指定管理移行前に販売いたしました回数券の精算分31万2,000円となっております。

2目の温泉センター管理費8,359万7,000円をお願いでございます。15節工事請負費706万5,000円でございますが、源泉の揚湯ポンプの入れかえ工事433万円が主なものとなっております。

52ページをお願いいたします。

3目の温泉センター食堂費でございまして、4,204万5,000円をお願いでございます。2節の給料から7節の賃金につきましては、職員と臨時職員の人件費でございまして、そのほかにつきましては経常的に経費となっておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） それでは、これより3款民生費でございます。

1項1目の社会福祉総務費1億1,835万3,000円をお願いでございます。

説明欄をごらんください。

最初に、社会福祉事業として1億774万円でございます。民生委員推薦会委員8名の報酬、一般職員9名分の人件費並びに民生児童委員52名、保護司10名の報償費など、経常的な経

費が中心でございます。54ページをお願いいたします。社会福祉協議会補助金は、前年度より600万円増の3,100万円を予定しております。新しいものでは、職員の資質向上のための社会福祉主事資格習得研修の負担金や旅費を計上してございます。

次の障害福祉事業1,061万3,000円ですが、ここでは障害者自立支援法に基づかない、町・県独自の事業であり、知的障害者地域ホーム事業等の委託料や100名分の特定疾患等患者見舞金などがございます。新しいものでは、多機能型事業所負担金15万3,000円がございます。これは今までの授産施設くりのみ学園が、へいせい学園と衣がえをしましたが、引き続き土地使用料相当を吾妻東部3町村で負担していくことになり、その負担金でございます。

続きまして、2目の障害児者自立支援費ですが、障害児者自立支援事業として2億7,075万4,000円のお願いでございます。これは、前年度より8.4%増となります。市町村は、障害者自立支援法に基づき、障害の種別にかかわらず障害者が必要とするサービスを利用できるよう一元的にサービスを提供しなければならず、そのための事業費でございます。障害者が福祉サービスを利用した場合の利用者負担は、介護保険同様、サービス費用の1割が原則ですが、所得により月額負担上限額を設けて、低所得の方でも利用できるよう配慮しております。本年度の障害福祉サービス給付費は、施設入所者の増加などで12.6%増の2億4,151万8,000円を見込んでおります。また、東吾妻地域活動支援センターの指定管理は本年度更新となりますが、管理料は前年度同額の1,250万円を予定しております。以下、例年どおりでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 同じく3目国民年金費でございます。838万2,000円のお願いでございます。職員1名の人件費と経常的な経費ですので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） 続きまして、4目の老人福祉費4億841万2,000円のお願いですが、前年度比151%と大きくふえております。その要因は、次の介護基盤緊急整備事業費補助金によるものでございます。

それでは、老人福祉事業の3億9,411万9,000円ですが、57ページの中ほどに、先ほどの介護基盤緊急整備事業費補助金1億4,500万円がございます。これは本年度のみの補助事業で、介護保険の地域密着型介護サービスの一つであります、定員29人の小規模特別養護老人ホームの建設が原町地内に計画されており、それに対する補助金でございます。1床当たり500万円掛ける29床で、1億4,500万円となります。この補助金の5分の4に当たる1億

1,600万円は県補助金として交付されてまいります。そのほかは例年どおりでございます。敬老祝い金対象者は510人、うち100歳到達者は7人でございます。また、養護老人ホームへの老人保護措置委託料は、2つの施設で12人分を計上してございます。最後にございます2つの特別会計への繰出金は1億9,600万1,000円となりますが、それぞれの特別会計予算で説明申し上げます。

次の地域包括支援センター事業1,429万3,000円ですが、職員1名分の人件費及び予防給付マネジメント業務の委託料でございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、5目の福祉医療費1億6,214万9,000円のお願いでございます。福祉医療費につきましては、重度障害者と母子がふえる傾向にあり、前年度より7.3%増の1億5,918万円の見込みです。この福祉医療費と医療費審査支払手数料のおよそ半分は県費補助金として交付されます。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 58ページをお願いいたします。

6目国民健康保険費2億289万1,000円のお願いでございます。職員5名分の人件費及び国民健康保険特別会計への繰出金1億7,099万6,000円でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） 続きまして、7目の社会福祉施設管理費3,018万6,000円のお願いでございます。これは、旧町民センターの火災保険料と都市計画道路計画に伴う同センターの解体及び改修のための関連経費でございます。この財源は、建物補償費とつぶれ地売払収入で賄うものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 8目後期高齢者医療費2億7,070万2,000円のお願いでございます。当町から平成22年度より後期高齢者医療広域連合事務局に1名、職員を派遣しております。広域連合から示された職員の手当、旅費等と療養給付費負担金2億307万円と、後期高齢者特別会計へ事務費及び保険基盤安定繰出金7,416万3,000円でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、9目老人医療費120万2,000円のお願いでございます。平成22年度まで老人保健特別会計で計上していましたが、老人保健法が平成20年3月末で終了し、3年間の継続

も平成22年度をもって終了したためでございます。医療給付金が主なものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） 続きまして、2項の児童福祉費です。

最初に、1目の児童措置費2億309万5,000円をお願いでございますが、子ども手当の改正で大きく減額となりました。まず、子育て支援費2億91万2,000円ですが、子ども手当関連経費と出産祝金でございます。本年度からの子ども手当につきましては、いまだ関連法案が成立せず、不明確な部分が多くありますので、現行基準で算出しております。

次の、子育てひろば100万1,000円は、福祉センター内にあります子育てひろばの運営経費でございます。

次の児童虐待防止対策緊急強化事業の118万2,000円ですが、前年度同様、乳幼児家庭の全戸訪問に使用する軽自動車の更新を予定しており、それらの関連経費でございます。なお、本事業費は100%、県補助となっております。

続きまして、2目の保育所費1億8,402万3,000円をお願いですが、人件費などの減額で前年度比9.2%減でございます。4月当初の園児数でございますが、原町100人、岩島20人、大戸6人、あづま31人で、合計157人でございますが、その後の途中入所も22人ぐらい見込まれております。これら4つの保育所の経常的な経費でございますが、新しいものが2つございます。1つは、4つの保育所の防犯システムの整備を行うものでございまして、防犯システム委託料55万4,000円と防犯カメラリース料60万5,000円を計上しております。2つ目は、緊急安心メールソフトの備品購入費32万5,000円でございます。これは保育所のパソコンから保護者の携帯電話等へメールの一斉送信ができるソフトであり、現在の電話連絡に比べれば短時間で正確な情報が送信できることとなります。

次に、3目の学童保育費の学童保育事業2,124万円ですが、本年度は1カ所ふえて3カ所の保育所の経費を計上しておりますので、よろしく願いいたします。修繕料の50万円は学童保育所ジャンケンポンのテラスの修繕を予定しております。学童保育委託料は、今までのジャンケンポンに加え、原町小学校そばの大宮神社で学童保育を始める計画があり、その委託料も計上しましたので、大きくふえて998万2,000円となりました。また、保育料の格差是正措置として、ジャンケンポンの保育料をあづま学童保育所の保育料の7,000円まで減額してもらうことで、両施設が同一料金となります。当然ジャンケンポンは216万円ほどの減収になりますので、その減額分を補てんした委託料となっております。最後にあります放

課後子ども環境整備事業補助金700万円ですが、これは先ほどの大宮神社学童保育所の新規開設時の施設整備に対する補助で、本年度限りの計上でございます。この補助金の3分の2は県費補助でございます。

以上で3款2項の児童福祉費を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 続きまして、3項1目災害救助費でございます。5万1,000円のお願いでございます。災害弔慰金支給事業負担金及び罹災救助資金積立金が主なものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） 続きまして、4款の衛生費でございます。1項1目の保健衛生総務費1億556万8,000円のお願いでございます。

最初の保健総務費1億266万4,000円ですが、保健センター職員の人件費及び経常的経費でございます。各種補助金ですが、原町赤十字病院の医療機器整備事業補助金として1,100万円、また、新しい補助金としては、最後にあります中之条病院健全化補助金766万8,000円がございますが、これは補助金総額3,000万円を構成町村が地方交付税に係る病床数割223分の57で補助していくものでございます。

国民健康保険特別会計施設勘定繰出金290万4,000円は、特別会計のほうで説明がございますのでよろしくお願いいたします。

2目の予防費4,316万7,000円でございますが、前年度より大幅な減額となりました。

最初に、定期予防接種事業として1,989万8,000円でございます。ここでは、予防接種法に基づく定期一類の予防接種で、町の責任において実施するものでございまして、3種・2種混合ワクチン、ポリオ、麻疹、風疹、日本脳炎及び結核の予防接種に係る経費でございます。

次の定期外予防接種事業1,253万4,000円につきましては、前年度から実施した子宮頸がんワクチン、小児肺炎球菌予防ワクチン及びヒブワクチンの接種に係る経費が主でございます。本年度から子宮頸がんワクチンの対象者が中学1年生のみとなりますので、大幅な経費の減額となります。新しいものでは、75歳以上の慢性疾患等のハイリスクな高齢者を対象に、高齢者肺炎球菌予防接種補助を始めます。初年度のことは100人分40万円を計上いたしましたので、よろしくお願いいたします。

次のインフルエンザ予防事業1,014万8,000円ですが、65歳以上の3,530人分、接種率で

70%の高齢者インフルエンザ委託料と中学3年生及び高校3年生相当に対するインフルエンザ予防接種補助金に係る経費でございます。

最後に、狂犬病等予防事業58万7,000円につきましては、狂犬病予防等に係る経費でございます。

続きまして、3目の母子保健費1,504万2,000円のお願いでございます。

最初の次世代育成支援事業として44万3,000円ですが、乳幼児の毎戸訪問事業や子供を対象とした幼児安全講習会、講演会等の経費でございます。

64ページの教育相談事業63万3,000円ですが、乳幼児を対象とした離乳食講習会等の経費でございます。

次の妊婦支援事業940万6,000円ですが、妊娠中の健康診査委託料が主で、90人の妊婦を見込んでおります。また、特定不妊治療費補助金は5人分を計上してございます。

次の健康診査事業363万5,000円は、乳幼児の定期健康診査に係る経費でございます。

最後の歯科健康診査事業92万5,000円は、乳幼児の定期歯科検診に係る経費でございます。

続きまして、4目の健康増進事業費2,626万5,000円のお願いでございます。

最初は、健康診査事業1,150万4,000円です。ここでは75歳以上の後期高齢者を対象とした特定健診や骨密度検診などの委託料が主でございます。新しいものでは、腎機能検査を追加しますので、その検査委託料として3,000人分の120万円を計上しましたので、よろしくお願いいたします。

次のがん検診事業1,383万4,000円でございますが、ここでは胃がん、大腸がんを初めとする各種がん検診及び女性特有のがん検診、節目検診なんですが、それらの経費でございます。

最後の生活習慣病予防対策事業の92万7,000円は、糖尿病予防教室や特定保健指導などに係る経費でございますので、よろしくお願いいたします。

5目の健康推進費39万2,000円でございますが、健康づくり推進協議会の経費と食生活改善業務委託料などの計上でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 66ページをお願いいたします。

6目環境衛生費1,346万2,000円のお願いでございます。吾妻広域圏火葬場運営費負担金896万3,000円、太陽光発電システム設置費補助金400万円が主なものでございます。

続きまして、7目公害対策事業費5,206万6,000円のお願いでございます。

大気汚染測定局の電気料13万2,000円、泉沢地区産業廃棄物の不法投棄跡地の水質検査委託料35万7,000円でございます。

除染対策事業、これは国の補助分になりますが、放射性物質汚染対処特措法によるものが4,551万1,000円、工事請負費4,100万円、除染面積0.3平方キロメートル、戸数は200世帯を予定しております。備品購入費215万円、これは軽自動車、線量計等の購入費でございます。

また、67ページをお願いいたします。緊急雇用として590万9,000円、これは賃金が主なものでございます。マイクロホットスポット等の除染を行うものでございます。

○議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） それでは、8目の保健センター管理費411万1,000円をお願いでございますが、ここでは保健センターを管理する上で必要な経常的な経費でございます。本年度はセンター開設時の昭和62年から使用しております電話設備一式を交換するための工事費136万3,000円とパソコン購入のための備品購入費20万円を計上しましたので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 同じく、9目霊園管理費1,674万6,000円をお願いでございます。68ページをお願いいたします。霊園の維持管理費及びあがつま霊園増設に伴う測量・設計・監理委託料250万円、土地購入費1,000万円、あづま共同霊園増設工事費300万円が主なものでございます。

次に、2項1目清掃総務費2億1,019万1,000円をお願いでございます。主に19節吾妻東部衛生施設組合運営費負担金で、し尿、可燃物、粗大ごみの処理及び最終処分場施設建設費等の負担金でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） 続きまして、3項1目の簡易水道費でございますが、総額で1,000万2,000円をお願いでございます。建設事業補助金75万円ですが、これは町営以外の簡易水道等の施設改修費に対する補助金です。事業費の2分の1、上限150万円までを補助する制度でございます。次の水質検査補助金15万4,000円は、水道法に基づく全項目検査を実施した場合に検査手数料の3分の1を補助するものです。簡易水道特別会計への繰出金909万8,000円につきましては、簡易水道特別会計のほうで説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 産業課長。

○産業課長（轟 馨君） 5款1項1目の労働諸費でございますけれども、230万円のお願いでございます。負担金、補助及び交付金で200万円でございますけれども、これは勤労者住宅建設資金利子補給金で、1件10万円以内の補助でございます。次に貸付金でございますけれども、勤労者生活資金預託金の30万円でございます。

次に、6款1項1目農業委員会費でございますけれども、農業委員や職員2名分の経常経費でございます。次のページをお願いします。委託料につきましては、農業委員会委員選挙登載申請書等作成料の16万5,000円でございます。次に、14節の使用料及び賃借料でございますけれども、農業行政システムリース料の55万5,000円でございます。次に、19節の負担金、補助及び交付金でございますけれども、県の農業会議等への拠出金でございます。

次に、2目の農業総務費でございますけれども、職員10名分の経常経費でございます。負担金、補助及び交付金でございますけれども、農業振興協議会への補助金70万円と郡農業振興協議会の補助金23万5,000円で、合計93万5,000円でございます。

次に71ページの3目農業振興費でございますけれども、1節の報酬では、農業振興地域整備促進事業の委員報酬と農業近代化資金等利子補給事業の委員報酬26万3,000円でございます。次に、13節の委託料でございますけれども、コンニャク病虫害防除試験圃、直売所、いわびつ体験農園等の施設管理委託料でございます。次に、14節の使用料及び賃借料でございますけれども、直売所の土地代や合併浄化槽などの使用料でございます。次に、19節の負担金、補助及び交付金でございますけれども、合計3,880万6,000円でございます。

説明欄のほうを見ていただきたいんですけども、上のほうから戸別所得補償制度推進事業として250万円、青年就農給付金事業で300万円、農業近代化資金等利子補給事業で349万7,000円、農業振興対策事業として531万4,000円、野生動物による農作物災害対策事業として200万円、ぐんまのこんにゃく国際競争力強化対策事業321万8,000円、特定野菜等価格差補給事業として13万5,000円、園芸用廃プラスチック処理事業として56万円、中山間地域等直接支払事業として1,593万2,000円、農業農村応援事業として200万円、これは循環扇等のリース事業でございます。環境保全型農業直接支払事業60万円などで、合計3,880万6,000円でございます。

次に、73ページにいきますけれども、4目の農業経営基盤強化対策事業費でございます。これは84万9,000円のお願いでございます。一番下の負担金、補助及び交付金でございますけれども、認定農業者農用地利用集積促進奨励金の81万1,000円でございます。これは認定農業者が土地を貸りますと、貸し手、借り手とも奨励金が交付される制度でございます。

次に一番下の5目ですけれども、畜産振興費で、総額で1億8,014万8,000円のお願いで
ございます。主なものとして、一番下の負担金、補助及び交付金でございすけれども、畜
産協議会等への補助金や公団営畜産基地負担金の支払いが1億7,908万6,000円でございま
す。

次に、74ページの6目農地費でございす。総額で7,744万円のお願いでございす。主
なものとしましては、13節の委託料は、測量・設計・監理委託料でございす。次に、14
節の使用料及び賃借料は、町単小規模土地改良事業の自動車等借上料が主なものでございま
す。次に、15節の工事請負費でございすけれども、県単あるいは町単の小規模土地改良の
工事費が主なものでございす。次に、16節の原材料費でございすけれども、町単土地改
良の工事材料費が主なものでございす。次に、19節の負担金、補助及び交付金は、萩生川
西土地改良事業の負担金4,375万円や県中山間地域農業農村整備事業負担金の250万円、あ
るいは県や町単小規模土地改良事業の補助金375万円や、農地・水・環境保全管理支払交付
金事業などの補助金が主なものでございす。

次に75ページの一番下、地籍調査費でございすけれども、総額で3,621万7,000円のお
願いでございす。これは現地調査としては、今年度から岩島の郷原地区に入ります。11節
の需用費でございすけれども、282万6,000円は、測量に必要な物品の購入費が主なもの
でございす。一番下の13節委託料でございすけれども、測量・設計・監理委託料が主な
ものでございす。

次のページ、76ページをお願いします。

6款2項1目の林業振興費でございすけれども、2,066万5,000円のお願いでございま
す。11節の需用費としては、有害鳥獣捕獲のトラップ（わな）などの購入費が主なもので
ございす。負担金、補助及び交付金は、美しい森林づくり交付金462万4,000円や有害鳥獣
捕獲事業補助金の879万9,000円が主なものでございす。特に煙火従事者講習会参加者の
負担金や狩猟免許取得者に対して補助を行う予定でございす。

○議長（菅谷光重君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 2目林業基盤整備費5,667万4,000円のお願いでございす。

説明欄によって説明させていただきます。

内訳として、広域林道開設事業737万円は、吾嬭山線の開設事業で測量・設計・監理委託
料355万円と、土地購入費300万円につきましては吾嬭山線事業用地の分筆と土地購入費で
ございす。工事につきましては県のほうで施工されております。負担金につきましては、

県単応急復旧工事に係る5割の町負担になります。75万円でございます。

次に、治山事業903万9,000円は、県単治山事業関係で、事業負担金につきましては、県単事業費の1割となる町負担分900万円でございます。

次に、県単林道改良事業3,332万9,000円は、工事請負費につきましては、林道高橋・千沢線の舗装及び万騎線の改良工事3,320万円でございます。

次に、町単林道整備事業693万6,000円は、林道の管理関係で、78ページになりますが、備品購入費につきましては除草機械用の軽トラック購入費100万円、林業作業道補助金につきましては、7路線の作業道開設に伴う森林組合への補助金258万円でございます。よろしくをお願いします。

○議長（菅谷光重君） 産業課長。

○産業課長（轟 馨君） 次に、3目町有林管理費でございますけれども、931万2,000円をお願いでございます。主なものとしましては、12節役務費234万4,000円は、森林国営保険料でございます。次に、13節の委託料でございますけれども、町有林管理、森林獣害対策委託料が主なものでございます。次に、17節の公有財産購入費でございますけれども、419万7,000円は、これは県が行いました分収林の地上権の購入費でございます。次に、19節の負担金、補助及び交付金の13万6,000円は、フォレストック協会の負担金でございます。

次に、79ページの6款3項1目の水産振興費でございますけれども、これは15万2,000円をお願いでございます。負担金、補助及び交付金は、水産振興事業補助金でございます。

次に、7款1項1目商工総務費の2,458万6,000円をお願いでございます。主なものとしましては、職員3名分の経常経費でございます。18節の備品購入費でございますけれども、軽自動車の購入を予定しております。

次に、一番下の2目の商工振興費でございますけれども、1億675万5,000円をお願いでございます。13節の委託料516万4,000円は、緊急雇用を利用した情報発信センター委託料でございます。次に、負担金、補助及び交付金1億128万1,000円の主なものは、町商工会補助金1,200万円、街路灯電気料補助金124万3,000円、ページをめくっていただきまして住宅新築改修等補助金800万円、これは23年度当初より300万円ほどふやさせていただきました。小口資金保証料補助金277万4,000円、経営振興資金利子補給1,704万9,000円、企業誘致奨励金6,020万円でございます。

次に、3目の観光費で1,912万9,000円をお願いでございます。7節の賃金350万1,000円は、温川キャンプ場、森林公園の管理人の賃金でございます。次に、委託料314万5,000円

は、観光協会に観光宣伝及び施設整備を委託しております。次に、使用料及び賃借料121万円は、温川キャンプ場や森林公園の土地借地料などが主なものでございます。次に、19節の負担金、補助及び交付金551万2,000円は、ふるさと祭補助金300万円、観光協会への補助金70万円、観光振興事業への補助金62万5,000円などが主なものでございます。

説明欄で、温川キャンプ場管理事業215万9,000円と森林公園管理事業の530万円のお願いでございます。次に、ページをめくって、公共施設等管理事業でございますけれども、25万3,000円で、天神山公園や自然遊歩道の施設管理委託料や修繕費でございます。

次に、82ページですけれども、日本ロマンチック街道事業として54万9,000円のお願いでございます。次に、一番下ですけれども、ふるさと祭阿波踊り出演事業でございますけれども、ふるさと祭のときに杉並区から阿波踊りが参加していただきます経費でございます。

次に、83ページの一番上ですけれども、4目の消費者行政推進費41万6,000円のお願いでございます。

○議長（菅谷光重君） ここで休憩をとります。

再開を2時10分といたします。

(午後 2時02分)

○議長（菅谷光重君） 再開いたします。

(午後 2時10分)

○議長（菅谷光重君） 次、お願いいたします。

建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 続きまして、8款1項1目道路橋りょう総務費9,672万円のお願いでございます。内訳として、職員12名分の人件費、道路台帳整備補正業務委託料、加盟組織への年会費等が主なものでございます。備品購入につきましては、ふぐあいのある管理業務用パソコンの買い換え20万円でございます。

84ページになりますが、2目道路維持費9,452万4,000円のお願いでございます。内訳と

して、直営作業班非常勤職員 1 名の保険料と賃金、委託料につきましては、測量設計150万円と町道の除雪・凍結防止対応に442万円、各地区の原材料支給工事費としまして機械借上料420万円と工事材料費2,200万円、工事請負費につきましては、道路修繕工事及び町内一円維持工事費5,198万円、工事負担金につきましては、辻・古谷線水道工事本復旧と同時施工するための水道事業への負担金400万円でございます。

次に、3 目道路改良費 1 億5,178万4,000円をお願いでございます。内訳として、道路改良費9,185万9,000円は、85ページになりますが、測量・設計・監理委託料につきましては、馬場・手子丸線ほか 2 路線の測量・設計・監理委託料3,720万円、工事請負費につきましては、内野・山田川線ほか 3 路線の工事費3,175万円、土地購入費705万円と補償金1,475万円につきましては、改良 4 路線の対応でございます。

次に、ダム関連道路費6,001万5,000円は、松谷・六合村線で、変更計画について地元と調整中であり、変更計画の測量設計及び県ダムへの工事委託料3,000万円、土地購入費と補償金にそれぞれ1,500万円でございます。

次に、4 目橋りょう維持費362万7,000円でございますが、測量・設計・監理委託料として11橋の点検委託料357万5,000円でございます。

次に、2 項 1 目都市計画総務費369万1,000円をお願いでございます。内訳として、都市計画総務費282万2,000円は、都市計画基礎調査業務委託費200万円、86ページになりますが、負担金等が主なものでございます。

次に、広場管理費86万9,000円は、ふれあいロード及びコミュニティ広場の管理経費でございます。

次に、2 目土地区画整理費2,083万5,000円をお願いでございます。事業推進管理委託料につきましては、区画整理事業の25年度完成に向けた業務量増に伴い、有資格者である土地区画整理士の出役日数を週 1 日増加し1,261万1,000円、地籍整備推進事業につきましては、国及び町から組合への補助金800万円でございます。

次に、3 目街路事業整備費9,201万3,000円をお願いでございます。87ページになりますが、土地購入費1,187万4,000円と補償金2,627万7,000円につきましては、原町駅南口線を中心に県からの委託でございます。県営事業負担金は、街路整備事業費の18%で5,256万円でございます。

次に、4 目都市公園費64万8,000円をお願いでございますが、駅北地区 3 カ所の公園管理経費でございます。よろしく申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） 5目の下水道費でございますが、総額で1億9,589万8,000円をお願いでございます。榛名湖特定環境保全公共下水道負担金425万7,000円は、高崎市との覚書に基づく負担金でございます。下水道事業特別会計への繰出金1億9,164万1,000円につきましては、下水道事業特別会計のほうで説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 3項1目公営住宅管理費1,320万6,000円をお願いでございます。管理経費が主なもので、88ページになりますが、測量・設計・監理委託料は町営住宅の耐震診断委託料141万8,000円でございます。

次に、2目定住促進住宅管理費24万9,000円をお願いでございますが、箱島町営住宅の管理経費が主なものでございます。

次に、3目住宅管理費274万2,000円をお願いでございます。委託料として一般住宅耐震診断者派遣事業、1件3万円でありますが10件と、緊急輸送道路沿道建物調査でございます。よろしくお願ひします。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 続きまして、9款1項1目消防費でございます。3億820万円のお願いでございます。この目では、消防団員320名分の報酬及び出勤旅費並びに消防施設整備費に伴う経費が主なものでございます。なお、89ページ、中段の備品購入費でございますけれども、4分団1部の消防ポンプ車購入費を計上させていただきました。

続きまして、90ページ、2目水防費でございます。消耗品1万円を計上させていただきました。

次に、3目防災費でございます。914万7,000円をお願いでございます。この目では、防災会議委員10名分の報酬と防災行政無線の維持管理費が主なものでございます。また、消防団員連絡網システム委託料といたしまして17万1,000円、システムの使用料68万2,000円を計上させていただきました。よろしくお願ひいたします。

○議長（菅谷光重君） 教育課長。

○教育課長（角田輝明君） 続きまして、10款1項1目教育委員会費239万9,000円でございますが、教育委員さんの報酬、委員会の運営経費でございますので、よろしくお願ひいたします。

92ページをお願いいたします。

2目の事務局費でございますが、お願いいたします額は1億7,429万3,000円で、主なものといたしまして、事務局費では、説明欄でございます入学祝金333万円でございます。小学校入学時の祝い金111名分でございます。

93ページをお願いいたします。

説明欄でございます中学校統合費といたしまして3,254万3,000円、次の教育施設、除染対策事業につきましては392万8,000円で、緊急雇用対策事業を活用いたしまして、幼・小・中学校ほか、教育施設の放射線量の調査と簡易な除染を行うための経費でございます。ほかにつきましては、教育長及び事務局職員の給与等経常経費でございます。

続きまして、3目の教育研究旅費74万4,000円でございますが、幼稚園、小・中学校の先生方が教育に関する調査研究に要する経費でありまして、例年3月に教育研究所の研究発表会を開催しております。

94ページをお願いいたします。

4目の通学バス運営管理費でございますが、岩島地区2台、坂上地区2台、東地区1台の運行に要する経費と、小学校陸上記録会、中体連出場等に要する借上料等でございます。

続きまして、5目の給食調理場運営管理費2億1,347万8,000円でございますが、4調理場で1日約1,600食を調理していくための施設運営に必要な経費でございます。

96ページをお願いいたします。

6目の外国青年招致事業費989万4,000円でございますが、外国語指導助手2名の報酬等経常経費でございます。

続きまして、2項小学校費、1目学校管理費1億1,373万6,000円をお願いでございます。町内5小学校の学校運営に必要な経費でございます。主なものは、7節の賃金につきましては、公仕2名、マイタウンティーチャー、特別支援員及び特別非常勤講師、それぞれ5名分を計上させていただきました。15節の工事請負費につきましては、東小プール塗装工事、図工室設置工事、原町小学校校庭整備工事等を計上させていただきました。また、各小学校に安全対策といたしまして防犯カメラの設置を計画しております。

98ページからは、各小学校ごとの経費を説明欄に記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

103ページをお願いいたします。

2目の教育振興費1,532万円につきましては、教材・教具及び就学援助関係の経費でござ

います。教育振興費につきましても、説明欄に各小学校ごとに記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

104ページをお願いいたします。

3項中学校費、1目学校管理費8,419万3,000円につきましては、町内5中学校の学校運営に必要な経費でございます。主なものにつきましては、7節賃金につきましては、公仕2人、マイタウンティーチャー、特別支援員及び特別非常勤講師、それぞれ5名分を計上させていただきます。15節の工事請負費は、原町・太田中扇風機設置工事、原町・岩島中FFファンヒーター改修工事、坂上中体育館通路塗装工事等でございます。なお、中学校につきましても、防犯カメラの設置を計画しております。

109ページをお願いいたします。

尾瀬学校とありますのは、東、太田、原町、坂上中学校の生徒99名に要する経費でございます。なお、中学校費につきましても、説明欄に各中学校ごとに記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

110ページをお願いいたします。

2目教育振興費2,311万6,000円につきましては、教材・教具及び就学援助関係の経費でございます。教育振興費につきましても、説明欄に各中学校ごとの教材・教具、就学援助に要する経費を記載してございますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、3目中学校施設整備費でございますが、工事請負費2,429万7,000円につきましては、太田中学校の県道拡幅工事に伴います校庭整備工事費でございます。

続きまして、4項幼稚園費、1目幼稚園管理費1億6,922万9,000円につきましては、5園の運営管理に伴います必要経費であります。主なものは、1節の報酬468万円は、非常勤職員の園長3名の報酬でございます。7節賃金は、教諭10名、支援員9名、預かり保育1名の臨時職員の賃金でございます。幼稚園費につきましても、説明欄に各幼稚園ごとに記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

116ページをお願いいたします。

2目教育振興費につきましては、5園の教材・教具等の経費でございますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、5項社会教育費、1目社会教育総務費819万3,000円のお願いでございます。説明欄をごらんください。主なものは社会教育委員報酬を初め、社会教育を推進するための諸経費並びに広域町村圏等への各種負担金と文化協会等関係団体への補助金及び成人式事業

費104万9,000円でございます。

118ページをお願いいたします。

2目公民館費でございますが、2,441万4,000円のお願いでございます。説明欄をごらんください。中央公民館運営費は、公民館運営審議委員会委員報酬及び中央公民館の運営費並びに施設の維持管理費でございます。119ページから122ページまでの説明欄は、各種事業に要する経費及び各地区公民館の維持管理、運営並びに事業費でございます。

122ページをお願いいたします。

3目の文化財保護費でございますが、984万6,000円のお願いでございます。説明欄をごらんください。文化財保護費ですが、文化財調査委員報酬並びに町文化財の実態調査や修繕費補助及び保存・育成補助と、大戸・岡崎資料館の維持管理費でございます。

123ページの説明欄でございます岩櫃城跡保存整備事業から企画展開催事業までは、各種事業に要する経費でございます。なお、24年度の3町合同企画展につきましては、本町が開催地となっております。

124ページをお願いいたします。

4目青少年対策費でございますが、212万7,000円のお願いでございます。説明欄をごらんください。青少年対策費は青少年問題協議会委員報酬と、青少年の健全育成に要する経費でございます。次の杉並・東吾妻わんぱく交流事業費につきましては、姉妹都市であります杉並区の小学生と本町の小学生の野外交流でございまして、24年度は東吾妻町において2泊3日で開催する予定でございます。

続きまして、5目の発掘調査費ですが、1,256万3,000円のお願いでございます。説明欄をごらんください。発掘調査費は松谷にあります文化財整理室の維持管理が主なものでございます。次の試掘調査費につきましては、その要請がいつ生ずるかわかりませんので、そのための経費でございます。次の松谷地区発掘調査事業は、ダム関連事業の発掘調査でございます。

126ページをお願いいたします。

6項保健体育費、1目保健体育総務費でございますが、1,922万6,000円のお願いでございます。説明欄をごらんください。保健体育総務費はスポーツ振興審議会委員、スポーツ推進委員報酬、健康マラソンなどの体育事業に要する経費及び海の家負担金、体育協会補助金、スケート場運営補助金、各地区スポーツ事業補助金等が主なものでございます。なお、24年度のオープニング大会につきましては中止ということになりました。次の健康管理対策事業

につきましては、管内10校5園の健康診断等に要する経費でございます。次の郡民体育祭事業でございますが、51回目となりまして、長野原町を会場町村として開催されます。これに参加するための経費でございます。

続きまして、2目学校開放事業費ですが、1,227万3,000円のお願いでございます。管内小・中学校10校の体育館、校庭を一般町民に開放するための経費でございます。なお、工事請負費は太田中学校屋外照明改修工事費でございます。

続きまして、3目施設管理費でございますが、3,300万円をお願いでございます。これはスポーツ広場や町民体育館、あづま親水公園や岩井親水公園等の維持管理費でございます。

以上、簡単な説明ですが、よろしくお願ひいたします。

○議長（菅谷光重君） 産業課長。

○産業課長（轟 馨君） 11款1項1目農業用施設災害復旧費でございますけれども、科目設定として1万円計上させていただきました。お願ひします。

○議長（菅谷光重君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 続きまして、2目林業施設災害復旧費2万2,000円でございますが、科目設定として計上させていただいております。

次に、11款2項1目河川復旧費3万1,000円及び2目道路復旧費7万3,000円、橋りょう復旧費1万円につきましても、科目設定のため計上させていただいております。よろしくお願ひします。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） 130ページをお願ひします。

12款公債費であります。まず1目の元金8億7,781万2,000円ということで、△の2億8,976万円ということでありまして、23年度までで繰上償還をしてきました。そういうことで減っております。利子についても同様でございます。公債諸費として2万円、例年どおりでございます。

続きまして、諸支出金、公営企業費で、1目の水道事業会計補助金で2,000万円です。これも昨年同様で、水道企業会計のほうに、3条の収益的収支で2,000万円の補助をしております。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 続きまして、2項1目開発公社費でございます。200万円の願

いでございます。土地開発公社の補助金としての200万円でございます。よろしくお願いたします。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） 最後ですけれども、14款予備費でありまして、予備費1,000万円を本年度も計上させていただきます。よろしくお願いたします。

それから、そのあと131ページから給与費の明細書等があります。139ページまで給与費関係で明細がずっと入っております。最後のページになります。140ページです。140ページは一般会計の公債費です。先ほど最初に全会計の公債費があると思っておりますけれども、その中の一般会計ということで見えていただければというふうに思います。

雑駁な説明でしたけれども、一般会計の平成24年度の予算でございます。慎重審議の上、ぜひご議決願いますよう、よろしくお願いたします。

以上で説明を終わります。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（菅谷光重君） 日程第18、議案第2号 平成24年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第2号 平成24年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

まず最初に事業勘定ですが、予算総額、歳入歳出それぞれ19億4,192万7,000円であります。

歳入の内訳ですが、国民健康保険税4億2,270万2,000円、国庫支出金4億7,517万7,000円、療養給付費交付金1億635万4,000円、前期高齢者交付金4億509万2,000円、共同事業

交付金 2 億 3,021 万 2,000 円、繰入金 1 億 7,099 万 7,000 円が主なものであります。

次に歳出ですが、保険給付費 12 億 9,374 万 3,000 円、後期高齢者支援金等 2 億 3,696 万 6,000 円、介護納付金 1 億 1,663 万 1,000 円、共同事業拠出金 2 億 1,932 万 1,000 円が主なものであります。

国保財政は、高齢化や医療の高度化などに伴う調剤費の増加が医療費増大につながり、景気の低迷でますます収納率は低下しております。保険税につきましては、平成 18 年度に引き上げを行い、平成 20 年度に後期高齢者医療制度の導入により引き下げを行い、その後、税率の見直しは行わず、今日に至っております。平成 24 年度は国保財政の収支不均衡を改善するため、東吾妻町国民健康保険事業運営安定化計画を策定し、町民が将来にわたり安心して医療を受けられる環境づくりを構築いたします。

続きまして、施設勘定ですが、歳入歳出それぞれ 8,622 万 6,000 円であります。

歳入は、診療収入 7,705 万 8,000 円、県支出金 221 万 3,000 円、繰入金 511 万 7,000 円が主なものです。歳出は、人件費等の総務費 3,323 万 1,000 円、薬品購入等の医業費 4,832 万 4,000 円が主なものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて担当課長の説明を願います。

町民課長。

○町民課長（本多利信君） それでは、事業勘定から事項別明細書により説明させていただきます。

では、8 ページをお願いいたします。

1 総括、歳入でございますが、国民健康保険税 4 億 2,270 万 2,000 円、これが全体歳入の 21.8%、平成 20 年度に税額を 7% から 5% に引き下げを行い、当時は 4 億 5,500 万円ほどで、当年度は 3,300 万円ほど減収になっております。国庫支出金 4 億 7,517 万 7,000 円は 24.5%、前期高齢者交付金 4 億 509 万 2,000 円は 20.9%、共同事業交付金 2 億 3,021 万 2,000 円が 11.9% で、これらが主なもので、歳入合計 19 億 4,192 万 7,000 円でございます。

9 ページをお願いいたします。

歳出でございますが、保険給付費 12 億 9,374 万 3,000 円は全体の 66.6%、平成 20 年度におきましては 11 億 4,300 万円、当年度は 1 億 5,000 万円ほど増加をしております。後期高齢者支援金 2 億 3,696 万 6,000 円は 12.2%、共同事業拠出金 2 億 1,932 万 1,000 円は 11.3%、これ

らが主なもので、歳出合計19億4,192万7,000円でございます。

では、10ページをお願いいたします。

歳入の内訳でございますが、1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税3億7,358万5,000円、2目退職被保険者等国民健康保険税4,911万7,000円でございます。

説明欄をごらんいただきたいと思います。いずれも被保険者1人当たり、1世帯当たりの年税額を掲げてございます。なお、昨年より2,449万円ほど減額となりました。これは課税総所得額が昨年より4,000万円ほど減額し、さらに被保険者数、世帯数の減少と収納率を98%に見込んだためでございます。

次に、3款国庫支出金、1項国庫負担金、12ページをお願いいたします。3億7,567万9,000円、2項国庫補助金9,949万8,000円、ともに昨年より若干増加をしております。

4款1項1目療養給付費交付金1億635万4,000円、60歳から64歳までの医療費でございます。

5款前期高齢者交付金は4億509万2,000円で、国保被用者保険の65歳から74歳の偏在による保険者間の不均衡を各被保険者の加入数に応じて調整するものでございます。

13ページをお願いいたします。

6款県支出金、1項県補助金8,073万5,000円、2項県負担金1,050万7,000円につきましては、ともに昨年より増加しております。

8款1項1目共同事業交付金3,059万8,000円につきましては、医療費が月80万円を超える高額療養費に係る交付金であり、2目保険財政共同安定化事業交付金1億9,961万4,000円につきましては、30万円を超え80万円未満の高額療養費にかかわる交付金であり、ともに連合会の試算値でございます。

14ページをお願いいたします。

9款1項他会計繰入金につきましては1億7,099万6,000円、うち、一般会計繰入金9,549万3,000円で、財政的に大変厳しく、本年度は事業運営安定化計画を策定し、財政収支不均衡を改善いたします。

10款1項繰越金につきましては、前年度繰越予定額であります。

11款以降は存目措置等でございますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、16ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款1項総務管理費439万5,000円、昨年より減額となっており、事務費、委託料等、経常経費でございます。

2 項徴税費451万7,000円については、税徴収のための経常経費であります。

17ページをお願いいたします。

3 項運営協議会費30万5,000円、国保運営協議会に係る経費であり、今年度は運営委員さんの改選期となります。

2 款保険給付費、1 項療養諸費から19ページ、5 項葬祭費までは、23年度の数値をもとに算出をしております。いずれも被保険者の医療費等に係る数値等であり、1 カ月当たりの金額については説明欄に掲載しておりますので、後でござんいただきたいと思ひます。

3 款後期高齢者支援金等 2 億3,696万6,000円、4 款前期高齢者納付金等、20ページをお願いいたします。51万7,000円、これにつきましても23年度数値を参考に算出をしております。

5 款老人保健拠出金ですが、前年分の医療費が新年度支払いとなるため算出された金額でございます。

6 款 1 項 1 目介護納付金 1 億1,663万1,000円につきましては、介護納付金見込額の数値を参考に算出をしております。

7 款共同事業拠出金、21ページをお願いいたします。2 億1,932万1,000円につきましては、連合会から示された資料数値により算出してあります。

8 款保健事業費、1 項特定健康診査等事業費1,587万4,000円でございますが、特定健康診査、保健指導等の経費でございます。なお、本年度集団検診及び個別検診でございますが、1 月末において1,517名の方が受診をされてあります。

次の22ページをお願いいたします。

2 項保健事業費458万3,000円ですが、1 目保健衛生普及費につきましては事務的な経費であり、2 目疾病予防費につきましては人間ドックの委託料でございます。24年度におきましても、人間ドック検診費の助成を検診年齢40歳以上75歳未満までの方々を対象に実施をしています。検診費用におきましては、後期高齢者医療広域連合の助成金額と同額の1 万6,000円とさせていただきます。

11款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、23ページをお願いいたします。過年度分で310万1,000円、2 項繰出金221万3,000円、施設勘定に繰り出すものでございます。

12款予備費は、保険給付費の3%でございます。

以上、説明を省略させていただいたものにつきましては、引き続きの事業及び今年度の予算数値に類推するものでございますので、ご了解をお願い申し上げます。

また、新年度予算全体につきましては、それぞれの交付金等が本年実績による推計値ということで組みさせていただきました。今後予定される診療報酬の改定や医療費の増加等に合わせ、課税所得が定まる本算定時以降税収が見込めない場合には、税率の改定を慎重に検討し、事業運営安定化計画とあわせて国保運営協議会に諮り、ご意見を伺う予定でございます。

次に、施設勘定について、24ページをお願いいたします。

歳入でございますが、診療収入7,705万8,000円、これは全体の89.4%で、これが主なもので、昨年より434万円ほど増加しております。

歳出は、総務費3,321万1,000円、全体の38.5%、医業費4,852万4,000円、56.3%で290万円ほど増加しており、歳出合計8,622万6,000円でございます。

25ページをお願いいたします。

歳入の内訳ですが、1款1項外来収入7,501万1,000円、2項その他診療収入204万7,000円、診療に係る収入でございます。

飛ばしまして、26ページをお願いいたします。

3款1項県補助金221万3,000円は、特別調整交付金、へき地診療施設運営費補助金でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金290万4,000円は一般会計からの繰入金であり、2項221万3,000円につきましては事業勘定からの繰り入れでございます。

5款繰越金は前年度繰越金でございます。

6款諸収入、1項受託事業収入につきましては、特定健診及び保健指導等の収入でございます。

飛ばしまして、28ページをお願いいたします。

1款総務費3,323万1,000円は、職員3名と臨時職員1名分の人件費及び施設管理のための経常経費で、備品購入費40万円は診療室のエアコンの交換でございます。

29ページをお願いいたします。

2款1項医業費、1目医業管理費167万5,000円、これは代診医師の旅費並びに負担金等と経常経費でございます。

2目医療用機械器具費358万1,000円、これは酸素濃縮装置並びに携帯用酸素ボンベ等のリース料で、備品購入としては血圧計を予定しております。

3目及び4目医療品衛生材料費4,111万2,000円につきましては、医療用消耗品、医薬品等でございます。

5目は、血液検査等委託料でございます。

30ページをお願いいたします。

3款1項公債費447万1,000円、町起債7件分の元金、利子分でございます。

なお、31ページから以降は給与費の明細書になっており、37ページに地方債現在高見込みに関する調書がございますので、後でござらんいただきたいと思っております。

以上、概略を説明させていただきました。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては、3月13日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（菅谷光重君） 日程第19、議案第3号 平成24年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第3号 平成24年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

後期高齢者医療特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億410万6,000円であります。

歳入ですが、後期高齢者医療保険料1億2,866万円、一般会計繰入金7,416万3,000円が主なものです。

歳出ですが、群馬県後期高齢者医療広域連合への事務費及び保険料等の負担金 1 億9,969 万3,000円が主なものでございます。

この医療制度は、平成26年をめどに新たな制度の導入が予定されております。今後は移行に向け詳細な内容が示されますので、高齢者の保険料の増加、市町村国保の負担増に十分配慮し、不公平にならないようしていかなければならないと考えております。なお、今年度も、国保と同様、引き続き広域連合が全県の後期高齢被保険者を対象に人間ドックの検診費補助を実施いたします。また、昨年につき、群馬県後期高齢者医療広域連合事務局に当町から1名の職員を派遣しております。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて担当課長の説明を願います。

町民課長。

○町民課長（本多利信君） では、4ページをお願いいたします。

事項別明細書により説明させていただきます。

歳入でございますが、後期高齢者医療保険料 1 億2,866万円、これが全体の63%、繰入金 7,416万3,000円、同じく36.3%が主なものでございます。歳出におきましては、後期高齢者医療広域連合納付金 1 億9,969万3,000円が全体の97.8%を占めています。

このように、本特別会計につきましては、群馬県後期高齢者医療広域連合と連動し事務を進めております。徴収費関連の総務費以外は広域連合から試算を受けた数値でございます。

5ページをお願いいたします。

歳入の内訳ですが、1款1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収分、2目普通徴収分 1 億2,866万円、広域連合試算額により保険料を見込んでございます。

3款1項一般会計繰入金7,416万3,000円、1目事務費繰入金、2目保険基盤安定繰入金、県の負担金を含めたものでございます。

4款諸収入、1項1目雑入48万円、人間ドック助成金30人分の金額を見込んでございます。後期高齢者医療被保険者を対象に、今後もPRを行ってまいり所存でございます。

6ページをお願いいたします。

2項1目保険料還付金80万円、過年度分でございます。以下は存目措置等でございます。

7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費72万4,000円、2 項徴収費290万8,000円、ともに経常経費及び還付金等でございます。

2 款は、広域連合への納付金1 億9,969万3,000円でございます。

8 ページをお願いいたします。

3 款1 項1 目人間ドック検診委託料48万円でございます。以下は存目措置等でございます。

以上が後期高齢者医療特別会計予算の説明でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては、3月13日までに審査が終了するようお願いいたします。

ここで休憩をとります。

再開を3時10分といたします。

（午後 2時57分）

○議長（菅谷光重君） 再開いたします。

（午後 3時10分）

◎議案第4号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（菅谷光重君） 日程第20、議案第4号 平成24年度東吾妻町介護保険特別会計予算

案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第4号 平成24年度東吾妻町介護保険特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

平成24年度歳入歳出予算は、65歳以上の高齢者の増加及び介護報酬の改定などを反映した予算で、前年度比103.4%、12億9,117万5,000円となりました。

歳入につきましては、保険料が前年度比28.2%増の2億954万7,000円となりました。これは条例改正でもお願いいたしましたように、3年に一度の見直しを行うものでございます。国庫支出金3億1,445万6,000円、支払基金交付金3億6,829万5,000円、県支出金1億9,904万4,000円は、保険給付費等に対する法定負担分でございます。繰入金1億9,935万4,000円は、一般会計及び基金からの繰り入れでございます。

歳出では、介護サービス費の9割に当たる保険給付費が12億6,495万2,000円で、全体の97.8%を占めております。そのほか、一般事務費などの総務費1,763万8,000円、介護が必要とならないための地域支援事業費708万8,000円などがございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(菅谷光重君) 続いて担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(加辺光一君) それでは、説明をさせていただきます。

最初に、4ページの事項別明細書をごらんください。

本年度予算は、保険給付費の伸びを4.4%見込み、歳入歳出それぞれ12億9,117万5,000円で、前年度比3.4%ほどの増額でございます。

介護保険につきましては、町の第5期介護保険事業計画の中でも、65歳以上高齢者の増加や介護報酬の改定などにより、給付費は今後3年間でおよそ17%ふえると見込まれております。本年度はその計画年度の初年度予算となります。

それでは、6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目の第1号被保険者保険料2億954万7,000円ですが、これは65歳以上の方の

保険料でございます。この保険料につきましては、提案理由にもありましたように、3年に一度の見直しによりまして条例改正をお願いしておるところでございます。改正後の保険料ということで28.2%増となります。被保険者数は特別徴収4,656人、普通徴収334人を見込んでおります。

続きまして、2款1項1目の負担金ですが、生活支援の短期宿泊利用者の負担金で、1日1,740円で30日分、5万2,000円の計上でございます。

3款1項1目の介護給付費国庫負担金ですが、歳出、2款の保険給付費12億6,495万2,000円に対する法定負担分でございます。在宅分が20%、施設分が15%で、合わせて2億2,386万1,000円となります。

3款2項の国庫補助金でございますが、1目の調整交付金は、先ほどの保険給付費の7%を見込みました。2目、3目の地域支援事業交付金は、歳出、5款の地域支援事業費に対する法定負担分でありまして、介護予防事業が25%、包括的支援事業・任意事業は39.5%を計上しました。

4款1項の支払基金交付金ですが、1目の介護給付費交付金3億6,683万6,000円は、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料でございます。保険給付費の法定負担分29%を計上しました。2目の地域支援事業交付金も、1目同様、法定の29%分を計上してございます。

5款1項1目の介護給付費県負担金1億8,724万7,000円は、国庫負担金同様、法定負担分、在宅は12.5%、施設が17.5%でございます。

2項の県補助金につきましても、国庫補助金同様に法定負担分を計上してございます。

3項の財政安定化基金支出金ですが、これは平成12年から20年度までに拠出した1,748万円のうち、1,077万3,000円が交付されるということで、わずかではありますが保険料の抑制につながります。

6款1項の財産運用収入は、介護給付費準備基金の積立金利子4万4,000円です。

7款1項の一般会計繰入金ですが、1項1目の介護給付費繰入金1億5,811万9,000円は、保険給付費に対する町負担分の12.5%でございます。2目、3目の地域支援事業繰入金も、それぞれの事業に対する法定負担分でございます。4目の事務費繰入金1,413万5,000円は、保険給付費以外の事務費相当でございます。

2項の基金繰入金の1目介護給付費準備基金繰入金ですが、これは介護給付費に充当するものであり、基金総額の3分の1相当の2,607万6,000円を予定しております。

8 款 1 項の雑入は存目であります。

9 款 1 項の繰越金は前年度同額でございます。

続きまして、10ページの歳出をお願いします。

1 款の総務費です。1 項 1 目の一般管理費425万円ですが、介護保険事業運営協議会の委員報酬並びに経常的な経費でございます。

続きまして、2 項の介護認定審査会費でございます。1 目の認定調査費901万6,000円は、1,500件分の主治医の意見書作成手数料と840件分の認定調査委託料でございます。2 目の認定審査会委託負担金266万9,000円は、広域の認定審査会への負担金でございます。

11ページ、3 項の趣旨普及費65万8,000円は、新しい介護保険パンフレットの毎戸配布を予定しておりますので、その作成費用でございます。

4 項 1 目の賦課徴収費104万4,000円ですが、これは介護保険料の賦課徴収に係る経費でございます。

続きまして、2 款の保険給付費ですが、予算全体の97.8%を占めております。第 1 号被保険者が増加しますので、4.4%増の12億6,495万2,000円を見込んでございます。介護保険サービスを利用しますと、利用者が 1 割を負担し、残りの 9 割をこの保険給付費から支払います。保険給付費の財源は、税金である公費、国・県・町と保険料で半分ずつを負担します。

1 項の介護サービス等諸費ですが、これは要介護 1 から 5 の方が利用できるサービスに対する給付費で、歳出のメインとなります。

以下、サービス区分ごとに目となっておりますが、いずれも23年度実績に基づき利用状況などを加味して見込んでございます。

1 目の居宅介護サービスは在宅で受けるサービスで、ホームヘルプやデイサービス、ショートステイなどです。2 目の地域密着型介護サービスは、町民が優先的に利用できるサービスで、認知症のデイサービスやグループホームなどです。3 目の施設介護サービスは、特別養護老人ホームや老健施設または療養型医療施設などで152人を見込んでおります。4 目の居宅介護福祉用具は、腰かけ便座や入浴補助用具などの購入で、年間上限額は10万円です。5 目の住宅改修は、段差解消や手すりの設置などで上限20万円です。6 目の居宅介護サービス計画給付費は、ケアマネによるケアプラン作成料です。

2 項の介護予防サービス等諸費は、要支援 1・2 の軽度の方が利用できるサービスに対する給付費で、サービス内容等は先ほどの 1 項と全く同じであり、利用対象者が違うだけですので、よろしく願いいたします。

3項その他諸費として、審査支払手数料160万1,000円ですが、介護報酬の点検審査料で1件83円です。

4項の高額介護サービス等費は、1割の自己負担額が高額になったときの負担軽減です。

5項の高額医療合算介護サービス等費は、医療と介護の自己負担額合算後が高額となったときの負担軽減でございます。

6項の特定入所者介護サービス費は、低所得者対策費です。低所得者については、施設利用時の食費や居住費の自己負担分が低く設定されておりますので、その差額分を事業者へ給付するものです。

3款1項の財政安定化基金拠出金は存目です。

4款1項の基金積立金は、介護給付費準備基金積立金の利子を積み立てるものでございます。

5款の地域支援事業費は、介護保険非該当の方を対象に、介護が必要とならないための介護予防事業費です。

1項1目の介護予防特定高齢者施策事業は、要介護状態になるおそれが高い特定高齢者を対象とした事業です。2目の介護予防一般高齢者施策事業は、介護や支援を必要としない元気な高齢者を対象としております。

2項の包括的支援事業・任意事業費は、地域包括支援センターが中心となり、健康的な生活を維持するための介護予防事業で、1から5目にありますような事業を予定しております。

6款の諸支出金、7款の予備費もごらんのとおりでございます。

以上、大変雑駁ではございますが説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては、3月13日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（菅谷光重君） 日程第21、議案第5号 平成24年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計予算案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第5号 平成24年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

平成24年度歳入歳出予算は、地方債償還の終了により前年度比98.0%の2億1,864万6,000円となりました。

歳入の主なものは、保険者及び利用者の負担金が1億6,587万1,000円、一般会計繰入金2,272万3,000円、利用者の実費負担など諸収入2,705万円でございます。

歳出の主なものは、サービス提供に要する経費である総務費がほとんどでありまして、2億1,814万6,000円でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） それでは、事項別明細書の4ページの歳入をお願いします。

1款1項1目の負担金1億6,587万1,000円ですが、保険者負担金は介護報酬の9割、被保険者負担金は利用者の自己負担金で介護報酬の1割でございます。入所者50名の平均介護度は4、年間平均利用率を96%と見込んでおります。また、短期入所、ショートステイにつきましては、1日3名、50%の利用率を見込んでおります。

2款1項の手数料、3款1項の寄附金は存目でございます。

次いで、4款の繰入金ですが、先ほどの介護報酬とさらに利用者が負担する実費負担、食費や居住費などがございますが、実費負担で足りない分を一般会計から繰り入れるもので、

2,272万3,000円のお願いでございます。起債の償還が終了しましたので、前年度より減額となりました。

5款1項の繰越金は、前年度同額の300万円の計上でございます。

6款1項1目雑入の介護保険給付対象外サービス利用料2,674万6,000円ですが、これは施設利用者の食費と居住費などの実費負担分です。

6ページの歳出をお願いいたします。

歳出のほとんどを占めるのが1款1項1目の一般管理費2億1,814万6,000円です。これは、施設介護サービス提供に係る経常的な経費でございます。人件費がおよそ78%の1億6,947万円となります。前年度からの変更点ですが、嘱託医師委託料を月額17万円から18万5,000円に引き上げました。それから、備品購入費として、平成8年度に購入した機械浴槽本体の更新費用616万円とコピー機の購入費70万円がありますので、よろしくをお願いいたします。

2款の予備費は前年度同額の50万円でございます。

公債費は、前年度に繰上償還しましたので廃款となります。

また、8ページから11ページには一般職の給与費明細書、12ページには地方債残高がございますので、後ほどごらんいただければと思います。

以上でございますが、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては、3月13日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎延会について

○議長（菅谷光重君） 本日の会議はこれにて延会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

◎延会の宣告

○議長（菅谷光重君） したがって、本日はこれをもって延会することに決定をいたしました。

なお、次の本会議はあす3月6日午前10時から会議を開きますから、ご出席をお願いいたします。

大変ご苦労さまでした。

（午後 3時31分）

平成24年 3 月 6 日 (火曜日)

(第 2 号)

平成24年東吾妻町議会第1回定例会

議事日程(第2号)

平成24年3月6日(火) 午前10時開議

- 第1 議案第6号 平成24年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算案
- 第2 議案第7号 平成24年度東吾妻町下水道事業特別会計予算案
- 第3 議案第8号 平成24年度東吾妻町簡易水道特別会計予算案
- 第4 議案第9号 平成24年度東吾妻町水道事業会計予算案
- 第5 議案第10号 平成23年度東吾妻町一般会計補正予算(第7号)案
- 第6 議案第11号 平成23年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)案
- 第7 議案第12号 平成23年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)案
- 第8 議案第13号 平成23年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計補正予算(第3号)案
- 第9 議案第14号 平成23年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算(第2号)案
- 第10 議案第15号 平成23年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算(第1号)案
- 第11 議案第16号 平成23年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算(第4号)案
- 第12 議案第29号 ひがしあがつま地域活動支援センターの指定管理者の指定について
- 第13 議案第30号 町道路線の廃止について
- 第14 議案第31号 町道路線の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

| | | | |
|----|-------|-----|--------|
| 1番 | 菅谷光重君 | 2番 | 佐藤聡一君 |
| 3番 | 根津光儀君 | 4番 | 樹下啓示君 |
| 5番 | 山田信行君 | 6番 | 水出英治君 |
| 7番 | 轟徳三君 | 8番 | 茂木恒二君 |
| 9番 | 金澤敏君 | 10番 | 青柳はるみ君 |

11番 須崎幸一君

12番 浦野政衛君

13番 一場明夫君

14番 橋爪英夫君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|-------|------------------|--------|
| 町長 | 中澤恒喜君 | 副町長 | 渡辺三司君 |
| 教育長 | 高橋啓一君 | 総務課長 | 高橋春彦君 |
| 企画課長 | 武藤賢一君 | 保健福祉課長 | 加辺光一君 |
| 町民課長 | 本多利信君 | 税務会計課長 兼会計管理者 | 佐藤喜知雄君 |
| 産業課長 | 轟馨君 | 建設課長 | 加辺茂君 |
| 上下水道課長 | 土屋利夫君 | 事業課長 | 蜂須賀正君 |
| 教育課長 | 角田輝明君 | | |

職務のため出席した者

| | | | |
|-------------|------|-------------|-----|
| 議会事務局長 | 小林一喜 | 議会事務局長 係 | 水出悟 |
| 議会事務局 主任 | 角田光代 | | |

◎開議の宣告

○議長（菅谷光重君） 皆さん、おはようございます。

昨日に引き続きお世話になります。

ただいまより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（菅谷光重君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（菅谷光重君） 日程第1、議案第6号 平成24年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

それでは、議案第6号 平成24年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

平成24年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,477万7,000円でございます。

歳入につきましては、分担金及び負担金25万円、使用料及び手数料654万7,000円、財産収入731万4,000円、繰入金7,431万6,000円、繰越金25万円、諸収入1,310万円、町債2,300万円でございます。

歳出は、事業費6,968万3,000円、公債費5,509万4,000円でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させていただきますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 大変お世話になります。

それでは、説明をさせていただきます。

5ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款1項1目負担金ですが、情報通信事業施設加入負担金といたしまして、5件分、25万円を見込ませていただきました。

次に、2款1項1目使用料でございますが、情報通信事業施設使用料として654万6,000円を見込んでおります。内訳といたしましては、基本サービス734件分、440万4,000円、インターネットサービス357件分、214万2,000円となっております。

次に、3款1項1目不動産売払収入でございますが、岡崎のおかのぼり団地1区画の売り払い722万円を見込んでおります。

次に、2項1目利子及び配当金ですが、地域開発基金利子として9万3,000円を計上させていただきます。

次に、4款1項1目地域開発基金繰入金ですが、3,575万2,000円を計上させていただきました。

6ページをお願いいたします。

次に、2項1目一般会計繰入金ですが、3,856万4,000円でございます。内訳といたしまして、宅地造成事業として457万8,000円、情報通信事業といたしまして3,398万6,000円を計上させていただきました。

次に、5款1項1目繰越金ですが、前年度繰越金として25万円を計上させていただきました。

次に、6款1項1目雑入ですが、県道工事に伴う光ケーブル移転補償費として1,260万円、光ファイバー新設の貸付料50万円を計上させていただきました。

7款1項1目過疎債ですが、あづまケーブルテレビ事業債として2,300万円を計上させていただきます。

次に、歳出でございますが、7ページをお願いいたします。

1款1項1目宅地造成事業費ですが、不動産仲介手数料21万7,000円、積立金として709万7,000円が主なものでございます。

次に、2項1目情報通信施設事業費ですが、委員報酬9名分7万円、保守点検委託料369万6,000円、電柱共架料196万2,000円、工事請負費として5,555万3,000円が主なものでございます。

8ページをお願いいたします。

2款1項公債費、1目元金ですが、情報通信施設事業として4,393万円、宅地造成事業として620万9,000円、2目利子では情報通信事業として462万2,000円、宅地造成事業として33万3,000円を計上させていただきました。

歳入歳出それぞれ1億2,477万7,000円のお願いでございます。

なお、地方債残高の見込みに関する調書についてはごらんをいただきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

14番、橋爪議員。

○14番（橋爪英夫君） 財産売払収入は722万円ばかりでございますけれども、これは多分、岡崎の宅地の販売の収入を見込んでいるということなんだと思うんですが、私は常々、7区画だったでしょうか、まだ残っている土地を何とか売り払って地域の活性化を図ってくれというお願いを申してきましたけれども、24年度は1区画を販売しようという努力なのか、7区画あるわけであります。この辺のところの考え方をちょっとお聞きいたします。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 今、7区画が売れ残っております。

ここに上げさせていただきましたのは、その1区画分でございますけれども、過去の状況を見てずっと売れ残っているというような中で、今回全協にも議題として上げさせていただきましたけれども、鑑定評価をいたしまして、現在の土地の価格というものを調査をいたしました。そういった結果に基づいて、今後価格の引き下げ等検討しなければならないと思っております。そういった中で、もちろん全区画を完売するというのが目的でございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 14番、橋爪議員。

○14番（橋爪英夫君） はい、わかりました。

できれば、7区画売払収入予算をここに立てていただければ一番ありがたいわけでございますけれども、それについてはちょっと予算計上の中でちゅうちょしたというか不可能だと

いうことか、その辺は何ともわかってわからないような話でありますけれども、ただ、努力はとにかくしていただきたいというの一番のやっぱりお願いであります。

地域の方、あそこに住んでおられる方も、やはりそういうことを常々言葉に出している人もおります。そういうことで、予算だからいいや、1つ700万円上げておけばいいやという予算でなくて、その700万円というものがもとになって、最大の努力をしてもらいたいと、それを切にお願いする次第であります。よろしく申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） この分譲地の売り払いにつきましては、先ほどお話いただきましたように最善の努力をしていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては、3月13日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（菅谷光重君） 日程第2、議案第7号 平成24年度東吾妻町下水道事業特別会計予算案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第7号 平成24年度東吾妻町下水道事業特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出合計は5億9,378万7,000円で、前年度と比較いたしますと4,746万1,000円の増額となります。これは浄化槽整備事業の工事請負費の増額によるものが大きな要因でござい

ます。また、昨年に引き続き、合併処理浄化槽の整備促進を図っていくための奨励金1,246万5,000円とエコ補助金1,260万円を計上させていただきました。

歳入につきましては、分担金及び負担金1,379万6,000円、使用料及び手数料1億8,092万8,000円、国・県支出金1億549万6,000円、繰入金2億437万1,000円、繰越金300万円、諸収入89万6,000円、町債8,530万円です。

歳出につきましては、総務費3,998万4,000円、建設費1億8,376万5,000円、施設費1億5,275万9,000円、公債費2億1,697万9,000円、予備費30万円でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） お世話になります。

それでは、4ページをお願いいたします。

第2表地方債でございますが、下水道事業債、過疎対策債、資本費平準化債、合わせて8,530万円を予定させていただいております。

続きまして、事項別明細書の6ページをお願いいたします。

まず、歳入の1款の分担金及び負担金でございます。

1項1目の農業集落排水分担金ですが、箱島岡崎地区で1件、岩下矢倉地区で2件で合わせて67万5,000円を見込んでおります。

2項1目の公共下水道負担金ですが、本年度分50件と滞納繰越分で1,312万1,000円を見込んでおります。

2款1項の使用料でございますが、1目の公共下水道月額使用料ですが、月平均866件で4,984万6,000円、滞納繰越分40万円を見込んでおります。

次に、2目の浄化槽使用料ですが、まず設置時使用料2,493万円につきましては、前年度当初予算よりも45基多い140基ほどを見込んでおります。この浄化槽につきましては、22年度から奨励金交付制度を設けて、整備促進を図ってきており、さらには23年度から県において単独処理浄化槽、またはくみ取り槽からの合併浄化槽に転換する場合には、一律10万円の補助金が交付される浄化槽エコ補助金制度が実施され、設置数は高まると思われま

次に、2節の浄化槽月額使用料7,271万5,000円ですが、月平均1,415基ほどを見込んでおります。4節の汚泥引き抜き清掃料は、事業所等の18基分でございます。

続きまして、3目の農業集落排水使用料でございますが、箱島岡崎地区が363件、岩下矢倉地区は307件ほどを見込んでおります。

7ページをお願いいたします。

続きまして、3款1項の国庫補助金でございますが、1目の生活排水費国庫補助金6,967万2,000円は、低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業の補助金でございます。設置工事費の2分の1を見込んでおります。

次に、4款1項の県補助金ですが、浄化槽市町村整備費補助金で2,322万4,000円、エコ補助金1,260万円を見込んでおります。

5款1項の繰入金ですが、一般会計繰入金並びに基金繰入金、合わせまして2億437万1,000円のお願いでございます。

6款1項の繰越金は、前年同様300万円を見込んでおります。

7款諸収入、1項の預金利子ですが、基金積立金利子5万5,000円です。

8ページをお願いいたします。

2項の雑入につきましてはごらんとおりですが、2目の駐車場等附帯工事費は、35基分の駐車場仕様等の浄化槽附帯工事費80万5,000円を見込んでおります。

続きまして、8款1項の町債でございますが、下水道事業債、過疎債、資本費平準化債、合わせまして8,530万円を予定しております。

続きまして、9ページの歳出をごらんください。

1款1項の総務管理費ですが、一般管理費3,998万4,000円ということで、職員5名分の人件費と事務的経常経費ですので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、2款1項の建設事業費1億8,376万5,000円のお願いでございます。

これ以降につきましては、各事業ごとに掲載してございますので、説明欄をごらんいただければと思います。

最初に、公共下水道事業費の1,439万3,000円ですが、基本的工事が終了していますので、本年度は管渠築造工事2カ所、町単独事業の取り付け管及び公共ます設置工事などが中心となります。

次に、浄化槽整備事業費1億6,709万3,000円のお願いでございます。昨年度に引き続き省エネ浄化槽を推進するということで140基の設置を計画しており、この工事費1億4,014万9,000円、これに対する建設事業奨励金として1,246万5,000円とエコ補助金として1,260万円を計上させていただいております。奨励金の内訳ですが、140基で831人槽掛ける1万

5,000円となります。エコ補助金につきましては、140基の9割の126基掛ける10万円で1,260万円となります。

次に、農業集落排水ですが、箱島岡崎地区で112万3,000円、岩下矢倉地区で115万6,000円のお願いです。ここでは両地区とも新規加入取り付け管工事と道路改良に伴うマンホールの高さの調整工事が主なものでございます。

続きまして、12ページ、3款1項の施設管理費1億5,275万9,000円のお願いでございます。施設管理につきましては、公共下水の処理場は複数年の包括業務委託、農集排の処理場も両施設を複数年の包括業務委託をしております。

農集排の管路維持につきましては、5年サイクルで管路清掃とカメラ調査を実施し、悪い箇所は適宜修繕するなど計画的に進めております。また、ポンプ施設の維持管理につきましては、公共、農集の3施設を複数年の一括単価契約とし、経費の節減に努めております。

浄化槽整備事業費は7,460万8,000円ですが、ここでは浄化槽の定期保守点検委託料、年4回が主でございます。本年は1,395基の保守点検委託料として5,684万7,000円を計上させていただきました。

続きまして、13ページ、4款1項の公債費でございますが、元金利子の合計で2億1,697万9,000円となります。内訳はごらんのとおりでございますので、よろしく願いいたします。

最後に、5款1項の予備費ですが、前年同様30万円を計上させていただきました。

15ページからは給与明細書、18ページは地方債の調書でございますので、よろしく願いいたします。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては、3月13日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（菅谷光重君） 日程第3、議案第8号 平成24年度東吾妻町簡易水道特別会計予算案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第8号 平成24年度東吾妻町簡易水道特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出合計は5,017万8,000円で、前年度と比較しますと45万4,000円の減額となります。

歳入につきましては、分担金及び負担金21万円、使用料及び手数料3,617万円、繰入金909万8,000円、繰越金20万円、諸収入50万円、町債400万円などです。

歳出につきましては、簡易水道費3,399万円、公債費1,618万8,000円でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） それでは、3ページをお願いいたします。

第2表地方債でございますが、簡易水道事業と過疎対策事業合わせて400万円を予定させていただいております。

続きまして、事項別明細書の5ページをお願いいたします。

1款1項の分担金でございますが、新設加入分担金2件で21万円を見込んでおります。

2款1項の使用料でございますが、水道使用料として1,240戸分で3,410万1,000円、過年度分使用料50万円、合計3,460万1,000円と量水器使用料が1,240戸で156万2,000円、過年度分量水器使用料7,000円、合計156万9,000円ほどを見込んでおります。

3款1項の繰入金でございますが、一般会計からの繰入金909万8,000円をお願いするものでございます。

4款1項の繰越金ですが、前年度からの繰越金20万円でございます。

5款1項の雑入、ダム関連工事補償金の50万円ですが、これは松谷給水区における布設がえ工事でございます。

6ページをお願いいたします。

6款1項町債ですが、簡易水道事業債、過疎債をそれぞれ200万円、計400万円を予定しております。

続きまして、7ページからの歳出をお願いいたします。

最初に、1款1項の維持管理費3,399万円のお願いでございます。簡易水道は現在17給水区であり、それらの施設の維持管理費と職員1名分の人件費でございます。工事といたしましては、有効検定期間に近づいています検満量水器の交換で65万4,000円、新巻給水区における老朽管布設がえ工事と県ダム関連工事として400万円、萩生土地改良における布設がえ工事50万円を予定しております。

次に、2款1項の公債費でございますが、元金、利子、合わせて1,618万8,000円を計上させていただきました。

9ページからは給与費明細書、11ページ最下段には起債内訳明細書が記載してございますので、ごらんいただければと思います。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきますのでよろしくをお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては、3月13日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（菅谷光重君） 日程第4、議案第9号 平成24年度東吾妻町水道事業会計予算案を議

題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第9号 平成24年度東吾妻町水道事業会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

本年度は、給水戸数4,502戸、年間総配水量153万2,474立方メートル、1日平均給水量3,427立方メートルを予定しております。

収益的収入及び支出につきましては、総額で2億514万8,000円となり、前年度比427万7,000円の増額となりますが、これは水道使用料と他会計負担金の増額によるものでございます。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入1,565万円、資本的支出1億2,391万4,000円でございます。不足する額1億826万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額260万7,000円、当年度分損益勘定留保資金7,946万3,000円、建設改良積立金2,619万4,000円で補てんするものといたします。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長(菅谷光重君) 続いて、担当課長の説明を願います。

○上下水道課長(土屋利夫君) それでは、予算書の2ページ、3ページをごらんください。

1条から8条までありますが、本会計の基本的な部分でございます。第3条が収益的収入及び支出、第4条が資本的収入及び支出でございます。

3ページの第7条、他会計からの補助金ですが、一般会計から2,000万円をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、4ページ、5ページをお願いいたします。

実施計画書でございますが、後ほど見積基礎のところの説明をいたしますので、省略をさせていただきます。

6ページは資金計画、7ページから9ページは給与費明細書ですので、よろしくお願いいたします。

10ページにつきましては、平成24年度予定貸借対照表でございます。

資産合計は、固定資産と流動資産を合わせて26億7,768万6,578円です。

11ページにつきましては、負債合計が900万円、資本合計は26億7,768万6,578円となりまして、負債資本合計と10ページの資産合計は同額となります。

次の12ページは、23年度の予定貸借対照表となっております。

資産合計といたしまして27億5,867万3,414円、13ページの負債資本合計も同額ですのでよろしくお願いたします。

続きまして、14ページをお願いいたします。

23年度の予定損益計算書でございます。

現在のところですが、237万5,000円の純損失が出るのではないかとこの予定でございます。当年度未処理欠損金は2,461万9,987円の見込みでございます。

続きまして、15ページ、本年度の見積基礎でございます。

まず、収益的収入ですが、水道事業収益の営業収益では、給水収益は前年度より185万9,000円の増の1億7,386万2,000円、分担金は210万円、他会計負担金といたしまして754万5,000円、その他営業収益として157万5,000円を見込んでおります。

次の営業外収益では、受取利息及び配当金6万2,000円、他会計補助金として一般会計から2,000万円の補助金をお願いするものでございます。これは企業債償還金利息に充当したいと考えております。消費税還付金、賃借料がそれぞれ1,000円でございます。雑収益が2,000円でございます。

続きまして、16ページの収益的支出をお願いいたします。

水道事業に係る費用でございます。

まずは営業費用の原水及び浄水費といたしまして227万8,000円、配水及び給水費で2,725万5,000円、総係費で5,803万9,000円でございます。これらは水道事業に係ります維持管理費及び人件費等でございます。いずれも経費の節減には努めておりますが、ごらんとおりでございますのでよろしくお願いたします。

次の18ページをお願いいたします。

減価償却費で7,836万3,000円、資産減耗費で110万円、その他営業費用で150万円の見込みでございます。

続きまして、営業外費用でございますが、消費税450万円、支払利息及び企業債取扱諸費で3,201万3,000円、雑支出として10万円でございます。

続きまして、19ページの資本的収入でございます。

最初の負担金ですが、一般会計負担金として消火栓設置負担金65万円、工事負担金として

は、ダム関連工事負担金といたしまして1,500万円を見込んでございます。

続きまして、資本的支出でございます。

建設改良費の送配水設備工事費で5,776万円、工事請負費として5,215万円を計上し、ごらんの工事を予定しております。概要は郷原古谷地内などを3カ所、延長900メートルの老朽管（石綿セメント管）の布設がえと、八ッ場ダム建設に伴う布設がえ工事2カ所、約220メートル、消火栓設置工事、水源フェンス等の改修工事、配水支管新設工事などがございます。

次の機械及び装置につきましては、50個の量水器購入費でございます。

次の固定資産購入費の100万円でございますが、工事器具等の購入費用でございます。

最後に、企業債償還金といたしまして6,501万3,000円のお願いでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては、3月13日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎議案第10号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第5、議案第10号 平成23年度東吾妻町一般会計補正予算（第7号）案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第10号 平成23年度東吾妻町一般会計補正予算（第7号）につ

いて、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに1億9,848万7,000円を減額し、歳入歳出予算額の総額を84億6,850万7,000円とするものです。また、債務負担行為、繰越明許費及び地方債補正につきましては追加変更等のお願いでございます。

それでは、歳入の主なものにつきまして申し上げます。町税は企業収益の改善等により法人町民税等が伸び8,500万円の追加、地方交付税は交付税の確定に伴い4,014万7,000円の追加、国庫支出金は事業費の確定に伴い3,920万9,000円の減額、県支出金も同様に1億4,810万7,000円の減額、町債につきましても同様に5,530万円の減額でございます。

歳出につきましては、庁舎建設基金として1億の追加、国の4次補正であります農業体質強化基盤整備促進事業といたしまして3,861万円の追加等がありますが、事業費の確定などによる減額補正が主なものでございます。

詳細につきましては、それぞれの担当課長より説明させていただきますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） おはようございます。お世話になります。

それでは、まず1ページをお願いします。

一般会計補正、7号の補正になります。

1条から4条まで、1条の歳入歳出予算の補正1億9,848万7,000円の減額、それから第2条では債務負担行為の補正、第3条では繰越明許費の補正、第4条では地方債の補正ということで、この4条が今回の補正予算のご議決を賜る案件であります。

詳細につきましてご説明をします。

まず、第1表関係です。2ページをお開きください。

歳入の部分ですけれども、町税から地方消費税交付税までにつきましては、ほぼ見込みが9月確定してきましたので、それによりますところの補正で全体で7,450万円ほどの増になっております。地方交付税につきましては、再算定をしっかりとしまして、これもほぼ確定した数字として4,000万円ほどの増額となっております。

12款分担金及び負担金から次のページの15款の県支出金までですけれども、これは事業確定等がほぼ確定しておりますので、その確定によりますところの主に減額補正となっております。約2億500万円ほどの減額になります。

続きまして、17款の寄附金から町債までですけれども、いわゆる見込み事業確定によりまして1億800万円ほどの減額ということで、全体で1億9,848万7,000円の減額、確定で、補正で84億6,850万7,000円ということでお世話になりたいと思います。

歳出につきましては、主に、いわゆる減額は事業確定による減額が多いんですけれども、それとともに本年1月1日で給与の見直しといたしますか、職員給与の見直しによりますところの減額と人事委員会の勧告に従いましての減額が主な減額というふうになると思います。

では、6ページをお願いしたいと思います。

2条関係の債務負担行為の補正になります。

これは例年お願いしておりますところの土地開発公社残地販売事業の損失補てんのためのものであります。3,000万円ほど計上させていただいております。よろしく申し上げます。

続いて、7ページの繰越明許費補正になります。

ここにありますように、総務費のダム対策費の住居移転業務から最後の林業施設災害復旧関係になります。主なもの、いわゆる繰り越しの理由としましては、例えば住居でしたらば、最後の和解が4月末ですよということが確定に伴うところの繰り越し、それから例えば東日本大震災の影響で三角点だとか水準点がちょっとずれましたということで、それを補正するために若干期間が必要だったという、そういったところによる繰り越し、それから台風12号等による繰り越し、それから道路等だったらば確定していて、用地等も確定して事業が進んでいたわけなんですけれども、不測の事態、いわゆる例えば隣の土地の支障木で、実際に道路の土地ではなくて隣の土地だったもので、そこの用地交渉がちょっとこずったというような、そんな理由で繰り越しさせていただきますものがここに載っております。よろしく申し上げます。

8ページをお願いします。

まず、地方債補正で、1つ目が地方債の追加になります。追加につきましてはここに書いてあるとおりです。太田小のトイレの関係で、これは補正予算債で750万円。それから農林、要するに農業体質強化等、これは萩生の川東の道路改良ですとか、植栗上北地区の排水路の改修工事のものであります。

続いて、農地整備につきましても萩生の川西の土地改良等であります。

これについてはルールで補助金等も入っていますので、そういったものを引いたものですか、何割というようなそういう形で確定はされております。

続いて地方債の変更です。

これにつきましては、先ほどから言っておりますように事業確定によりますところの変更であります。限度額がありまして、これがいわゆる右側の補正後、例えば道路整備事業（過疎債）につきましては、これは町道の関係1042号線ですとか、岩下・川中線ですとかといった4道路であります。これは確定で1,830万円ほど減額になって3,600万円になりますよという、そういうことになっております。そういった形で見ただけだと思います。

申しわけないですけども、一番最後になりますところの「林業様施設現年補助」であります。「林業様」の様が「様」になっちゃってしまして、用度の「用」にかえていただければと思います。よろしくをお願いします。

続きまして、3項の地方債の廃止になります。

これについては、小学校の体育館の耐震事業（過疎債）3,500万円を廃止ということになります。よろしくをお願いします。

以上が先ほどの1ページにあった4条までの補正の概略説明です。

続きまして、歳入歳出の詳細説明につきまして、各担当課より申し上げますのでよろしくをお願いします。

○議長（菅谷光重君） 税務会計課長。

○税務会計課長（佐藤喜知雄君） お世話になります。

それでは、11ページをごらんいただきたいと思います。

最初に、町民税でございますが、個人、法人合わせて6,000万円の増収でございます。

1目の個人分でございますが、給与所得者の落ち込みが当初見込みより悪くなく、直近の収入状況等勘案し、2,500万円の追加となりました。

法人では、平成21年の最悪の状態から業績の回復が伺われ、直近の収入状況から勘案し、法人税割は4,000万円の追加になりますが、逆に均等割は500万円の減額となりました。

次に、2項の固定資産税でございますが、直近の収入状況等を勘案し、1,000万円の追加でございます。

次の町たばこ税でございますが、売り上げ本数は減っておりますが、税収は伸びているという現状から1,500万円の追加でございます。

以上でございますが、よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） 続きまして、2款の地方譲与税からになります。

これは見込みによりますところの補正になります。

まず、地方譲与税の1目地方揮発油譲与税につきましては304万7,000円の増額で3,944万7,000円。続いて、2目の自動車重量譲与税につきましては576万9,000円の増額で9,876万9,000円。利子割交付金につきましては176万8,000円の減額で383万2,000円。

続きまして、4款配当割交付金になります。100万円追加で190万円。

続いて、6款の地方消費税交付金1,845万4,000円の減額で1億4,624万6,000円ということで、これは予算のときも説明しましたが、どうしてもデフレ等消費が落ち込んでいるということで交付金が落ち込んでおります。

続いて、10款地方交付税です。再算定によりまして、4,014万7,000円の増額で30億6,798万4,000円ということになります。

続いて、12款分担金及び負担金からですけれども、これも事業確定による見込み額によりましての減になります。減額が多いんですけれども、まず負担金につきましては1,366万円減額で1億4,696万4,000円になります。

続いて、13款使用料及び手数料の1項使用料です。使用料につきましても、4,320万円の減額で1億3,865万5,000円となります。

続きまして、14款国庫支出金であります。これにつきましても事業確定でかなり減額になっております。国庫補助金の部分では、合計で△3,086万8,000円、1億8,546万1,000円となります。

続きまして、14款の国庫支出金の委託金になります。

これも合計で△1,533万円の減額で3,399万5,000円となります。

続きまして、14ページになります。

県支出金の中の県負担金、これも合計で117万6,000円の増額で1億6,601万5,000円となります。

続いて、県支出金の県補助金になります。この県補助金につきましても合計で次のページ447万4,000円の増額で3億6,510万7,000円となります。

続いて、県支出金の委託金になります。合計△1億5,375万7,000円、合計で6,655万6,000円となります。

続いて、寄附金です。ここからも見込みによりますところの確定になります。38万8,000円の増額で5,790万円となります。

続いて、諸収入の受託事業収入になります。合計で△660万円653万7,000円というふうな補正になります。

続いて、諸収入で雑入です。ダム関連事業雑入から裏のページの雑入までの合計であります。△4,642万円、3億6,100万9,000円というふうになります。

続いて、町債であります。詳細については、8ページのほうで記載されていますので、そちらでよく見ていただきたいんですけれども、合計で△5,530万円、7億6,620万円ということになります。よろしく申し上げます。

続きまして、歳出になります。これは各課により説明をいたします。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） それでは、歳出について説明をさせていただきます。

17ページになります。

1款1項1目議会費241万6,000円の減額でございます。これにつきましては、研修旅費、会議録調製印刷製本委託料、会議反訳委託料の減額が主なものでございます。

次に、2款1項1目一般管理費についてでございますが、9,725万円の追加のお願いでございます。説明欄をごらんいただきますと、給与改定に伴います減額及び通信運搬費200万円の減額、また庁舎積立基金1億円の追加のお願いでございます。

続きまして、2目行政振興費でございますが、住民センター建設事業補助金200万円の減額、地域振興事業補助金200万円の減額でございます。よろしくお願いたします。

○議長（菅谷光重君） 税務会計課長。

○税務会計課長（佐藤喜知雄君） 4目の会計管理費でございますが、時間外勤務手当5万円の追加のお願いでございます。よろしく申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） 続いて、8目の財政調整基金費になります。△806万6,000円で1億2,066万7,000円を基金に積み立てるということになります。

先ほどご説明しましたように、庁舎建設のほうに1億円を回すという形で、今回の残プラスこの財政調整基金のほうから806万6,000円を入れて1億円の基金を積んでいると、前々からご説明しましたように、庁舎建設につきましては、いわゆる不用額等が出てきましたら建設資金を前倒して積んでいきたいというようなご説明をしたと思います。その関係です。

ただ、これを積んでいってもこの財調に今残っているというか、今年度末の予測金額は14億5,490万2,000円ということで、昨年度、ここにありますように1億2,000万円ほどはふえているということで、うちの財政基準から考えると8億円から9億円ぐらいあれば大丈夫だろうというような指針が出ています。そういう意味では安全な区域に入っているかなという

ふうにご検討しております。

続いて、9目の企画費になります。211万1,000円の増です。

これにつきましては、広域の負担の補正によりますところの補正になります。

続いて、10目の運輸対策費の120万円の減額であります。運輸対策費、これにつきましては乗合バスの補助金がほとんどなんですけれども、乗合バスの補助金というのが、22年の決算額で算定をするということで、22年度については、22年度から運行を見直したと、坂上地区の運行を見直したということで経費が削減されたということで120万円の減額となります。よろしく申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 続きまして、14目登記事務費でございますが、登記委託料100万円の減額のお願いでございます。よろしくお願いたします。

○議長（菅谷光重君） 税務会計課長。

○税務会計課長（佐藤喜知雄君） 2項の徴税費、1目の税務総務費21万2,000円の追加のお願いでございますが、これは給与改定に伴う所要な補正と納税相談業務等、繁忙業務に対する時間外勤務手当の追加でございます。

以上ですが、よろしく申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） お世話になります。

3項1目戸籍住民基本台帳費2万6,000円の減額のお願いでございます。給与改定によります職員人件費6名分の減額でございます。よろしくお願いたします。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 続きまして、2款4項4目群馬県知事選挙費についてでございますが、108万2,000円の減額、5目東吾妻町議会議員選挙費につきましては、138万2,000円の減額のお願いでございます。よろしくお願いたします。

○議長（菅谷光重君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） お世話になります。

7項1目ダム対策総務費4,913万2,000円の減額のお願いでございます。説明欄によって説明させていただきます。

ダム対策費総務費につきましては、給与改定に伴う職員人件費で10万円の減額でございます。八ッ場ダム水源地域整備事業4,903万2,000円の減額につきましては、三島上郷盛土造

成地の確定測量、これにつきましては震災により基準点が使用できない期間が相当期間ありまして、23年度につきましては確定測量のみとなり233万円の減額です。

20ページになりますが、工事請負費はふれあい公園の国庫補助金確定に伴う4,000万円の減額、積立金につきましては、松谷・六合村線整備に伴う下流都県の負担分ではありますが、事業変更を地元と調整中であり、事業が執行できなかったことから670万2,000円の減額であります。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 事業課長。

○事業課長（蜂須賀 正君） お世話になります。

続きまして、8項事業費でございますけれども、今回お願いするのは3万3,000円の減額でございます。給与改定に伴うところの減額でございます。

続きまして、9項の温泉事業費でございます。

2目の温泉センター管理費で5,000円の減額、3目の温泉センター食堂費で3,000円の減額、合わせまして8,000円の減額をお願いでございます。これにつきましても給与改定に伴うところの減額でございますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 途中でございますが、ここで休憩をとります。

再開を11時10分といたします。

(午前10時58分)

○議長（菅谷光重君） ただいまより再開をいたします。

(午前11時10分)

○議長（菅谷光重君） 次、願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） お世話になります。

それでは、3款の民生費でございます。

1項1目社会福祉総務費の社会福祉事業14万4,000円の減額ですが、これは給与改定によ

る人件費の減額でございます。

2目の障害児者自立支援費でございますが、障害児者自立支援事業として1,400万円の追加のお願いでございます。内訳ですが、障害者計画等は自前で作成しますので不要となり減額でございます。障害福祉サービス給付費1,500万円は受給者の増加に伴いまして、給付費の追加をお願いするものでございます。

それから、障害者自立支援国県負担金返還金150万円は、前年度分の精算によるところでございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 同じく、3目国民年金費1万1,000円の減額のお願いでございます。給与改定によりますところの職員人件費1名分の減額分でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） 4目の老人福祉費ですが、361万5,000円の減額でございます。事業の終了及び補助金の確定等による減額でございます。2つの特別会計への繰出金はそれぞれの補正によるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 同じく、6目国民健康保険費6,570万7,000円の追加のお願いでございます。人件費の減額と28節繰出金6,571万3,000円の追加のお願いでございます。国保税の減収とインフルエンザ等療養給付費の増額によるものでございます。よろしくお願いいたします。

22ページをお願いいたします。

8目後期高齢者医療費707万6,000円の減額のお願いでございます。3節職員手当等30万円の減額、後期高齢者医療広域連合へ派遣している職員の時間外勤務手当の減額でございます。19節負担金、補助及び交付金183万3,000円の減額、療養給付費負担金の実績によるものでございます。28節繰出金494万3,000円の減額、保険基盤安定繰出金等の確定によるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） それでは、3款2項の児童福祉費でございます。

1目児童措置費の子育て支援費として、子ども手当システム改修委託料120万円の追加のお願いでございます。24年度からまた子ども手当が改正となりますので、そのためのシステ

ム改修の委託料でございます。ただし、子ども手当関連法案の成立いかんによっては24年度対応となる場合もございますので、ご承知おきいただきたいと思います。いずれにしましても、これは全額県費補助となります。

2目の保育所費ですが、保育所運営事業663万円の減額でございます。ここはすべて確定等に伴う減額でございます。

3目の学童保育費ですが、学童保育事業47万9,000円の追加のお願いです。委託料の基準となる県の補助基準額が引き上げになったことによります委託料の追加でございます。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） お世話になります。

3項1目災害救助費になります。23ページであります。

211万4,000円を追加して1,698万円ということをお願いしたいと思います。右側の説明欄で、大体ほぼ確定してきまして、確定した中で、少し難しく22年度、23年度の災害救助法によります県からの補助金といいますか、手当につきましては、一括で今年度入っています。ですから、22年度、23年度を両方合わせた形で考えていって、いわゆる指定寄附金という、このために使ってくださいという寄附金も800万円以上来ております。そういったことで一般会計で使っちゃうというわけにはいかないの、ここで見舞金の追加として500万円を計上させていただきました。全体的には230万円ほど町の持ち出しが出てくるんですけども、見舞金を議論する中で、いわゆる寄附金をそのままやるというのではなくて、町としても何らかの形で見舞金を出していきましようというような議論がありました。1人100円で160万円かどうかと、そういった議論がありました。そういったことを考えながら230万円ほどの持ち出しがあるんですけども、500万円という切りのいいところで見舞金の追加ということでお世話になりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） 大変失礼しました。

続きまして、4款の衛生費でございます。

1項1目の保健衛生総務費ですが、保健総務費として148万2,000円の減額でございます。これは給与改定による減額でございます。次の国民健康保険特別会計施設勘定への繰出金420万3,000円の追加は、後ほど特別会計で説明がございますので、よろしく申し上げます。

2目の予防費ですが、定期予防接種事業として397万5,000円、定期外予防接種事業とし

て1,102万2,000円の減額でございます。これは事業がほぼ終了したことによるものでございます。ごらんの定期外の予防接種は本年度から始めた事業でございます、予想外に接種率が低く、結果、減額となりました。

3目の母子保健費ですが、妊婦支援事業として242万5,000円の減額でございます。妊娠されますと、延べ14回の健康診査を受けていただいております、その対象者が84人とほぼ確定しましたので減額となります。

4目の健康増進事業費ですが、がん検診事業404万円の減額でございます、これも事業が終了した結果、減額となるものでございます。

以上ですが、よろしくお願いたします。

○議長（菅谷光重君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 同じく、9目霊園管理費162万円の減額のお願でございます。

施設修繕及び設計委託料等、事業の確定によるものでございます。

続きまして、2項1目清掃総務費20万円の減額のお願でございます。19節負担金、補助及び交付金、ゴミ処理機等設置費補助金確定によるものでございます。よろしくお願いたします。

○議長（菅谷光重君） 産業課長。

○産業課長（轟 馨君） お世話になります。

6款1項1目の農業委員会費でございますけれども、給与改定による追加のお願でございます。

続きまして、2目の農業総務費でございますけれども、これも給与改定による追加424万7,000円のお願でございます。

次の25ページでございますけれども、3目の農業振興費でございますけれども、601万6,000円の減額のお願でございます。戸別所得補償制度以下、各事業の減額でございます。

次に、4目の農業経営基盤強化対策事業費でございますけれども、45万5,000円の減額でございます。

続きまして、5目の畜産振興費でございますけれども、預託肉牛利子補給事業による減額でございます。

次に、一番下の6目の農地費でございますけれども、3,947万7,000円の追加のお願でございます。説明欄を見ていただきたいんですけれども、萩生川西土地改良事業の286万7,000円の追加と、またその下の農業体質強化基盤整備促進事業の3,861万円の追加のお願

いでございます。この内訳としましては、萩生川東地区の道路改修、植栗上北地区の排水路改修、萩生川西地区幹線排水路の改修でございます。

次の26ページの県単小規模土地改良と農地・水・環境保全向上活動事業の減額をお願いでございます。

続きまして、6款2項1目林業振興費の741万円の減額をお願いでございます。

右の説明欄を見ていただきたいんですけども、林業振興費591万6,000円、有害鳥獣捕獲事業の149万4,000円の減額をお願いでございます。

続きまして、7款1項1目商工総務費でございますけれども、給与改定による減額で451万円の減額をお願いでございます。

続きまして、27ページ、2目の商工振興費でございますけれども、経営振興資金利子補給金の減額230万円と信用保証協会補填金追加の30万円で、合計で200万円の減額をお願いでございます。

続きまして、3目の観光費でございますけれども、事業確定による工事請負費の減額100万円でございます。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 8款1項1目道路橋りょう総務費19万6,000円の減額であります。

これにつきましては、給与改定に伴う職員人件費の減額でございます。

次に、2目道路維持費500万円の減額につきましては、原材料支給がほぼ確定されたための減額でございます。

次に、3目道路改良費4,271万円の減額につきましては、工事請負費で岩下・川中線及び1281号程岩線の工事確定による1,350万円の減額、ダム関連道路費は松谷・六合村線で変更計画について地元と調整中であり、事業ができなかったことから、委託料、土地購入費、補償金合わせて2,921万円の減額でございます。

28ページをお願いします。

2項3目街路事業整備費1億6,787万7,000円の減額につきましては、県委託事業費の減に伴い、事務費である給料243万7,000円の減額、工事費への振り替えによる土地購入費1,208万3,000円、補償金1億3,818万5,000円の減額、全体事業費の減に伴い町負担金1,517万2,000円の減額でございます。よろしくをお願いします。

○議長（菅谷光重君） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） 続きまして、5目の下水道費でございますが、下水道事業特別会計への繰出金175万5,000円の減額のお願いでございます。これにつきましては、下水道事業特別会計補正予算のところの説明をさせていただきますのでよろしくお願いたします。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 続きまして、9款1項1目消防費でございますが、負担金確定による広域圏消防負担金559万3,000円の減額でございます。よろしくお願いたします。

○議長（菅谷光重君） 教育課長。

○教育課長（角田輝明君） 続きまして、10款1項2目事務局費につきましては、給与改定等に伴います9万6,000円の追加のお願いでございます。

続きまして、5目給食調理場運営管理費につきましては、給与改定等に伴います42万4,000円の減額と各調理場の燃料費の単価改定によります31万8,000円の追加のお願いでございます。

続きまして、6目外国青年招致事業費につきましては、社会保険料の減額でございます。

続きまして、2項小学校費、1目学校管理費につきましては、人件費の減額及び修繕料委託料、工事請負費の事業費確定に伴います減額と各小学校の燃料費の単価改定に伴います29万1,000円の追加のお願いでございます。

3目小学校施設整備費につきましては、太田小学校体育館耐震補強工事及び原町小学校校庭整備設計委託の事業費確定による減額でございます。

続きまして、3項中学校費、1目学校管理費につきましては、給与改定と原町中及び岩島中学校の修繕料の減額と各中学校の燃料費単価改定による33万7,000円の追加のお願いでございます。

続きまして、中学校施設整備費につきましては、県道拡幅工事に伴います太田中学校の舗装工事が24年度になったための減額でございます。

続きまして、4項幼稚園費、1目幼稚園管理費につきましては、人件費及び坂上幼稚園擁壁改修工事の事業費確定による減額と、各幼稚園の燃料費の改定によります19万8,000円の追加のお願いでございます。

32ページをお願いします。

6項保健体育費、1目保健体育総務費につきはしては、健康マラソン及び原町岩島地区の運動会中止によります減額及び郡民体育祭事業につきましては、事業費確定による減額でござ

ございます。

続きまして、3目の施設管理費につきましては、施設管理委託料の減額でございます。

以上、簡単でございますがよろしく申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 11款1項2目道路復旧費224万円の減額につきましては、査定額減による事務費である給料74万円減額、測量・設計確定による委託料150万円の減額でございます。

次に、2項1目林業施設災害復旧費1,192万9,000円の減額につきましては、査定額減による事務費である給料、消耗品、印刷費の減、測量・設計確定による委託料105万円の減額、災害査定等により工事費1,000万円の減額でございます。よろしく申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第11号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第6、議案第11号 平成23年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第11号 平成23年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、事業勘定、歳入歳出それぞれ7,795万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億6,835万9,000円とするものでございます。

歳入では、国民健康保険税1,603万3,000円の減額、国庫支出金215万7,000円の減額、療養給付費交付金1,128万5,000円の追加、県支出金44万3,000円の追加、共同事業交付金1,577万9,000円の追加、繰入金6,864万1,000円の追加です。

歳出では、総務費36万5,000円の追加、保険給付費7,529万3,000円の追加、共同事業拠出

金1,025万7,000円の減額、諸支出金1,255万7,000円の追加です。

次に、施設勘定、歳入歳出それぞれ263万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,546万7,000円とするものでございます。

歳入では、診療収入367万3,000円の追加、県支出金260万8,000円の減額、繰入金159万5,000円の追加、諸収入2万5,000円の減額です。

歳出では、総務費9万1,000円の追加、医業費254万4,000円の追加です。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

町民課長。

○町民課長（本多利信君） それでは、事業勘定から事項別明細書により説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、6ページをお願いいたします。

1款1項国民健康保険税1,603万3,000円の減額をお願いでございます。内訳につきましては、1目一般被保険者国民健康保険税1,466万円の減額、2目退職被保険者等国民健康保険税137万3,000円の減額で、被保険者数の減少並びに収納率の低下によるものでございます。

3款1項国庫負担金38万円追加をお願いでございます。それぞれ負担金の額の確定によるものでございます。

同じく、2項国庫補助金253万7,000円の減額ですが、これも交付金、補助金等の額の確定によるものでございます。

4款1項1目療養給付費交付金1,128万5,000円の追加でございますが、退職者等医療給付費交付金の額の確定によるものでございます。

6款1項1目財政健全化補助金27万3,000円の減額でございますが、福祉削減分補助金の確定によるものでございます。

8ページをお願いいたします。

2項県負担金71万6,000円の追加でございますが、1目、2目ともに負担金の額の確定によるものでございます。

8款1項共同事業交付金1,577万9,000円の追加でございますが、1目、2目ともに額の確定によるものでございます。

9款1項他会計繰入金6,571万3,000円の追加でございますが、一般会計からの繰入金6,022万6,000円で、税収の減少並びにインフルエンザ等によります療養給付費の追加によるものでございます。

2項基金繰入金292万8,000円の追加でございますが、1項と同じ内容でございます。

続いて、9ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款1項総務管理費36万5,000円の追加でございますが、連合会のシステム改修によります負担金の増額によるものでございます。

2款保険給付費、1項及び2項で療養諸費7,529万3,000円の追加でございますが、月当たりの療養給付費は昨年に対比500万円ほど増加をしております。

7款1項共同事業拠出金、10ページをお願いいたします。1,025万7,000円の減額でございますが、額の確定によるものでございます。

11款1項償還金及び還付加算金1,516万5,000円の追加でございますが、平成22年度分療養費負担金超過交付金の返納によるものでございます。

同じく、2項1目直営施設勘定繰出金260万8,000円の減額、国保診療所への繰出金でございます。

このような厳しい財政状況ですので、平成24年度に運営安定化計画を策定し、国保財政の収支不均衡の改善に努力をしたいということでお願いいたします。

続いて、施設勘定の説明をさせていただきます。

12ページをお願いいたします。

事項別明細書をごらんいただきたいと思います。

歳入でございますが、1款診療収入、1項外来収入367万3,000円の追加ですが、診療報酬収入等の増加見込額によるものでございます。

3款1項1目国保施設費県補助金260万8,000円の減額、額の確定によるものでございます。

4款1項1目一般会計繰入金420万3,000円の追加、これは見込額によるものでございます。

同じく、2項1目事業勘定繰入金260万8,000円の減額、県のへき地運営費補助金の確定によるものでございます。

13ページをお願いいたします。

6款1項1目特定健康診査等受託料3万1,000円の減額、受診者の減少によるものでござ

います。

同じく、2項雑入6,000円の追加、電話代でございます。

次に、歳出でございます。

14ページをお願いいたします。

1款1項施設管理費9万1,000円の追加、職員人件費と水道料の増額でございます。

2款1項医業費254万4,000円の追加、1目医業管理費4万1,000円の増は、医療用廃棄物処理料の追加でございます。

2目医療用機械器具費42万5,000円の減額、酸素濃縮装置の減少によるものでございます。

3目医療用消耗機材費23万8,000円の減額、これは注射針等の消耗品の減少によるものでございます。

同じく、4目医薬品衛生材料費316万6,000円の追加でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第12号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第7、議案第12号 平成23年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第12号 平成23年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ934万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億7,650万2,000円とするものでございます。

歳入では、後期高齢者医療保険料390万円の減額、繰入金494万3,000円の減額、諸収入50万1,000円の減額です。

歳出では、総務費37万4,000円の減額、後期高齢者医療広域連合納付金866万6,000円減額、保健給付事業費30万4,000円の減額です。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

町民課長。

○町民課長（本多利信君） それでは、事項別明細書により説明させていただきます。

4ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款1項後期高齢者医療保険料390万円の減額。

1目後期高齢者医療特別徴収保険料200万円の減額。

同じく、2目後期高齢者医療普通徴収保険料190万円の減額。内訳は、現年度分206万1,000円の減額、滞納繰越分16万1,000円の追加で、ともに確定見込みによるものでございます。

3款1項一般会計繰入金494万3,000円の減額、事務費繰入金100万円の減額。2目保険基盤安定繰入金394万3,000円の減額。額の確定によるものでございます。

4款1項雑入30万4,000円の減額。受診者の減少によるものでございます。

同じく、2項1目保険料還付金19万7,000円の減額。これも額の確定によるものでございます。

続いて、5ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費37万4,000円の減額。1項、2項ともに計上経費の減額でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金866万6,000円の減額。広域連合納付金の確定によるものでございます。

3款1項人間ドック助成事業費30万4,000円の減額、受診者の減少によるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第13号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第8、議案第13号 平成23年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計補正予算（第3号）案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第13号 平成23年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、臨時職員を含む人件費の減額によるものが中心でありまして、差し引き173万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億4,933万3,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） それでは、説明させていただきます。

事項別明細書の4ページ、歳入をお願いします。

3款1項1目の寄附金でございますが、団体からの寄附金が指定寄附がございましたので、2万9,000円の追加のお願いでございます。

4款1項1目の一般会計繰入金は、歳出の減額に伴います減額でございます。

それでは、歳出でございますが、1款1項1目の一般管理費173万1,000円の減額のお願いでございます。ごらんとおり、人件費は減額となりますが、備品購入費は10万円の追加のお願いです。これは先ほどの指定寄附を受けまして、エアーマット2台の購入を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第14号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第9、議案第14号 平成23年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第14号 平成23年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、来年度から介護報酬が改定となりますので、それに対応するための介護保険システムの改修費262万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ12億5,993万2,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） それでは説明させていただきます。

事項別明細書の4ページ、歳入をお願いいたします。

今回の補正は、3年に一度の介護報酬の改定に対応するための補正でございます。内容は介護保険制度システムの改修でございます。経費の2分の1は国庫補助となります。それが4款2項の国庫補助金131万2,000円でございます。残り半分は8款1項の一般会計繰入金として131万3,000円をお願いするものでございます。

次に、歳出の1款1項の総務管理費ですが、先ほど来申し上げております介護保険制度システムの改修委託料262万5,000円をお願いでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第15号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第10、議案第15号 平成23年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第15号 平成23年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,666万2,000円を減額して、総額をそれぞれ8,149万6,000円とするものでございます。

内容は、情報通信施設事業費として、ケーブルテレビ事業の移設工事費等の確定による工事請負費の減額が主なものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） それでは、説明をさせていただきます。

4ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款1項1目負担金ですが、情報通信事業施設加入負担金15万円の減額でございます。

3款2項1目利子及び配当金では、地域開発基金利子として16万円の減額でございます。

4款1項1目地域開発基金繰入金ですが、歳出減による382万5,000円の減額をお願いでございます。

5款1項1目繰越金ですが、前年度繰越金7万3,000円の追加のお願いでございます。

6款1項1目雑入ですが、光ケーブル移転補償費1,260万円の減額でございます。

次に、歳出ですが、5ページをお願いいたします。

宅地造成事業費でございますが、施設管理事業といたしまして17万5,000円の減額でございます。地域開発基金積立金16万円の減額が主なものでございます。

また、2項1目情報通信施設事業費でございますが、1,648万7,000円の減額をお願いするものでございます。これは光ケーブル移設工事費等がほぼ確定したことによるものが主な内容でございます。よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第16号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第11、議案第16号 平成23年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第4号）案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第16号 平成23年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,706万5,000円を減額して、総額をそれぞれ6億5,191万円とするものでございます。

歳入の主なものは、生活排水費国庫補助金の4,703万1,000円の追加と、国庫補助金追加に伴う町債の6,820万円の減額でございます。

歳出の主なものは、浄化槽整備工事請負費2,300万円の減額でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） それでは、3ページをお願いいたします。

これは地方債の補正でございます。下水道事業3,420万円、過疎対策事業3,400万円、合わせて6,820万円の減額になっております。地方債を減額して、その分国庫補助金を充てるものでございます。

続きまして、5ページの歳入をごらんください。

事業別明細書でございます。

2款1項2目の浄化槽使用料141万円の減額のお願いでございます。これは4基分、47人槽分の設置数の減に伴う設置使用料の減額でございます。

続きまして、3款1項1目の生活排水費国庫補助金4,703万1,000円の追加でございます。これは循環型社会形成推進交付金4,659万3,000円の追加と、廃棄物処理施設災害復旧費国庫補助金43万8,000円の確定によるものでございます。

4款1項1目県補助金は、内訳としまして、合併処理浄化槽の補助対象額の確定による385万7,000円の減額とエコ補助金100万円の増額によります合計285万7,000円の減額でございます。

次に、5款1項1目の一般会計繰入金175万5,000円の減額ですが、事業量の確定に伴うものでございます。

7款2項の雑入ですが、浄化槽の駐車場等付帯設備工事費12万6,000円の追加のお願いでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

8款1項の町債ですが、1目の下水道事業債で3,420万円、2目の過疎対策事業債で3,400万円、合計で6,820万円の減額でございます。これは先ほどの3款1項1目の生活排水国庫補助金のところで申し上げましたが、循環型社会形成推進交付金の増額に伴いまして、起債額を減額するものでございます。

続きまして、7ページの歳出をごらんください。

1款1項1目の一般管理費でございますが、東吾妻町水道事業及び下水道事業運営審議会委員報酬の13万9,000円の減額と、給与改定に伴う人件費等の減額で、合計18万1,000円の減額でございます。

2款1項1目の建設事業費2,545万5,000円の減額でございますが、事業の確定による工事請負費の減額が主なものでございます。

3款1項1目の施設管理費142万9,000円の減額でございますが、農集箱島岡崎地区処理場の脱水機修繕料119万1,000円の減額が主なものでございます。

以上でございますが、説明とさせていただきます。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第29号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第12、議案第29号 ひがしあがつま地域活動支援センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第29号 ひがしあがつま地域活動支援センターの指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、東吾妻町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条第1項の規定に基づき、ひがしあがつま地域活動支援センターの指定管理者に、引き続き、社会福祉法人オリヂンの村を選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

本センターは矢倉地内にあります知的障害者の通所施設でございまして、指定管理料（運営費）は、吾妻東部3町村で負担しております。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） それでは、説明させていただきます。

矢倉にあります、ひがしあがつま地域活動支援センターにつきましては、今月いっぱい3年間の指定期間が切れますので、引き続き3年間、現在の社会福祉法人オリヂンの村、理事長、大塚章一を指定管理者といたし、議会の議決をお願いするものでございます。

選定経緯でございますが、本年1月に指定管理者を公募したところ、応募があったのは本法人のみでございました。本法人は、大字萩生の西榛名地区で知的障害者厚生施設大原荘を運営しており、平成14年4月の旧吾妻福祉作業所の発足当時から運営を委託しております。平成18年9月に現行の指定管理者制度に移行後も、今日まで引き続き管理運営を行っており、

実績は十分でございます。また、指定管理料も現在と同額を予定しております。

このような理由から、指定管理者選定委員会へ諮問することなく、社会福祉法人オリヂンの村を指定管理者の候補に選定いたしました。

指定期間は平成24年4月1日から平成27年3月31日までですのでよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第30号、議案第31号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第13、議案第30号 町道路線の廃止について及び日程第14、議案第31号 町道路線の認定について一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第30号 町道路線の廃止について並びに議案第31号 町道路線の認定について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

廃止及び認定の議決をお願いする路線は、ダム関連事業の道路建設に伴う町道路線の変更であります。区域変更の告示において対応できない箇所について廃止及び認定をお願いするものでございます。

今後、町道として維持管理し、町民生活の安定と向上に役立てていきたいと考えております。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） それでは、初めに廃止路線について説明させていただきます。

お手元の位置図に赤書きでお示ししてありますが、起点を松谷字新井304番1、松谷集会所の東側で国道145号線から北へ28.4メートル、終点を字新井307番1とする町道5127号線で、現在の国道145号八ッ場バイパスに重なるため、廃止のお願いでございます。

次に、認定路線で、同じく位置図に赤書きしてありますが、この3路線につきましては、ダム関連事業のつけかえによる認定のお願いでございます。

調書の整理番号1及び2につきましては、ダム関連事業のつけかえによる町道新井・横谷・松谷線を区域変更することに伴う現道の一部で、町道4239号線は、起点を三島字大沢5671番1から字大谷6094番1を終点とする延長371メートル。町道4240号線は起点を字大谷6092番3から字大谷6100番を終点とする延長135メートルでございます。

整理番号3につきましては、町道5326号線、国道145号、八ッ場バイパス建設に伴うつけかえで、起点を松谷字夫婦石646番1から、字新井292番2を終点とする延長420メートルであり、国道145号八ッ場バイパス南側の側道となります。

以上、1路線の廃止と3路線の認定をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

議案第30号及び議案第31号を議案調査といたします。

3月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（菅谷光重君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

ここで議員各位にお願い申し上げます。

本定例会に提案されました議案につきましては、時間を有効的に活用し、十分調査くださるよう申し上げます。

次の本会議は3月14日午前10時から会議を開きますから、ご出席をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。大変ご苦勞さまでした。

（午後 零時05分）

平成24年 3 月 14日 (水曜日)

(第 3 号)

平成24年東吾妻町議会第1回定例会

議事日程(第3号)

平成24年3月14日(水)午前10時開議

- 第1 議員派遣の件について
- 第2 議案第17号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第3 議案第18号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第4 議案第19号 東吾妻町消防団条例の全部を改正する条例について
- 第5 議案第20号 東吾妻町介護保険条例等の一部を改正する条例について
- 第6 議案第21号 東吾妻町敬老祝金条例の一部を改正する条例について
- 第7 議案第22号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例について
- 第8 議案第23号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 第9 議案第24号 東吾妻町農漁業災害対策特別措置条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第25号 東吾妻町観光駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第26号 東吾妻町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第27号 東吾妻町立学校給食費徴収条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第28号 東吾妻町公民館条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第1号 平成24年度東吾妻町一般会計予算案
- 第15 議案第2号 平成24年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算案
- 第16 議案第3号 平成24年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算案
- 第17 議案第4号 平成24年度東吾妻町介護保険特別会計予算案
- 第18 議案第5号 平成24年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計予算案
- 第19 議案第6号 平成24年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算案
- 第20 議案第7号 平成24年度東吾妻町下水道事業特別会計予算案
- 第21 議案第8号 平成24年度東吾妻町簡易水道特別会計予算案
- 第22 議案第9号 平成24年度東吾妻町水道事業会計予算案

- 第23 議案第10号 平成23年度東吾妻町一般会計補正予算（第7号）案
- 第24 議案第11号 平成23年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案
- 第25 議案第12号 平成23年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案
- 第26 議案第13号 平成23年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計補正予算（第3号）案
- 第27 議案第14号 平成23年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第2号）案
- 第28 議案第15号 平成23年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）案
- 第29 議案第16号 平成23年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第4号）案
- 第30 議案第29号 ひがしあがつま地域活動支援センターの指定管理者の指定について
- 第31 議案第30号 町道路線の廃止について
- 第32 議案第31号 町道路線の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 菅谷光重君 | 2番 | 佐藤聡一君 |
| 3番 | 根津光儀君 | 4番 | 樹下啓示君 |
| 5番 | 山田信行君 | 6番 | 水出英治君 |
| 7番 | 轟徳三君 | 8番 | 茂木恒二君 |
| 9番 | 金澤敏君 | 10番 | 青柳はるみ君 |
| 11番 | 須崎幸一君 | 12番 | 浦野政衛君 |
| 13番 | 一場明夫君 | 14番 | 橋爪英夫君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------|-------|--------|-------|
| 町長 | 中澤恒喜君 | 副町長 | 渡辺三司君 |
| 教育長 | 高橋啓一君 | 総務課長 | 高橋春彦君 |
| 企画課長 | 武藤賢一君 | 保健福祉課長 | 加辺光一君 |

| | | | |
|--------|-------|------------------|--------|
| 町民課長 | 本多利信君 | 税務会計課長 兼会計管理者 | 佐藤喜知雄君 |
| 産業課長 | 轟馨君 | 建設課長 | 加辺茂君 |
| 上下水道課長 | 土屋利夫君 | 事業課長 | 蜂須賀正君 |
| 教育課長 | 角田輝明君 | | |

職務のため出席した者

| | | | |
|-------------|------|--------------|-----|
| 議会事務局長 | 小林一喜 | 議会事務局長 議係 | 水出悟 |
| 議会事務局 主任 | 角田光代 | | |

◎開議の宣告

○議長（菅谷光重君） 皆さん、おはようございます。

毎日、お世話になります。

ただいまより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（菅谷光重君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

◎議員派遣の件について

○議長（菅谷光重君） 日程第1、議員派遣の件についてを議題といたします。

議員派遣の件、去る3月12日に開催をしました議員全員協議会において、おつなぎをいたしました3月23日開催、吾妻郡町村議会議長会主催、吾妻広域圏行政に関する議員研修会については、会議規則第120条第1項の規定により、お手元に配付した議員派遣の件のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認め、お手元に配付をしたとおり派遣することに決定いたしました。

なお、後日、内容等に変更が生じた場合は、議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、内容等に変更が生じた場合は、議長に一任することに決定いたしました。

◎議案第17号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第2、議案第17号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

よって、本件は可決されました。

◎議案第18号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第3、議案第18号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第19号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第4、議案第19号 東吾妻町消防団条例の全部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

続いて、討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

よって、本件は可決されました。

◎議案第20号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第5、議案第20号 東吾妻町介護保険条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようでございますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第21号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第6、議案第21号 東吾妻町敬老祝金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようでありますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

よって、本件は可決されました。

◎議案第22号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第7、議案第22号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようでございますので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようでありますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

よって、本件は可決されました。

◎議案第23号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第8、議案第23号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にならぬようございますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第24号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第9、議案第24号 東吾妻町農漁業災害対策特別措置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第25号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第10、議案第25号 東吾妻町観光駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(菅谷光重君) 起立全員。

よって、本件は可決されました。

◎議案第26号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(菅谷光重君) 日程第11、議案第26号 東吾妻町町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(菅谷光重君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(菅谷光重君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(菅谷光重君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(菅谷光重君) 起立全員。

よって、本件は可決されました。

◎議案第27号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(菅谷光重君) 日程第12、議案第27号 東吾妻町立学校給食費徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

10番、青柳議員。

○10番（青柳はるみ君） 町長にお伺いします。給食費無料化は本当にいい政策だと思います。その中で、なぜこれを上げるかという町長のお言葉の中に、若者定住、流出を防ぐためとありましたが、若者がふえるということは、高齢者を支える人がふえていいことだと思います。その働く若者のためにどんなトップセールスをされたのでしょうか、お伺いします。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） やはりこの町を継いでいってくれるのは、若者たちでございます。若者が多くなければ、この町は衰退していくということでございます。給食費の無料化を初め、これから子育て支援を積極的に行って、若い親がこの町に定着をして定住をして、ますます明るく元気になっていかなければならないと思っております。これから若者たちにできる限りの住宅問題ですとか、さまざまな生活に関する問題もあると思っております。そういうものを吸い上げて、町としてできるものがあれば取り組んでいきたい、そういうものをいい事業があればやっていきたいというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 10番、青柳議員。

○10番（青柳はるみ君） わかりました。この町に住んでいただいて、遠くまでほかの町へ仕事に行っていただくことでいいですが、町長は、今までに働く若者のために企業誘致とかそんな努力をされたと思いますが、どんなことをされたのかお聞きしたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 青柳議員のほうから、今、出ました企業誘致の問題でございますけれども、これは、企業誘致に関する群馬県が取り組んでる行事があります。これは、東京でいつも行っております。都内の企業で特に群馬県出身者が経営している企業とか、そういうものが参加してくる、そういう事業がありまして、そこに行って、東吾妻町のPRをしてまいりました。上信道ももうそろそろ東吾妻町に入ってくるんだというふうなこと。それから、地震も少なくて災害も少ない、そういった意味では東吾妻町は安全・安心の町だというふうなことをPRしながら、ぜひ企業を拡大するなら東吾妻町に入ってきてくれというふうなことで、若者の就業の場を因るためのそういった努力を続けております。

また、群馬県の県人会というのが、東京ですとか、神奈川を中心とした組織であるんですけども、そういうところも積極的に出かけておまして、企業のトップ等が集まっておりますので、そこでも東吾妻町のPRを積極的に行っております。そのような活動を続けながら、何とか企業がこの東吾妻町に来ていただける、そして若者が働く場所をもっとふやして

いきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（菅谷光重君） 10番、青柳議員。

○10番（青柳はるみ君） 熱意のある企業誘致をお聞きしました。この町で子育てしたいという若者がふえて、給食費無料化の恩恵を受ければよいと思いますが、この町で子育てしたいと思うような工夫をどんなことを町長はされてきたか、またしたいか、お聞きします。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これからの課題も大分あるわけでございますけども、やはり原町地区を中心としたこの商店街、こういうものも活性化していくことが一つの若者に対するPRであるというふうに、町のPRであるというふうに思います。こういった商工関係の発展も非常に重要なものだというふうに思っております。こういうものも町として支援をして、商店街、それから商業地区の整備発展に尽力をしていくところでございます。子育て支援というものは総合政策であって、やはり若者が定着することを促進することによって、町も明るく元気になる、子供たちもふえてくるということでございますので、これからも皆さんのご意見をお伺いしながら、取り組むべきものは取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 10番、青柳議員。

○10番（青柳はるみ君） 商業地があるということで、にぎやかだという、若者はにぎやかなところは大好きですから、しかし、コストコへ皆さんが行くぐらい若者の買い物に対する行動力が広がっております。それだけではなくて、やはり人が人をつくるという、育てるということを町長のお返事からいただきましたかったんですが、やはり手づくりの子育てを皆さんでしてやるという、商業地とかそういうことだけでなく、そんなお返事をいただきましたかったと思います。

給食費無料化をしているところが、前回も言いましたが、三笠市、また三笠市は2006年からです。やはり人口流出への対策、65歳以上が42.2%の町です。そこで小学生252人、小学生だけ1,160万円の一般財源から持ち出し、しかし、少子化対策として国や、北海道ですから、道にも働きかけているということです。

また、八郎潟町は4月から2,377万円の小学生、中学生、小学生が294人、中学生が144人、我が町も町外へ通う中学生もいます、そこもやると。

また、兵庫県の相生市というのは、これが一番すごくて、額が2億7,766万円です。すみません、それは違いました。それは大田原市でした。相生市は兵庫県です。兵庫県の相生市

は給食費無料化、23年9月より3歳児は11月から幼稚園で、また特別支援学校も無料化しますとありますが、相生市は無料化をする前に、市立幼稚園の預かり保育、またその前に保育料軽減事業、認可保育所、月額8,000円を限度に助成しています。また通学費無料化、子供医療費の拡大、県でありませぬから、この相生市だけのことですね。出産祝い金5万円、また子育て応援券3万6,000円を町内のお店で買ってくださいと、3歳に達するまでにお母さんに配ります。また相生市は新婚世帯家賃補助交付事業、転入者住宅取得奨励金交付事業、若者促進奨励金交付事業、このように給食費の前に若者に来てほしいという施策をたくさんやっております。

その中でこの町の町長は、子供を育てたいと思える町をつくるんだ、かぎは人だと。今、町長からお店とか商業地じゃなくて人が人をつくるという、人の力の答弁をいただきましたとお話ししましたが、かぎは人なんだ、人をつくるんだということで、町じゅうで子育てをやっているということで、子供を育てやすい、ふやす環境づくりに給食費の前に、今、申し上げたようなことをやっております。

栃木県大田原市は平成23年から小・中無料で、これが大きい額で2億7,766万円、小・中学生6,300人、市内以外の人100人となっております。

また、山口県和木町もやっておりますが、このようにどこの町も給食費無料化が最後の手段でありまして、その前に新婚世帯が転入しやすいように、若者が転入しやすいように、定住促進のいろんな事業をやった後にやっておりますので、最後の手段なのかなと思います。

また、今、中学統合のことで集中してやっておりますが、その統合の教育環境、給食センター、また、通学の安全・安心、そのような教育環境を先にさせていただいてから、給食費無料化ということをお安心して受けられるようなことを思っております。

また、町長は私のこのような思いとは違う施策を持っていらっしゃるのかもしれませんが、また、町長にお聞きしたいことは、母親、保護者の子供への期待、希望、願いは何だと感じておられますでしょうか。お母さんたちの願いは何だと思いますでしょうか、生活費、経済の軽減でしょうか、お伺いします。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 青柳議員のご意見を承りました。今やもう若者、そして若者とその子供たちを地域ぐるみで育てていかなければならないということは、一緒の考えだというふうにも思っております。その上で、給食費の無料化も当然の話でございまして、そういうものも並行しながら、当然考えていかなければならないというふうにも思っております。

また、母親、保護者の願いというふうなことでございましたけれども、やはり母親がお勤めしている間に子供たちが学校に、幼稚園に行くというふうなときに、安心して安全に子供たちが教育を受けているか、遊んでいるか、そういうことが一番心配なことだというふうに思います。やはり子供たちの安全・安心だというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君） 本件に関連、絞った質疑でお願いをしたいというふうに思っております。

10番、青柳議員。

○10番（青柳はるみ君） 保護者、母親は家を出るときに何を思うかという、元気に学校に行ってほしい、その後はもう専門の先生、教育委員会が安心・安全をやっていただくので、そこは心配していないと思います。とにかく朝、元気に喜んで学校に行ってほしい、きょうは学校で何をやるのかな、このように楽しそうな顔して学校へ玄関から出ていく姿を毎日見たい、これが母親の保護者の願いだと思います。そのために、今、教育環境を整えることに集中して、今、申しましたようないろんな施策が先ではないかなと思いますが、町長は一番先に給食費無料化の施策を私たちに投げかけていただいたわけですが、どうお考えでしょうか、お聞きします。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 青柳議員は給食費の無料化、この事業の有効性というものは非常にご理解いただいております。また、そのほかの面の事業もやりなさいというご意見だというふうに思っております。手始めに中学校から給食費の無料化を始めまして段階的に行うという考えでございますので、青柳議員のおっしゃるような事業も今後並行して行って、親御さんの希望、願いというものを十分に反映できるような町の行政を執行していきたいと思っております。

給食センターの建てかえ等も、既に予算化をされておりますので、具体的にその点は進めておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（菅谷光重君） ほかに。

13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 委員会だとか議案調査という形をとってきたんですが、ちょっと理解できない部分があるので、お聞きしたいと思います。

教育委員会が主管になるんだと思いますけれども、責任者であります教育長に最初にお聞きしたいと思います。

この件について、教育委員会で予算案の段階で多分お示しをして審議していると思いますけれども、中学生のみ給食費の無料化を実施することについて、いろいろなご意見が出ているのかなと思いますが、その辺のところの事情というか状況を最初にお聞かせいただけますか。

○議長（菅谷光重君） 教育長。

○教育長（高橋啓一君） 教育委員会でも給食費の無料化につきましては、教育委員会の会議の中で議題として提案をさせていただいております。その中で教育委員さんにつきましても、基本的には無料化について、中学生のですけども、無料化については賛成というようなご意見を伺っております。教育委員会といたしますと、教育行政に係る経費の中で給食費をということになりますと、ちょっと考えなければならぬということになります。新たに給食費の部分につきましては、町のほうから、その収入の足りない部分につきましては、財政補てんをするということでございますので、教育委員会とすれば、教育行政に係る経費の部分が全体とするとふえるわけでございますので、そのことに対して何ら反対するというような考え方は、基本的にはなかったのかなというふうに思います。

それと、給食費の去年は幼・小・中というようなことでございますが、ことしにつきましては、中学校からというような町の方針がなされましたので、それに基づきまして、予算計上という形で、方針に基づきまして予算計上をしたということでございます。ですから、その部分につきましては、段階的というふうな形で今町長のほうからも答弁があったかと思いますが、その段階的な部分につきましては、町の政策の部分ということでありまして、教育委員会としてどうこうという部分につきましては、今のところ委員会の中では議論はしてございませんけれども、よろしく申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 非常に新しい政策ですので、教育委員さんも多分関心があるんだと思います。そういった中で、例えばそもそも給食費ぐらいは親が負担すべきだとか、何で中学校から先にするんだとか、そういった論議というのは全くなかったんですか。

○議長（菅谷光重君） 教育長。

○教育長（高橋啓一君） 給食費の無料化につきましては、去年の当初予算でも計上するというようなことでなされておりますので、去年の無料化のときに教育委員会の中で議論をさせていただきました。今回につきましては、特にそのような議論はしてありません。

それと、なぜ中学生かという部分についても、基本的には義務教育の出口の部分でありま

すので、中学校は。小学校から入りまして、中学校へ、卒業という部分で、今の小・中学生の部分については、小学生はもう中学生に上がるということでもありますので、出口の部分で押さえたのかなというような認識でおりまして、なぜ中学生が先だという部分については、特に議論はございませんでした。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。どちらかという予算措置上の問題とかが主眼で論議されているのかなと思いますけれども、それでも教育委員会としては、町がそういう方向ならいいだろうというふうに委員会ではなったというふうに理解しておきましょう。

もう一つ、2番目ですけども、1月の予算編成の説明をされたときに全員協議会がありましたけれども、その際に町長は、予算措置にある意味不安があるので、中学校のみを無料化したという説明がたしかあったかと思えます。それは当然ですね、それがなければ、全部一斉にするはずですから。中学校のみを無料化したと説明があった中には、中学なら今教育長が言ったように、いずれ小学生もそこを通るんだから公平じゃないかというような多分説明があったような気がします。それと中学校のほうがクラブ活動もあったり、いろいろ経費もかかるから、中学校からしたんだというふうに説明がたしかあったんだと思えます。そんな記憶があります。

私はそのときにも申し上げましたけれども、予算に不安があるのであれば、もうちょっと確実に確保できるまで待って一斉にやるとか、そういうことも考えるべきだというようなことで、町長が義務教育終了までは、多分給食費の無料化というようなことを公約にしていたんだと思えますけれども、そういうふうに考えると、今の対象者が一斉に恩恵を受けられる方法がより公平な方法じゃないかというようなお話をして、例えば半分を補助するような方法というのはあるんだろうからということ、予算が最終確定する前の話ですから、ある意味お話しして提案したつもりですけども、その辺については、結局、今回はそういうものは、ある意味、あなたの言うことは聞かないよと。あくまでもこれでいくんだよという形で出されたという意味に理解するしかないんですけども、そこでお尋ねしたいんですが、私は給食費の無料化そのものについて、子育ての支援策として決して反対するものではないんです、正直言いまして。青柳議員もそういうものを持っているのかもわかりません。

私は、実施するなら、義務教育が終了するまでの対象児童・生徒・幼児、この辺が同時に恩恵を受けられるほうが、やはり公平性を高めるんだろうという物の考え方を持っています。そういう提案をしたけれども、結果的にこういうふうに予算計上の案が出てきて、条例改正

案が中学校だけというふうに出てきていますので、そこでお聞きしたいんですけども、私がそういうことを1月の段階で言ったことに対して、主管部局では検討はしていただきましたか。

○議長（菅谷光重君） 教育長。

○教育長（高橋啓一君） その部分につきましては、町のほうからこういう形でいくという部分がございます、今回の予算でもわかりますように、2,400万円弱ということで、これが幼・小・中で、合計でいきますと8,000万円ぐらいの部分でございます。割合ですると、3分の1弱30%ぐらいになりますか、というような金額でございますが、この辺の部分につきまして、教育委員会からこれを例えば30%を補助金にして金額を合わせるですとか、という部分はありません。町部局のほうからの方針の部分でやっていただけてございますので、よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 教育委員会がある意味主管ではないというふうに聞こえてきちゃう部分があるんですけども、やり方が結果的にそうだったのかも、それはわかりませんが、少なくともそれを主管している以上は、自分のところが責任者だという意識でもって答えていただきたいと思っておりますけれども、少なくとも教育委員会はそれを論議しなかったということだけは間違いはないですね。

○議長（菅谷光重君） 教育長。

○教育長（高橋啓一君） 間違いございません。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） その話については、執行部にもちょっとしたと思います。方法としては、2分の1補助というのが難しいのであれば、例えば後期から給食費を無料化にするので、事実上の年間の中では2分の1になるのではないかとか、そういう具体的な提案もしたように記憶しておりますけれども、そちらのサイド、執行部のサイドでは全くそれも無視というか、検討されなかったですか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 一場議員のご提案の件につきましては、教育委員会ともそういう実例のあるところがあるか、どのようなやり方をしているかというふうな面につきましては、調べていたわけでございますが、昨年3月11日の東日本大震災、これによって提案をしております幼・小・中の給食費の無料化を取り下げたという経緯もございます。そして、震災

後1年を経過したわけでございますけれども、やはりそのような中で、すべて一括して行うというには、まだ復旧・復興についての国の政策等もこれからのものでございますので、一応段階的にその時期時期の状況を見きわめながら、この無料化については対応していきたいということから、まず中学生、義務教育の出口の部分、この部分を無料化して、そしていけば公平な事業展開ができるというふうに考えて設定をしたわけでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 聞いていることに答えていただきたいんですが、言っていることは前に言っているからわかっているんです、その理由は。

給食費の無料化をすべて実施すれば、さっき教育長が言ったように約7,800万円、これだけ財源の確保が必要になるんだと。その中で中学校のみだと2,368万円とたしか言ったと思います。これが歳入減にやっぱりなってくると、そういうことになります。来年になると財源に不安があるので、とりあえず段階的に始めたいというので、中学校からと言ったけれども、私が今言ったような事実上2分の1補助するようなものから始めるのも案ではないですかと言ったものに対しては、今の答弁で言うと、聞いたけれども、中学校だよと言っているのか、検討した結果、中学校だよと言っているのか、それだけ聞きたかったんです。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そのような例を検討の結果、やはり東吾妻町としては、中学校からまず始めたいということでございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） おかしいですよ。教育委員会が検討しないと言っているんですよ。町部局で検討した結果、そうなったと言っているんですよ。だから、正直言って、多分みんなが感じていると思いますけれども、町の執行部と教育委員会部局との連携は、どれだけとれているかと非常に不安になるんですよ。それはいいです。

結果的には、あなたが言っていることは適正でないので、中学校からやるよと判断したんでしょうから、それはそれで結構です、その判断ですから。

町長は財源に不安を持っていますよね、確かに。私もそうだと思います。さっきも話がありましたけれども、介護保険料は30%近く上がりますし、国保の基金もほぼ底をついているような状況、それといろいろな施設の改修をしていかななくてはならない、そういったことを考えると、福祉面、教育面と色々な面で財源確保の不安があるんだと思います。その中で優

先施策として給食費の無料化をやりたいと言っているんだと思いますけども、このタイミングで、今、言ったような事情があるタイミングで、私から見ると、公平性を欠くような疑問があるやり方で実施するのが本当に適策なんですか。確実に財源が確保できてからすっきり実施する、これも考え方だと思いますけれども、全くそういう考え方はなかったんですか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、やはり給食費の無料化、東吾妻町として、この早目の時期に取り組んでいく、これが、やはり今も青柳議員からのお話もありました、若者、若い親たちへの一つのアピール、定住化へのきっかけになるというふうに思っております。そういうことで、まず中学校。中学校から始めれば公平性も確保できる。そしてその後の段階的な見直しによって、この無料化を拡充していけば大変いい事業で、この町の活性化につながっていくという考えで進めていくわけでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 町長、再度答弁してください。

（発言する者あり）

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 確実に財源確保ができてすっきり実施することは考えなかったかというのを最後に聞いているんですよ。全然、答えが違いますよね。もういいです、それは。多分ないんだと思いますから。

これから教育長にちょっとお尋ねします。

先日の総務建設常任委員会、この際にある意味、全般的なことということで町長に出席してもらって、給食費の無料化、これについて話が出ました。確認したときに中学生を実施するんだと。その2年後に小学校の4、5、6年生、高学年を実施するんだと。さらに、その2年後に小学校の低学年、1、2、3年生を実施するんだと。その後に幼稚園だという説明を間違いなくしているんですけども、これだと、私から見ると、もっと公平性に問題が出るような気がするんですけども、主管部局としてどうしてそういうプランにしたんですか。

○議長（菅谷光重君） 教育長。

○教育長（高橋啓一君） その辺のプランにつきましては、主管部局ではつくっておりませんので、よろしく申し上げます。

○町長（中澤恒喜君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） だからさっきから言っているようにおかしいんですよ。それが論議されない、主管とも論議されないで、これからそうやっていくんだというようなことが出

てくる、これはとても理解できないんですけども、教育長は多分今の話からすると、全く聞いていなかったけれども町長が判断、町の執行部が判断したというふうに聞こえますが、そういうふうに解釈したんでよろしいですか。

○議長（菅谷光重君） 教育長。

○教育長（高橋啓一君） その辺につきましての判断という部分は、それぞれだと思いますが、私につきましては、そのような教育委員会として給食費を2年ごとにするというプランは持っておらないという事実を述べるだけでございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） そうすると、また町長に確認するんですが、全く担当部局と話も調整もしないで、自分の独断でこれをやりますということを委員会で公式に表明したんですからね、間違いなく明言したと思います、出ていた人はみんな聞いていると思いますから。これは、うんと大事なことになるので、教育委員会が無視したとしても、町としては間違いなくそれでやるということを確認したということで解釈していいんですか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、段階的に進めるという中で、ある一定のくりをつけながら、その見直し、状況を見きわめる区切りとして、一定の2年間というものを設定したわけでございます。そのようなことから出てきたものでございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 今の意味は、どういう答弁ですか。それはやる考えがないという、そういう具体的にそうやる考え方を持っていないというふうに聞こえますけれども、今の2年後、2年後というのでやるんですよね、はっきり言ってくださいよ。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ですから、2年というものを一つの区切りとして見きわめていくということでございますので、よろしくお願いをいたします。当然、その段階で見きわめるということでございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） そうすると、委員会のときに私の受け取り方が間違っていたんですかね。2年後に小学校の4、5、6年生、高学年、さらにその2年後に小学校の1、2、3年生、低学年、そして、その後に幼稚園を実施しますと、はっきりそういうふうに聞いたと

思いますけれども。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ですから、私はそういうものの一つの見きわめの段階として、2年というものを区切りにそのようなことをやっていきますという説明をしたと思います。それがそうです。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 考え方としてそういうものを持っているけれども、それでやるつもりじゃないというふうにもとれますけれども。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ちょっと表現が少しずれているような気がいたしますけれども、はっきりと申し上げました。2年間で一つの見きわめを行って実行していくと。それができれば、また2年間で次の段階に進むということでございますので、よろしく願いいたします。わかりますか。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） わかりましたと言いつらいんですけども、方便の言い方で終始していますけれども、非常に大事なところなんですよ、そこが。2年後にやると言っているんだと思いますけれども、やると言っているんですよね。状況を見きわめて実行する。実行しないかもしれないんですか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そんなことはございません。例えば、余り例えはよくないかもしれませんが、1年後に1年半後に大変な災害が起こった場合等があれば、またそれがおくれるという状況も考えられるし、それはある一定の区切りとして、2年後という区切りで見きわめていくと、そういう意味でございますので、よろしく願いいたします。

また、何かの悪条件等が出てくれば、それはまた今年の3月の状況じゃないですけども、そういう状況が出てくるかもしれません。はっきりと申し上げられませんが、そういうことで今お答えをしているところでございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） それが当分の間という表現になっているかどうかはわかりませんが、条例を改正する時点でその意思決定をするんですから、これからそういうふうにするんだということであれば、そういうものに基づいて条例をつくらなければいけない。だか

ら聞いているんです、私は。それが確保できているのであれば、仮にですよ、私は思いませ
んけれども、公平にそれでやられていくんだというのが条例で確認ができれば、それが通
るか通らないかと判断をするわけですよ。今みたいな言い方だと、とりあえず、わかんない
ですけども、そんな感じで考えているよと言ったというふうにもとれますし、でも、間違
いなくそれで進めるという考え方は変わらないんですよ、教育委員会はおれは関係ないと
言ってますけれども。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 当然ですよ。幼・小・中の無料化を図るということを言っている
わけですから、それを進める上での一つの区切りだと言っているわけでございまして、それ
をやるとかやらないとかという話ではなくて、これはやるように進めるということでござい
まして、2年を区切りとしてその状況を見きわめながら、東吾妻町に大きな災害があった場
合どうするかと、そういうものも出てくるかもしれません。一つの一定の区切りでございま
すので、余りに詮索といいますか、後ろ向きにとらえていただくと困るということござい
ます。

○議長（菅谷光重君） 熱の入っているところでどうぞ。水を差さないようにします。続けて
ください。

（発言する者あり）

○議長（菅谷光重君） もう少しあれます。あと7分残っています。7分残っていますから、
やります。はい。どうぞ。

13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 終わるまで続けてください。

○議長（菅谷光重君） じゃ7分続けます。

○13番（一場明夫君） わかりました。やるんですね。それは、多分、今そういうふうと言
ったと思います。そうすると、年次計画でそういうふうに進めるんだという考え方が、今、
町長が示したというふうに理解しましょう。そうだとすると、その考え方をきちっと条例の
中にうたい込んでないとおかしいんだと思います。2年後に小学校高学年、さらにその2年
後に小学校低学年、その後幼稚園、そういう条文にしていかなければいけないんじゃないで
すか。中学校だけはとりあえず担保されていますけれども、中学校だって状況を見きわめて
やらなくなる可能性はあるんですよ。ですから、その考え方でいくと、その条例の改正案
は私から見ると不備なんですけれども、それについて町長、答えてください、

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そこまで表記をしていないということでございますけれども、やはり今はお話ししたような状況、やり方でございますので、その点をご理解いただいて、これを確実に進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 表記をしなくてはそれをやると言ったことにはならないんでしょう。条例を改正するんですよ。その中に中学校は来年からして、小学校はこういうふうにしていくんですよということが入っていない。だから言っていることと違うじゃないですかと私は言っているんです。そうじゃないですか、町長。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それにつきましては、2年後の見きわめの段階で表記できる状況になりましたらば、そのようにしていきたいというふうに思います。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。これでそういうふうにしたけれども、とりあえずこの条例でやっといってもらって、2年後にはまた様子を見て判断するんだよという意味にとれますけれども、それはそれで結構でしょう。条例改正がどのくらい大切かというのを町長は本当に理解しているのか、私はちょっと疑問に思いますけれども。

それからもう一つ、これは教育長にお聞きしたいんですが、町内在住の中学生に相当する生徒、極端にいうと、その中で町外の養護学校、中高一貫校、また私立学校、そういった部分に例えば通学していて給食費を払っているケースが多分あると思います。そういうものに対する配慮というようなのは、この改正案では無料化の対象にならないと思いますが、もしそうだとしたら、同じ町民でありながら非常に不公平だと思うんですが、なぜこれは考慮されないんですか。

○議長（菅谷光重君） 教育長。

○教育長（高橋啓一君） 町立の学校給食の徴収条例の改正でございますので、この条例につきましては、町立の学校に通っている人の免除をするという条例でございますので、こういう形になっております。

また、その辺の部分に養護学校ですとか、中央中等一貫校ですか、そういう部分も何名かの方が通学してございます。その辺の部分につきましては、これからの検討課題という形で、どういう形であるかという部分につきましては、基本的には町では徴収していませんので、

減免という形はとれませんので、補助金を出す形にするかどうかという部分でございますが、教育委員会の部分でその辺のことにつきましては、町内の給食費徴収の部分しか考えていなかったという部分もございますので、その辺につきましては、今後の検討課題というふうに認識をしているところでございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 考えて検討しなかったという答えで、間違いはないですか。

○議長（菅谷光重君） 教育長。

○教育長（高橋啓一君） 先ほども言いましたように、学校給食の徴収条例、取っている部分の減免しか考えていなかったという部分であります。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。そういう人は考えていなかったということの回答だと思いますので、それで解釈しておきましょう。

義務教育終了前の給食費の無料化、これは多分町長の公約だったんだなと思います。そういうふうに考えると、やはり同じ中学生相当でありながら不公平が生まれませんか、町長。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 例えば中高一貫の学校に町内から通っている人にも、給食費の無料化をすべきだというふうな具体的には話かというふうに思います。やはりそうなると、町内の場合には町立学校で給食をつくって、材料から買い込んでつくって、それで食べさせてお金は要らないというやり方でございます。そうなりますと、ほかのやり方を考えていかなければならないということでございますので、これにつきましては、今後の検討課題というふうに考えております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 今後の検討課題じゃないでしょう。それを並行してやらなければもう確実に落ちのある子が出るんですよ、違いますか。その給食費の徴収条例の中にうまく組み込んで改正する方法もあると思います、私はそれも考えました。でも、今回、修正動議は提案しませんでしたけれども、そういうふうに考えていくと、何でこんな基本的なことすら検討しないで条例の改正を提案しているのか、ちょっと理解できないですが、余りにもアバウト過ぎますよね。問題にならないですか、町長、本当に。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そういうものは事後、充実した制度にしていくということは、今まで

も行われてきたわけでございますので、これにつきましては、今後の課題ということでとらえております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） それじゃ困るんですよ。きょうここで判断しなくてはいけないんです、これが適正かどうかを、条例案を。それをそんなことも考えないでつくった条例案、それで、町長が言ったこともちゃんと担保されない条例案、本当に正しい条例案だと思っているんですか、町長は。自信持って提案しているんですか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、大変いい事業の一つの第一歩だというふうに思っております。ですから、今後、見直して充実させるべきものはやっていくと。そういう作業も当然必要でございますので、やはり一つ一歩踏み出すことが重要なものだというふうに思っております。やはりこの事業をきっかけとして、東吾妻町は非常に若者が住みやすく、そして子供たちがこれから多くなって、明るく元気な町になる一つの第一歩だというふうに思っておりますので、ご理解をよろしくお願いをいたします。

（発言する者あり）

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これは、一つのきっかけの事業の初めの制度で非常によい事業だというふうに思っておりますので、よろしくご理解のほどお願いをいたします。

条例としては、よい方向にこの町を進める条例であるというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 私は明らかに不備で欠陥があると思いますけれども、その条例案が正しいというふうにもう一度確認しますけれども、今、そういうふうにしたということですか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そのとおりでございます。ぜひよろしくお願ひいたします。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） まだ、数分ありますか。最後に一つ確認しますけれども、この条例案をこれから多分採決されますから、可決されるか否決されるか私にはわかりません。仮定の話をするとう町長はそんなこと言うなと言うかもしれないけど、もしこれが可決されればいいですけれども、否決されたとき、町長の姿勢を聞きたいんですが、内容を再度検討して

でも、これに私はかけているんだから、再度提案してくるよというものに考えていますか。
それとも、そこであきらめますか、それだけちょっと最後に答えてください。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 仮定の話でございまして、結果が出て熟慮いたします。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。それが町長の姿勢ですよ、きっと。私は先ほど言ったように、決して反対するものではないですけども、給食費無料化そのものを否定するものではないですけども、前から言っているように、やり方がこれだと公平性を欠くという立場で前からも公式の場で言っていますので、今のやり方は理解できませんし、それと条例案そのものも町長が言っているものはきっと担保できていない、これではやはり可決するのに非常に問題がある、そうとしか思えませんので、その考え方だけちょっとお伝えして終わりたいと思います。答弁は結構です。

○議長（菅谷光重君） ここで休憩をとります。

再開を11時25分といたします。

(午前11時13分)

○議長（菅谷光重君） 再開いたします。

(午前11時25分)

○議長（菅谷光重君） 続いて、質疑を行います。

どうぞ。

9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） 今、同僚議員がいろいろ質疑していたわけなんですけれども、文教の中でも、町長がこの2年ごとに段階的に下げていくんだと。4、5、6年生、1、2、3年生ということを言いました。その後、教育長が出席なさったときに、町長がこのようにきのう発言したということを聞いたら、おれはそんなこと聞いてはいないという表現で言ったん

ですけれども、どうも学校統合問題にしろ、この給食費無料化問題にしろ、どうしてこれほど町部局と教育部局が話し合わないで、物事を進めているのかというのが不思議でならないんですけれども、町長に伺いますけれども、本当にこの問題について教育長と話し合ったことはないんですか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） この点につきましては、以前から段階的にという話で進めておりますので、その点は教育長も理解をしているところでございます。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） では、教育長が文教厚生常任委員会に出席したときの発言のほうの間違っていたと判断してよろしいのでしょうか、教育長。

○議長（菅谷光重君） 教育長。

○教育長（高橋啓一君） 私は2年ごとにするという部分については、お聞きしていないということで、給食費無料化の提案につきましては、町長の提案事項の中で、財政状況を見ながら中学校の無料化から順次小学校、幼稚園という部分での拡大というのは承知してございます。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） 今、段階的にということは教育長言いましたけれども、町長にもう一回確認なんですけれども、段階的なのか、2年ごとなのか、その辺のことは話し合ったのかどうかを確認したいと思います。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 段階的にを一つの明確化する区切りとして2年というものを出したわけでございます、あくまでも段階的という意味は、当然その中に含まれているわけでございます。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） 2年ごとというのと段階的というのは、本来は違うとは思いますが、それはよしとしたとしても、いかにこの子供たちを取り巻く環境を考えて、この町が子育て支援等も含めて、こういう施策をやっていきたいんだというときには、当然教育委員会とも詰めて一つ一つ進めていくべきだと思うんですけれども、どうもその辺が何一つその話し合いがなされていないような気がするんですけれども、それについて、今後どうしようと思っているんですか、その辺を町長にお聞きしたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そのようなことはないと思います。いつも東支所にいますから、そういう点で遠く離れていて、コミュニケーションも余りよくないんじゃないかなというふうにお考えでございましょうけれども、そういうことはございません。常に月の初めには会議をして顔を合わせて——月じゃない週の初めか、しておるわけでございますので、そういうことはございませんので、もしそういうふうなことが見受けられれば、それはお互いに判断をして、コミュニケーションを図っているところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） 同僚議員が言ったこと、質問したものと重なってしまうようなこともあるんですけども、この給食費無料化について、教育委員会としては検討も話し合いもしなかったと。それは、前回出したときには話し合いをしたけれども、その後、教育委員が何名かかわっているわけですね。当然、教育委員会の中でもいろいろな考えがあると。それを検討しないでやったというのは、教育長の判断だと思うんですけども、その判断はどういう根拠があるのでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 教育長。

○教育長（高橋啓一君） 教育長の判断と申しますが、教育委員会につきましては、議題を出して協議をいたしております。その議題の中で今回は中学生の無料化という部分で議題として出してございまして、ご同意をいただいたということでございます。ですから、昨年につきましては、全部、幼・小・中無料化という部分でございますけれども、ことしについては中学生、その部分をどういう形でするかという部分につきまして、基本的に教育委員会では財政的にはございませんので、あくまでも町の予算措置に基づいてできる部分でございますので、今回の町の方針が出た部分についての協議だけしかしていないというのが現状でございます。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） いろいろいつも教育長の話聞いてると、そういうことは教育委員会は関係ないんだ、町部局が決める政策なんだから、それが決まったらそれを粛々とおれたちはやっていくんだというような発言を聞きます。でも、本当にこれはこの町の教育をしっかりと考えているというよりは、職員として町長の決定したことをやっていくんだというようなこととして聞こえてしまうんですね。教育長として、この町の学校教育やもろもろの

教育委員会が持っているものに対しての本当に自分がこうしたいんだというようなものは、持たないでやっていくという、そういう方針があるんでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 教育長。

○教育長（高橋啓一君） 教育長として持たない方針があるかということでございますが、持たないで教育長は受けるわけにはいかないと。東吾妻町の子供がたくましく生きるような形で、生きる力をはぐくむという育ちを持って、それぞれ郡外ですとか、県外ですとかに出ていただいて立派に活躍していただきたいということでございます。

ですから、教育の部分につきましては、もちろんございますが、予算的な部分につきましては、前から述べていますように、基本的には町がどうするこうするというような形でない、私のほうから給食費を無料化しますとかなんとかと、教育委員会のほうから出ていたというような経緯は聞いてございません。町長なりの町としての方針、子育て方針でございますので、教育の部分とは若干給食費の部分につきましては、食育の部分でございますが、無料化の部分という形につきましては、教育委員会部局で特に今まで討議をしたという経緯も聞いてございませんし、基本的に給食徴収条例が生きていれば、その給食費は原価に基づいて幾らですよという部分の中で、その中にいかに地場産の食育、地産地消ですとか、そういうものはやっていきますが、教育委員会で特に給食費を無料化してほしいですとか、そういうことでございませぬので、そういう部分につきましては、町の方針に基づいてやっていくということでございます。ですから、何も方針がないというようなことではございませぬので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） 本当にしっかり方針があるんだということでありますので、どうぞ今後はその方針を発信してもらいたいと思います。なかなか私どもには、教育長が何を考えているかよくわからないところがありますので、ぜひこれからはしっかりと自分の考えを出していってもらいたいと思います。

給食費無料化、今のこの条例案についてのところへ戻りますけれども、本当に私も給食費無料化については、悪いものではないなとは思っているんですけども、この財政的に不安があるから今回は中学校までだということを、その財政的なものをどう計算して、今回は中学生だけだと判断したか、その根拠というのを伺いたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、やはり昨年の3月に東日本大震災が発生をして、

提案したものを幼・小・中の無料化を撤回をしたわけでございます。そのような経緯から、やはりこの先復旧・復興についての国の対応等も考えると、やはり同じように幼・小・中で一気にやるというものは、少し慎重にならなければいけないというふうに思ったわけでございます。そのようなことから、段階的に2年を1期として、これを見きわめながら進めていくという方法をとって、慎重に進めてまいりたいと思っておるところでございます。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） では、昨年3月に取り下げたそのときの理由と、今その理由が重なって、私に聞こえてしまうんですけれども、1年たって、またすぐ出したというその根拠は、よほど震災からこの日本が立ち直れるんだという発想のもとに、それでも中学校だけという発想だったのでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） やはりこの事業はよい事業であるというふうなことから、早目に着手をしたいという気持ちはあったわけでございます。そのような中から、まず段階的に進めるのは中学生、義務教育の終わりの部分、これから始めることによって、事後を追加的に段階的に下へ下げていくということにも大変有効、公平に進められるという判断ができたわけでございまして、そのようなことから、今回提案をしたところでございます。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） これで終わりにしますけれども、文教厚生常任委員会で説明を受けたときと、きょうここでまた説明を受けているのと、ほとんど内容が変わっていない、変わっていないというか、もっともっと各議員にこの条例案を通してほしいというような熱意がなかなか感じられない、その辺がちょっと残念だなと感じまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今の熱意が感じられないというふうな言葉を最後におっしゃいましたが、そのようなことはこの執行部にはございません。この町を明るく元気によい町にするためには、やはりこの給食費無料化をまず推し進めるのが一つの第一歩であるというふうに思っておりますので、その点は議員の皆さんに十分にご理解をいただいて、よろしくお願いをいたします。

○議長（菅谷光重君） ほかにありますか。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようでありますので、質疑を打ち切りまして、自由討議を行います。

14番、橋爪議員。

○14番（橋爪英夫君） せっかくの機会でありますので、自由討議をさせていただきます。

先ほど来から、厳しいご意見、また給食の問題は町民からもいろいろな賛否両論のお話があることは事実であります。そういう中で町長が給食問題を取り上げてきて、今日までいろいろな来たわけであります。そういう中で家庭教育、学校教育と2つに分けて、家庭教育の中では家庭教育の環境の問題、学校では学校教育のいわゆる環境問題、そういう問題を考えるときに、給食の問題はいろいろな問題があるわけでありましてけれども、そういう中で、やはり育てるという環境の中から、今回出発をしたわけでありましてけれども、先ほど来聞いていただきますと、非常に意見がかみ合わない面やら、条例の不備も完全とは全く言えない状況もあるかもしれません。それから平等性に欠けている問題もありますけれども、とにかくここで出発をして、真摯に受けとめるものは受けとめて、即やはり改善していく、謝罪するものは謝罪してということになりますと、町長は余り謝罪し過ぎればしぼんで終わってしまうかもしれませんけれども、もう少し受け入れるものはきちんと受け入れて、こういう一つの事業を完成していくのは、いいのではないかと私は思っております。

財政の問題が非常に重要視されてきました。全生徒を対象にすると約8,000万円財政が必要だと。中学生だけだと、とりあえずは2,400万円だということでありましてけれども、給食費の費用が大まかに見て2億1,300万円かかっているわけでありまして。これらの運営方法もきちんと考えて、一時的にはお金がかかるかもしれませんが、やはりきちんと整備して、いかに運営方法がうまくいくかということを考えていけば、2億円の中から財政的なものも相当出てくると私は思うんです。そういうものもきちんと考えてやっていく必要があるんじゃないか。いろいろな議論がある中では一番いいんだと思いますが、私はやっぱり元気な子供を育てるという観点から、そういうことを自由討議の中で申し上げて、ぜひ進んでいただきたいという意見でございます。よろしく申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 先ほどから質問したので、言っていることは多分執行部はおわかりだと思いますけれども、私は、基本的に給食費の無料化が子育て支援の方策として、そして、この町の少子高齢化を防ぐ上の施策として、決して有効でないとは思っていません。やることに対しては否定するものではありません。むしろやってもいいかなと思っております。

ただ、今回のこの今提案されている条例のやり方では、町長が示したものが担保されていない、きちんと示されていない、条例の中に。なおかつ同じ中学生の立場でありながら、そういう人たちに対する配慮というのが全くなされていない、違う条例でやるというのかもしれないけれども、そうだとしたら、ここで一緒にやっぱり出すべきです。そういったことを考えると、条例そのものが不備だと言わざるを得ないんです。今回は、その条例案が適正かどうかの判断ということになりますので、私にはこの条例案が適切だというふうにはちょっと理解できない、これが私の考え方です。

以上です。

○議長（菅谷光重君） どうぞ、ほかに。

10番、青柳議員。

○10番（青柳はるみ君） 給食費無料化という施策そのものに対しては、反対するものではありませんが、やはり時、タイミングというものがあると思います。今は町村合併以来の大きな事業であります中学統合、やはり子供の移動でその地域の形も変わってきます。そこに教育環境を整える大勢の子供たちが動きます。そこで安心な教育環境を整えてあげることが保護者、父母の望みです。

また、若者の定住促進ということ町長が願いを込めてやられると、今、お聞きしました。その給食費無料化の前に定住促進にかかわることを今、相生市とか、いろんな町の例を挙げましたが、その前にいろんな手を尽くしてからやってほしいという願いがあります。今は教育環境をしっかりと整えて、それからということで施策そのものに反対するものではありませんが、時ということがあって、今はその時ではないと私は考えます。

○議長（菅谷光重君） 自由討議でございます。

ほかにありますか。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようでございますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

賛成は9番、そして11番、14番でございます。

(起立少数)

○議長（菅谷光重君） 起立少数。

よって、本件は否決されました。

◎議案第28号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第13、議案第28号 東吾妻町公民館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようでございますので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

各位の発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 特にないようでありますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

よって、本件は可決されました。

◎議案第1号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第14、議案第1号 平成24年度東吾妻町一般会計予算案を議題といたします。

本件については、去る3月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） すみません。条例が否決されたので組み替えでも提案があるのかなと思っていたんですが、ちょっと戸惑ってしまいました。結構です。すみません。

時間がちょっとかかるとお思いますので、基本的に1点だけお聞きします。

7款商工費、1項商工費、2目の商工振興費の企業誘致奨励金について、1月の全員協議会で問題点を指摘しましたが、そのまま計上されてきました。そこで、委員会で確認し、議案調査もしましたが、私には予算措置をすることが適当とは判断できませんでしたので、この場でお伺いをしたいと思います。

最初に基本的な部分で何点か確認させていただきます。まず最初の1点ですけども、この奨励金はバイオマス発電所に対して交付され、土地、家屋、償却資産相当額を合わせて、その額が6,020万円で、資産は年々償却しますけれども、これを基本に3年間交付されることになるんだと思いますけれども、それで間違いはないですか。

○議長（菅谷光重君） 産業課長。

○産業課長（轟 馨君） 間違いありません。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 続いて2点目ですけども、バイオマス発電所は、当初過疎地域自立促進特別措置法の適用が受けられて、地方税法第6条の規定に基づき固定資産税や事業税を課さなかった場合には、地方交付税法第14条の規定により、本来なら、特例で、その減収額を初年度から3年間地方交付税から減額しない規定が適用されることになっていましたけれども、県から平成21年5月ごろ対象業種でないとの連絡があつて、その適用を受けられなくなった。それに伴って、税務会計課では、すぐに当該事業所に伝えたことを議案調査で確認しましたが、それで間違いはないですか。

○議長（菅谷光重君） 税務会計課長。

○税務会計課長（佐藤喜知雄君） 県から過疎法に規定する製造業に該当しないという話をいただいたのは、22年4月でございます。その後、22年8月にバイオ発電のほうにその旨をお話をさせていただいております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。担当のところで確認したときに、そういう21年5月というようなお話だったので確認しましたが、それが22年4月に県から連絡があつて、

22年8月にバイオマス発電所には間違いなく伝えてあるということで間違いはないですね。

○議長（菅谷光重君） 税務会計課長。

○税務会計課長（佐藤喜知雄君） そのとおりでございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 3番目です。その後、企業誘致を図るためには、その当時存在した工場設置奨励条例では適当でないということで、町長が昨年6月定例会で企業誘致奨励金交付条例の制定を提案しました。それが可決されて公布されたことから、その条例に基づいて今回バイオマス発電所に対して奨励金を交付することになったということで間違いはないですか。

○議長（菅谷光重君） 産業課長。

○産業課長（轟 馨君） 間違いありません。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 4番目です。議案調査でバイオマス発電所は平成20年11月30日に着工して、平成22年3月5日に完成しました。しかし、試運転している際に耐震上のふぐあいが見つかって、それを改善して平成22年8月31日に完成して、9月1日から発電を開始したことを確認しました。その施設の一部である燃料受入棟、これについては、町から2億6,833万3,000円の交付金が支出され、平成21年5月1日に着工して、平成22年3月5日に完成していることで間違いはないでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） 補助金につきましては、そういう経過であります。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 5番目ですか。事業者は、平成20年2月20日には、土地881平方メートルを買収して、この部分は、平成21年度から既に固定資産税は課税されていることで間違いはないでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 税務会計課長。

○税務会計課長（佐藤喜知雄君） 課税対象でございます。課税になっております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） この条例の施行に対して必要な事項を定めた規則の第7条3項、この規定で優遇措置の指定申請は事業所を新設する工事に着手する日の30日前に行わなければならないと定められております。そうすると、条例が6月16日に公布されていますので、対

象となるのは原則として公布日から30日以上経過した事業でないと、申請期限が間に合わずに対象にならないと思います。ただし、附則で工事に着手する日を事業を開始する日と読みかえることができる規定がついています。委員会議案調査で確認したところ、産業課長は、ここが大事なんですけども、条例制定が年度途中なので、年度内の不公平感を緩和するため、既に工事を始めている場合も対象とするということを文書で示していますけれども、それで間違いはないですか。

○議長（菅谷光重君） 産業課長。

○産業課長（轟 馨君） 間違いありません。

○議長（菅谷光重君） ここで途中でございますが、休憩をとります。

再開を午後1時といたします。

(午前 11時59分)

○議長（菅谷光重君） 再開いたします。

(午後 1時00分)

○議長（菅谷光重君） 続けて、どうぞ。

13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） それでは、基本的な事項の確認ができましたので、これから具体的にちょっと質問させていただきます。

まず最初ですけれども、企業誘致奨励金交付条例は、町長が制定を指示をして、課で条例案を作成したものですか。それとも産業課で新規政策として制定、これを提言したものでしょうか、どちらですか。町長、答えていただけますか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては状況等を見ながら、こういうものは一場議員も町の職員として勤務をされていたことがあるからよくおわかりだと思いますけれども、こういうものは状況を見て、やはり現課なり執行部なりがそれを審議し、それを積み上げ作成をし

て、そして町長が決裁をするものでございまして、そのようなことで企業誘致というものは、当然重要な町の活性化策でございますので、企業誘致という方向性は常に指示をしているところでございます。

○議長（菅谷光重君） 町長、できたら具体的に。

町長。

○町長（中澤恒喜君） やはりこれは今申し上げましたように、企業誘致というものをしたいがための条例でございますので、そういう条例の作成については、私は日ごろから指示をしていたところのものでございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。町長が考え方を持っていて、それを指示に基づいて、産業課がつくったという意味だと思います。

次に、この優遇措置を受けられる事業者は、規則で日本標準産業分類に掲げる産業のうち、町長が認める産業とするというふうになっています。要は、町長の裁量で決められることになっていますけれども、議案調査では、学識経験者の意見は聞いていないということでしたので、この条例適用第1号の今回のケースは、国としては過疎地域の自立促進法の対象地区にはならず、特に優遇措置はしないとしているものを、まさに町長の判断で、今回奨励金の交付の対象にしていることとなりますけれども、その理由を町長、お聞きかせいただけますか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） この事業所につきましては、東吾妻町は森林が多く部分を占める町でございます。やはり間伐等を行っていく中で、林地残材等を活用する上で、このバイオマス発電が非常にこの町にとって有効な事業所であるというふうに判断をされたわけでございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 今の話ですと、収入増だとか林地残材の活用は実際になされていますか、町長。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、現在のところ価格設定等の関係で、なかなか有効利用されていない状況にあります。しかし、これから町内の民間事業者等の協議会を経て、そういうチップ化が安価な状況で加工できる場合には、かなり有効なものになってまいりま

すので、その方向で現在検討しているところでございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 協定で21年度までに価格を決めて、それを優先的にというふうになっていると思いますけれども、なぜなされていないんですか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） やはりこれは現在の実勢の取り扱いの価格、これが林地残材の場合には、かなり不利な状況になっているわけございまして、その面を現在引き出してきて、そしてチップ化して、そういう工程を経ることによってかなりの費用がかかってくるわけございまして、それを町内の民間事業者の力をかりて安価に工場へ持っていくという状況がつかれば、かなりよいものになると思います。いまだその民間事業者との合意がなされておられないというところでございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） バイオマスタウン構想に入っていて、まだ協議がなされていないからできないんじゃないですか。

○議長（菅谷光重君） 産業課長。

○産業課長（轟 馨君） その協議がおくれているのは確かでございます。先ほど会社のほうからも、ぜひなるべく早くしたいので会合を持ってくれというふうに町のほうには投げかけられております。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。次ですけども、この条例の第1条、これには企業を誘致することにより産業振興及び雇用機会の拡大を図り、もって経済の発展及び町民生活の安定向上に資することが目的として規定されています。これは、町長が委員会的时候にも言いましたけれども、新たに企業が進出する際に、優遇措置を講じるんだという趣旨の答弁をしてるように、条例制定を機に企業誘致、すなわち企業を誘い入れることが大前提になっているものだと思いますけれども、私の解釈は間違っていますか、町長。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 企業誘致というものを前提にしております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） はい、わかりました。企業誘致ということですね。すなわち、これ

から誘い入れるということだと思いますので、その確認をしておきます。

3番目ですけども、単刀直入にお聞きしますけれども、条例の原則、また規則の原則を踏まえると、平成20年11月30日に着工していた今回のケース、これは申請期限がこの年の10月31日までで、既に期限が過ぎていると思われましてけれども、なぜ優遇措置の指定申請を受け付けて、優遇措置の指定をして、奨励金の交付対象にしたのか、お聞かせいただけますか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それにつきましては、あの事業所の工事自体が、本体ではなくストックヤードでしたか、ストックヤードをまず先に着手をしておりました。

また、この条例に関しては、固定資産税が課税されるという条件が出て、初めてこの条例が施行されるものでございまして、このようなことから申しますと、昨年、23年9月でしたか、9月に稼働し始めたということで、固定資産税が発生するわけございまして、そのような点からこのバイオマス発電所が該当になったということございまして。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） だから、条例と規則の適用になったという解釈でよろしいですか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そうでございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） それより以前に、そもそも根本的な解釈として、既に当町に立地した事業所、これは明らかに誘致することに当てはまらないと思うんですけども、町長はそう思いませんか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、やはり先ほど申しましたように、あらかじめストックヤードの点が手段として始まったところございまして、そのようなことから、この固定資産税が発生した段階で生まれるこの条例の優遇措置でございますので、当然それは妥当だというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 産業課長に答えさせます。

産業課長。

○産業課長（轟 馨君） 事業を始めた当初は軌道に乗るまで、非常にどこの企業も大変だということで、そのためだけに奨励金を出している市町村というのが実は調べてみるとあります。その辺も含めて、大震災で原発の事故以来、クリーンエネルギーということで関心が

集まっておりますので、バイオマス発電というのも非常に有効ではないかというふうに思います。

あくまでもバックヤードができたというだけで、本来の事業を始めておりませんので、全部の事業が軌道に乗る以前の部分につきましてというか、その部分ができていたかもしれないんですけれども、全部ができて初めて事業が始まるというふうに考えております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） できていた部分があれば、立地していたんじゃないですか。これから誘致することに当たらないんじゃないですかと聞いているんですけれども。

○議長（菅谷光重君） 産業課長。

○産業課長（轟 馨君） 先ほど申しましたように、確かにバックヤードができていたということはわかりますけれども、本来の発電の事業という部分につきましては、平成23年9月1日から始まったということで該当させたということでございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） わかりません。答弁がよくわかりません。いいです。

次に、4番目ですか。多分規則の附則が根拠でそれが対象になるという説明をしているんだと思いますけれども、町長は発電を開始した日が事業を開始した日だというふうに解釈しているようなんですけれども、議案調査で確認しましたけれども、会社は平成18年に設立されて、平成20年度には発電所の工事に着手して、既に6期にわたって事業展開をしていて、決算書が作成されています。これは、既に事業が開始されているということを物語っているんじゃないかと思いますけれども、発電を開始した日を事業を開始した日と解釈することは、法的に本当に問題ないんですか、町長。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、やはり本体の事業が稼働したということが始業でございますので、また、それによって固定資産税が課せられるわけでございますので、そういう点からして妥当であるというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。町長の言っていることはわかりました。

今回のケース、これは条例の基本原則だとか、規則で定めた申請期限の基本原則を附則の経過措置の規定が超えることになるとは思います、これも法的には問題ないですか、町長。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 問題ありません。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 絶対ですね。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そのとおりです。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） そうですね、そうでないと出す根拠がなくなりますので、そういう意味だと思います。

次にいきます。町の会計は単年度主義を原則にしていますけれども、そうすると、3会計年度前に既に着工している事業に対して、年度を超えてさかのぼって対象にすることが本当に法的に問題ないですか、町長。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、産業課長が答えます。

○議長（菅谷光重君） 産業課長。

○産業課長（轟 馨君） あくまで固定資産税額が決まって、23年度中に事業を始めたということが条件になりますので、その前に極端な話、いつ工事が始まったというのは、余り問題にならないというか、あくまでも23年度中に事業が始まったということが条件だと思います。

（発言する者あり）

○議長（菅谷光重君） 産業課長。

○産業課長（轟 馨君） その辺も専門家に問い合わせていますので、大丈夫だと思います。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 専門家がどなたか知りませんが、専門家の解釈はいろいろありますから、それだけで物事を判断すると危険だと思います。それは、それでいいです。

今、町が進めている手続では、来年度支出するものを、事業者に対して優遇措置の指定という形で支出を約束していますけれども、補正で債務負担行為の議決等は提案されていないようですけれども、その辺について会計処理上は、これも全く問題ないですか。

○議長（菅谷光重君） 産業課長。

○産業課長（轟 馨君） これは、あくまでも昨年指定業者に指定させていただきましたけれども、あくまでも固定資産税を納めた時点が、納めるということが条件になっておりますので、それ以降でございますので、24年度ということで大丈夫だと思います。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 23年度に来年度払いますよという約束をしているんですよ。本当に絶対大丈夫ですね。

○議長（菅谷光重君） 産業課長。

○産業課長（轟 馨君） 先ほども申しましたように、固定資産税が完納されたということが条件になりますので、24年度で大丈夫だと思います。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） そうですかね。私が調べたところ、ちょっと微妙なところがあるんですけども、町長に確認しますけれども、これ年度内に公平性を保つために附則を規定したということがさっき説明されました。私は逆に不公平を生むことになっているんじゃないかなと思いますけれども、そんなことはないですか、町長。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 制定初年度でつけているものでございまして、これについては大変によいものだというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 公平性は損なわないでいいものだという事のように。はい、わかりました。

次に、この事業所、過疎地域自立促進法に基づく適用が受けられないということは、国が優遇措置は必要ないと判断していることになりますけれども、このケースは基準財政収入額の算定基準となる固定資産税が歳入として単年度で約6,020万円増えることになります。その相当額を奨励金として支出しますので、差し引きがほぼゼロ円になりますけれども、法の適用が受けられないことにより、実際は3年間で約1億円以上の交付税が減額になって、町の歳入が減るものと思われまますけれども、この減額というのは3年間でどのくらいになりますか。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） これは固定資産が確定しないとわからない数字なんですけれども、一応この予算上でいきますと6,000万円としたときに、基準財政収入額に算定されるのが

75%になります。ですから七六、四十二の五六、三十だから4,500万円ですか、4,500万円の3年間というふうに考えられます。

それともう1点、いわゆる交付税で基準財政収入額から補てんされません。当然租税措置法が適用されていないので、それは補てんされません。ただ、この条例自体がそういう条例だというふうに解釈をしております。いわゆる固定資産税を3年間、初年度から3年間、固定資産税と相当額を奨励金として交付することによって、その企業が来たてのころの大変さを優遇措置をとって、これからどんどん入ってきていただきたいと、そういう条例ですので、当然その交付税算入がされないということを前提にしてある条例だというふうに解釈しております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） ちょっと厳密にいうと、償却資産は償却していきますから、今の掛ける3というのは無理なような気がしますけれども、それで間違いはないですね。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） 税ですので当然そうです。減価償却をしていきます。ただ、償却資産というのは投資もします。ですから固定資産税は生きております。普通、土地、建物というのは3年間で評価がえという作業を行います。そこで評価されて税が決まります。償却資産というのは1月30日までの申請です。申告です。申告によって税が決まります。ですから当然それはわからないのは当然だと思います。ですから固定資産税が課税されて、課税で納付書が届いて納付がされて初めて奨励金が出る、そういう状態でございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 今後もある意味同じような事例が条例がありますから出てくるんだと思いますけれども、条例制定時に、今言ったように町長と産業課で相談したんだと思いますけれども、交付税が減額されるというものは、当然頭の中にあっただのかなと思ったら、どうも産業課へ行ったら、そういうものは余り頭の中になかったという話だったんですけれども、町長も産業課長もそういうレベルで話をしていたんですか。

○議長（菅谷光重君） 産業課長。

○産業課長（轟 馨君） この間は自分のほうで始めたときは、そういう話はなかったという話をしたんですけれども、その時点で企画のほうにも入っていただいたので、当然そういう話は聞きました。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 時間がないのできばきといきますけれども、この条例は上限が定められていません。そうすると、例えば、何千億円というような投資をするところがあったときに、物すごい多額な奨励金を出さなくてはならないケースが出てきますけれども、そういうもの、上限がなくて減額が当然生じますけれども、そういうものに対して財政的にかなり無理が出るような気がするんですけれども、それは町長、考えましたか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 産業課長に答えさせます。

○議長（菅谷光重君） 産業課長。

○産業課長（轟 馨君） ここに書いてあるように、固定資産税相当額ということですので、逆にそれをカットするというのがおかしいのかなと思います。それで、いろんなほかの町村の条例も同じようなのを調べてみたんですけれども、例えば雇用の部分で、1人を雇うと10万円支出するとかという条例もあるんです、実は。その分については500万円が上限とか決めてありますけれども、固定資産税の部分につきましては、上限というのを特に決めてある町村はありません。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） さっき企画課長が答えたように、実際は一たん財源で入って、それをそっくり出すとしても、交付税額が減額されることになったときに、それが耐えられますかという意味のことを聞いたんです。もう一回お願いします。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） いろんな想定をしていくというのは、非常に無理があるかと思っています。今回の6,000万円というのは、非常に固定資産とすればかなりの投資をした、本当に奨励して誘致をしたような企業というふうに私は思います。これ以上のものというのは、それだけ果たしてここに来るかという、そこまで想定するかという、なかなかそれは想定しづらいんだと思います。

一場議員が言うように、本当に何十億円という固定資産税が発生したときには、かなりの部分での財政的なものというのは、大変だというふうには考えられる。ただ、それが我が町にとっての町の規模ですとか、いろんな今までの状況を考えたときに、それが当てはまるかという、当てはまらないのではないかなということだと思います。この誘致というのは、第3条であるように、そういった意味で、なるべくこれからいわゆる公共用地がどんどん余

っていくという意味じゃないんですけれども、学校統合等があると、学校をどういうふうに使おうとか、そういうことを考えたときには、こういった積極策というのが方針とすれば大切なのかというふうに考えております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。余り考えなかったということなんだと思います。

ただ、町としても予算を組んでいることですから、当然そういう意味でいくと、上限額というのが、財政的に問題があれば考慮すべき部分があったのかもしれませんが。そうしたものを余り考慮しないでつくったということは、よくわかったです。

今回、町が支出しようとする奨励金、これは条例の規定からすると、土地の固定資産税相当額、この部分についてはもう既に3年前に課税されていました。その相当額を初年度から3年間交付するという条例の規定になっていますので、そうすると、既に交付されていなくてはならない、奨励金が交付されていなくてはならないのではないかなという気がするんですが、それが実行されてますか。それともこの部分は対象外になるんでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 産業課長。

○産業課長（轟 馨君） 先ほどから何度も申し上げておりますように、あくまでも全体が完成した段階で申請があり、指定し、固定資産税の建物を含めてですけれども、24年1月1日に賦課しております。それで、事業が始まったときということで、平成23年9月1日からということをお願いしたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 13番。

補足があるそうですが、いいですか。

○13番（一場明夫君） いいです。聞いてもわからないので。

○議長（菅谷光重君） 進行して、13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 燃料受入棟が2年前に既に完成していて、指定申請書を見ると、事業所の一部は既に使用していたという記載があります。事業の用に供されていたということに間違いはないんだと思いますけれども、多額の交付金が交付されて完成した上、決算書にも資産として記載されている施設、会計課がほかの施設と一体であり、完成した申告がなかったから課税しなかったという話だったと思いますけれども、これは本来23年度に課税されるべきだったのではないですか。

○議長（菅谷光重君） 税務会計課長。

○税務会計課長（佐藤喜知雄君） 燃料受入棟の建設が完了して、それに対する国からの補助

金の交付等も受けておるんですけれども、これはあくまで国からの交付金ということで、固定資産税を課税する立場からいいますと、この受入棟が完成しただけでは、一連の新築工事が完了したとは言えないというふうに思います。賦課期日現在において、事業の用に供することができる資産であるから課税するポイントになるわけですが、バイオマス発電所という性格上、受入棟だけが完成しても、発電に必要な償却資産の設置等がない場合には、資産になりませんので、受入棟が完成したことにより、その施設のみを課税するということは、適当ではないというふうに考えております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 次にいきます。既に町からは、この施設に2億6,800万円を超える交付金が交付されています。町長の判断で、今回奨励金が3年間交付されれば、合計で多分4億円以上になるんだと思いますけれども、これはある意味優遇措置の二重になるような気がしますが、町民の理解が町長は得られると思いますか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 2億何がしのお金、町を通じてというお話でございますが、これは国から交付されたものでございまして、ですから、この補助金は地域バイオマスの利活用に対しての補助金でありまして、企業誘致の奨励金とは同じものではございません。当然、これは理解が得られるというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 交付金を受けて完成した施設、これがすぐに課税されないどころか、みずからのミスで耐震上の問題から発電開始が1年半もおくれた、これに対するペナルティーというのはないんですか。会計検査で問題にならないですか、町長。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 会計検査院の話が出ましたけれども、それにつきましては、もう既に支払われておりまして、国のお金と町のお金、それぞれ性格が違うお金でございます。それにつきましては、会計検査院の指摘等が現在もございませんので、その点についてはクリアされているというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 今回、自分のミスである意味おくれたんですけれども、そのおくれが幸いして、本来なら絶対交付されない多額の奨励金が交付されることになりましたけれども、町として、これで本当に町長、いいというふうに、適切というふうに判断しているというこ

との解釈でいいですね。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） すべての面で大丈夫だというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） もう少し、条例8条、優遇措置の指定の取り消しの規定がありますけれども、交付金を受けた施設が本来なら22年度には完成して、操業していなければならないのに、それができませんでした。さらに、先ほど言ったように、町と締結した協定では、発電所で使用する林地残材の価格を決めて、町内の林地残材を優先的に使用することになっています。その対応はなされてない、そういったことに対するペナルティーというような部分で、交付金を交付しないというような選択肢もあるような気がしますが、そういうことは一切考えなかったですか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、8条の各項、8条の(7)までございますけれども、そのようなものに該当するものではないというふうに考えております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） もうすぐ終わりますので、もうちょっと辛抱してください。

この条例はいろいろ改善点があると思われまして、私から見ると。執行部にも以前から一部改正というものをお話してきました。そういった中でなかなか実現しないようなので、実は今回議会へ提案しようかな、議案発議で提案しようかなというように思っていた部分があります。それで準備もしました。でも、調査の中で副町長等の話を聞いていると、そういうものをやっていく意思はあるんだということをお聞きしましたので、特に今回提案しませんでしたけれども、本当にこれからそういうものを改正するというようなことを努力していただけますか。

○議長（菅谷光重君） 副町長。

○副町長（渡辺三司君） 条例改正等につきましては、状況と、今回そういうお話をいただきましたけれども、昨年の6月に制定したというようなことで、まだ1年もたっていないというような状況がございました。それなので条例改正というものは考えなかったんですけれども、やはり今後状況等に応じて条例は見直していけるかなというところもありますので、その状況に応じて改正等は考えていきたいと思っております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。ぜひお願いしたいと思います。企業誘致という考え方でなく企業立地、またこちらの旧市街地がありますので、企業の再立地というような部分も含めて、ぜひやっていくべきだと思います。先ほど言った上限、いろいろなものをやっぱり考えるべきだと思いますので、検討をしていただきたいと思います。

ここまで言いますか、最後になりますけれども、過疎地域の自立促進法の適用が不確定、不適用というのが確定しました。昨年6月の企業誘致奨励金の交付条例の制定、本来の規定による適用が7月16日以降に着工する事業、規則の附則による読みかえ規定の制定により、バイオマス発電所が優遇措置の指定を申請したのが7月22日、町長が指定産業として決定し、指定第1号として優遇措置の指定をしたのが8月29日、そして9月1日に発電所が操業開始、コンプライアンスの重要性というのが叫ばれていますけれども、これら一連の措置が今後法的に問題を起こすようなことはないでしょうね、町長。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、ないと考えております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 1分ぐらい残っているんですけども、これしかないので、最後に一つ、30秒ぐらい。

私が考えてみて、少なくとも今までの状況の答弁を聞いていて、既に優遇措置として交付金を受け、既に完成して利用していた施設、要するにバックヤード部分です。この部分について、本当に奨励金を出すことが適当なのかなと思います。再考を求めるということも含めて、幾つか疑問点を指摘しましたけれども、町としては、それでも奨励金を出す考え方に多分変わらないというふうに思いますけれども、検討する余地は全くないですか、町長。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 企業への奨励金でございます。このようなことから、交付条例の第3条に今回合致をしているものでございますので、その点からして奨励金を交付してまいりたいと思っております。

○議長（菅谷光重君） わずかに残ってますけれども、どうしますか、いいですか。

（発言する者あり）

○議長（菅谷光重君） ほかに。

8番、茂木議員。

○8番（茂木恒二君） 確認なんですけど、条例、本文があつて、それから後から規則、経過措

置がありますけれども、先ほどのあれですと、経過措置の中の工事に着手する日を事業を開始する日に読みかえると、これは具体的にいうと、バイオマス発電所を視野に入れた形の経過措置という考えになるのでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 産業課長。

○産業課長（轟 馨君） これは参考にした町村の条例と規則がありまして、うちのほうで参考にさせてもらったのは、大きい市だと、なかなか難しいというか、細かい補助があるので、ほかにないかということで探してみたんですけれども、川場村とか近いところでは昭和村がありました。それで、その中で川場村のところにも規則の中にそういうただし書きが入っていました。それで、先ほどもお話ししましたように、年度途中でつくった条例と規則でございますので、既に4月以降工事が始まってというような部分もあるかもしれないということで、その1年のうちで均等化を図るためにそういう部分を入れさせていただきました。それで、後で聞いた部分でございますけれども、年度途中でそういう例外を認めることは、前の工場誘致促進条例を廃止してということなので、問題ないというふうに聞いております。

○議長（菅谷光重君） 8番、茂木議員。

○8番（茂木恒二君） わかりました。それから、今の奨励金を交付することによるさまざまな問題点が指摘がありましたけれども、逆の観点というか、相手のバイオマス発電所のほうから見て、町が奨励金を交付しなかった場合、要するに条例を適用しなかった場合にさまざまな問題点があると思いますけれども、法的な面でどのような問題が起こる可能性がありますでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） 予算編成をするときに予算計上しております。そのときの経過としまして、要するに先ほど言いましたように、条例、規則というものがあります。条例第3条の趣旨にのっとり賦課される年が初年度でありまして、課税されて納付されて初めてその奨励金が相当額が行きますという条例になっております。ですから、その条例で規則でその申請方法ですとか、そういったもので、その条例を逸脱したものは全然ないというふうに解釈しております。ですから条例、規則については、先ほど答弁されたように、問題なく成立されているというふうに判断したときには、当然それにのっとり粛々と申請を行った企業に対して奨励金を出さないというのは、今度は行政手続法上で、町がもし例えばそこで訴訟等が起きた場合については、町は完全に負けるという理解はしております。

○議長（菅谷光重君） 8番、茂木議員。

○8番（茂木恒二君）　さまざまな経過がある中で、ここにあるのは条例と規則との中の経過措置、これを純粋に読み込んだときに、先ほど企画課長の話がありましたけれども、相手側から、奨励金を払わなかった場合、6,000万円という高額な金額なんで、仮の話なんですけれども、訴訟が起こされた場合に町のほうは、それに対して果たして耐えられるかどうか、耐えられるという言い方は失礼なんですけれども、そういうような見通しというか、先ほど専門家の見解を得ているということなんですけれども、専門家の見解も踏まえてその辺はどうでしょうか。

○議長（菅谷光重君）　企画課長。

○企画課長（武藤賢一君）　専門家の意見というのが、いわゆるこの奨励金の条例、規則が成立上とか解釈上、間違いがないかどうかという話だと思います。そこが間違いがないという判断で当然動いております。町も動いております。ですから申請行為を受けました。ですから申請行為を受けた以上は、それに対して今度は条例にのっって、初年度賦課されて納付されれば、当然払わなければいけないと。そこでもし何らかの形でうちがストップをかけたときに、茂木議員が言うように、その企業から何らかの訴訟なりというものがあつたときには、今度は先ほど言ったように、行政手続法という法律があります。ですから、行政手続というのは、いろんなそういうものというのは、そういう法律にのっって、いわゆる町であれば条例、規則にのっってちゃんとしているかということだと思います。ですから、そこを今度は判断されると、当然町は違法行為を犯したという判断がされるというふうに思います。

○議長（菅谷光重君）　8番、茂木議員。

○8番（茂木恒二君）　そうしますと、奨励金を払うか払わないか二者択一で、第三の道がないわけですね。いずれにしろ問題が、いずれにしろ問題がという言い方はあれなんですけれども、先ほど同僚の議員のほうから、条例の改正等も、そういう話がありましたけれども、やはり条例を純粋に読み込んだ場合どうかという観点というか視点というのは、非常に大事だと思いますので、申しわけないんですけれども、私どもでは、私なんかはその辺もまだよく理解できないところがあるんですけれども、私の主眼は、相手方から訴訟を提起された場合に、町が法的にいろいろな面で耐えられるかどうかという視点が私は大事だなと思って質問いたしました。

以上です。

○議長（菅谷光重君）　副町長。

○副町長（渡辺三司君） 先ほどの条例改正というようなお話も出たんですけども、その条例改正は、この条例に問題があるから条例を改正するというものではありません。その中でいろいろ今後出てくる業者、要するに企業を誘致するときに、例えばここに3人以上の新規雇用とかという部分もあります。例えば一つ例にとると、旧市街地の店舗が事業拡大で、例えばバイパスのほうに出るといようなときに、事業に2,000万円以上かかるけれども、新規採用は難しいというようなケースも今後出てくる可能性があります。そういうものを視野に入れて、条例改正も今後検討していきたいということでございますので、よろしくお願ひします。

○議長（菅谷光重君） ほかにありますか。

3番、根津議員。

○3番（根津光儀君） 放射能の除染の関係について伺いたいと思います。

4款1項保健衛生費の中で特別措置法による除染のことは、ここに掲載されており、4,500万円余りが計上されていますが、そのほかに除染対策費用としまして、緊急雇用分が590万9,000円、それから10款教育費の1項教育総務費の中の教育施設の除染対応が1項392万8,000円というふうに載っていますけれども、特措法による除染については、相当詳しく機械代とかも載っていますけれども、そのほかの緊急雇用で対応するというものについては、機械代等が載っていませんが、除染にもっとお金がかかるようになってくるような場合、あるいはそういう要望が上がってきた場合についての対応についてお伺ひいたします。

○議長（菅谷光重君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 緊急雇用ということで590万9,000円載っている関係なんですけど、これにつきましては特措法以外ということで、各家庭のホットスポットを除去するという考えでいますものですから、機械的なものはほとんど必要ないだろうということで考えております。当然、機械的なものが必要となった場合におきましては、また当然単費ということで考えたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（菅谷光重君） 教育課長。

○教育課長（角田輝明君） 同じく教育費でございます除染対策事業緊急雇用ですが、この考え方につきましては、町民課長のほうが答えたとおり、同じような考えでおりますので、よろしくお願ひします。

○議長（菅谷光重君） 3番、根津議員。

○3番（根津光儀君） そうすると、緊急にふえるようなことがあれば対応もするというふう

に受け取っていいんですか。これ以外は、除染はしないのだというふうに受け取ったほうがいいですか。

○議長（菅谷光重君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） この除染につきましては、当然24年度に早急なうちに終わりにしたいという考えでおりますが、目に見えないものでありまして、当然25年度につきましても、除染ができないような場合におきましては、継続して行うということで考えておりますので、お願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 教育課長。

○教育課長（角田輝明君） 緊急雇用事業につきましては、県の補助で行う予定でございますので、その要件に当てはまる以上のものがございましたら、それはそれで検討していきたいというふうに考えてます。

○議長（菅谷光重君） 3番、根津議員。

○3番（根津光儀君） そうすると、この事業はあくまでもこの事業であって、ほかにしなければならぬ事態が出てくる、あるいはそういう要望があるならば、そのときに考えていくというふうに受け取っていいんですか、教育課長。

○議長（菅谷光重君） 教育課長。

○教育課長（角田輝明君） 必要があるのであれば、そういうふうに考えてます。

○議長（菅谷光重君） 3番、根津議員。

○3番（根津光儀君） そうすると、町民課にかかわることと言えば、次年度へ持って行って、さらに対応することはあり得るけれども、今年度中はこの範囲だということに受け取っていいんですか。24年度中については、この範囲だというふうに受け取っていいんですか。

○議長（菅谷光重君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 特別措置法、また緊急雇用と同じ考えなんですけど、当然24年度で仕上げたいということで考えておりますが、当然これからもモニタリングを行った中で高い数値等が出た場合は、継続をして行うということで考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（菅谷光重君） 3番、根津議員。

○3番（根津光儀君） そうすると、継続というのは25年度に回してという意味なんですか。

○議長（菅谷光重君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 24年度で終わらない場合は、25年度もまた引き続き考えていく

ということでおりますので、よろしくお願いたします。

○議長（菅谷光重君） 3番、根津議員。

○3番（根津光儀君） わかりました。

○議長（菅谷光重君） ほかに、どうぞ。

14番、橋爪議員。

○14番（橋爪英夫君） せっかくの当初予算でありますので、1点お聞きしたいと思うんですが、温泉センターのことを何度も聞くようで申しわけありませんけれども、町長、24年度予算にはどんな努力をしたかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 事業課長に答えさせます。

○議長（菅谷光重君） 事業課長。

○事業課長（蜂須賀 正君） 議員ご質問でございます24年度につきましては、経費を削減した中での予算計上になっております。と申しますのは、施設そのものがもうかなり老朽化しております、本来なら緊急的にお金をかけて直さなければならない部分がございます。実際に見積もりをとりましたら、3,000万円ぐらいかかる部分がございますけれども、今回、一般質問でも出ておりますけれども、今後についてということで、行革のほうでもその辺のことを提言しておりますので、それらを踏まえまして、それらをうまく応急的な修理でできるような形の予算計上という形で極力全体的には抑えた予算になっております。

それとまた、入り込み客数につきましても、前年度8万5,000人見込みでしたが、今年度につきましては、24年度につきましては、7万7,000人と約1割減という形になっておりますので、全体的には抑え気味の予算というふうになっておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（菅谷光重君） 14番、橋爪議員。

○14番（橋爪英夫君） 町長に本当はその所信を聞いたかったんですが、事業課長に答えていただきまして、大分強気な経営で、予算の数字を見ると、これで果たして健康増進施設ということでいいのかなと思うんですけれども、食堂だけ見たにしても、差し引きにすると、もう1,300万円ぐらい出ているんですよね。そういう中で臨時職員の賃金が膨大な数字が上がっているだけけれども、これは何か裏で約束があるんですか、どういんですか、そういうことはないんですか。

○議長（菅谷光重君） 事業課長。

○事業課長（蜂須賀 正君） それのことについて、私はないというふうに思っております。私も行ってまだ1年ちょっとですので、その辺はわかりませんが、ただ、賃金水準に関しましては、町の臨時職員の賃金水準でやっております。ただ、お客さんが減っている中で私の個人的な考えですけれども、ちょっと人数が多いかなという部分はありますけれども、今回、24年度につきましては、2名ほどおやめになる方、産休になる方おりますので、その辺ではいくらかの人件費は抑制されたかなというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 14番、橋爪議員。

○14番（橋爪英夫君） 2,800万円ぐらいの収入に対して、4,200万円ぐらい費用がかかるわけですか、自動販売機の収入等も相当多いんでしょうけれども、単純に数字だけを見れば、その中に賃金を1,590万円、こういう数字で職員が1名で、赤字なんだけれどもまあいいやということで、集中改革プランの中で、せめて24年度は、食堂ぐらいは何とかならないかなと思って、企画課長の話を聞きながら期待をしておったんです。ところが集中改革プラン1年間、全く温存していて、その辺は執行部だけの会議で済んじゃったものですから、我々は余りその辺は参加できなかったもので、ちょっとわからない点がございますけれども、いずれにしろ私が一般質問したときにも、集客数をふやして何とかやっていきたいんだということでもあります。

ただ、地域的にはやっぱり町の真ん中にありますから、町に買い物に来て、そして買い物しながら温泉に入りたいという人もいるし、それから岩櫃山という観光的な要素の山もありますし、そういうものを考えると、非常にそういうものもあるんでしょうけれども、いずれにしろ、きょう給食費の問題もあのような結果が出ましたけれども、やはり国保財政だ、介護保険だ非常に金がかかる中、国保なんか、もう基金がゼロになってしまったということで、非常に危惧している議員さんもおるようであります。そういう状況の中で、やはりこういうものがいいのか悪いのか、私は常々思うんです。ですから、その地域の人にああだこうだと責めるんじゃなくて、やっぱりその辺は真剣に改革していかないと、町の活性化やいろいろな問題というのは、やっぱりできてこないんじゃないかなと、それを町長に常々お願いしてきたわけですが、町長、いかがでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 岩櫃城温泉センターにつきましては、事業課のほうで集客努力というのを続けております。例えばノルディック・ウォーキングという、そういうスポーツとタイアップさせて、入浴していただくというふうなことも考えて、集客に努めているところでござ

ございますけれども、また、片や施設整備が老朽化をしてきているというふうなこともございます。そしてまた、だんだん減ってきていますけれども、8万人近い方が利用しているというふうな点もございますけれども、これにつきましては、行革プランの中で示したように温泉センターにつきましては、ほかの施設への用途転用というものも含めて、今、協議検討しているところでございますので、その点につきましては、よろしく願いをいたします。いずれにしろ営業している間は、真剣に集客に努めるというのが本来の姿というふうに思っております。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君） すみません、質疑の途中でございますが、ここで休憩を入れます。再開を2時10分といたします。

（午後 2時02分）

○議長（菅谷光重君） 再開いたします。

（午後 2時10分）

○議長（菅谷光重君） 続けて、どうぞ。

14番、橋爪議員。

○14番（橋爪英夫君） 先ほどから答弁をお聞きして、検討検討となかなか進みませんので、ぜひ努力をしていただくということで、お願いしたわけでありましてけれども、いずれにしろ、こんな大きな数字があるわけですから、こういうものをやっぱり現実に受けとめて、町長、真剣に検討すべきだと思うんですが、何か町長のを聞いていると、担当課がやりますから、検討しますからというぐらいにしか聞こえないんですけども、町長から本当に検討を本気でやるということを一言。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、既にプランの中に組み込んであるものでございますので、その点はこの数年の間に実現できるというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 14番、橋爪議員。

○14番（橋爪英夫君） いずれにしる、温泉をやめろということでなくて、いわゆる経費節減をお願いしますということでもありますので、その辺は誤解のないように検討をお願いしたいと思います。

それから予算の中に伊香保ゴルフクラブ、伊香保ゴルフクラブはちょっと名前が変わったんですね。当町にゴルフ場は2カ所ありますけれども、地代は約8,000万円、そのほか税金を入れたり何だりで、税金まで入れて8,000万円ぐらいでしょうか。それから固定資産税なんかも入れると相乗効果というか、1億円からの町には収入があるわけでありましてけれども、そして、やっぱり鳥獣害対策でイノシシ対策も、あそこにゴルフ場があるからこそ、やはりそういうものが地域のあれに守られているという観点もあると思います。私は特にゴルフ場に頼まれたわけじゃありませんけれども、やっぱりそういう町の一つの観光やいろいろ収入源になるものとして、今後もその辺のところのやはり町民が利用しやすいような方向を模索して、できれば、今全国的に子供がゴルフをやるところはいろいろありますけれども、そういうものを含めて、ひとつ施設の充実を図っていただけるような模索を今後検討していただきたいということで、特にこの中の予算でどうこうというんじゃありませんけれども、そういう要望であります。ちょっと意味がわかりにくいかもしれませんが、端的に言えばつぶさないで何とか町の収入源のために町長も努力をお願いできればと思います。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ゴルフ場2つあります。大変貴重な観光資源であるというふうにとらえております。ゴルフというと、非常に利用料金が高いというふうな今までイメージでございまして、しかし、その利用料金も最近はかなり低価格に設定をされていまして、利用しやすくなっているというふうなことでございます。

昨年も杉並区の皆さんが大勢コニファーに宿泊して、町内のゴルフ場で一緒にゴルフを楽しんでいただいたというふうなこともございます。やはりそういう友好交流の面でも、このゴルフ場というものは、非常に活用できるものだというふうに思っております。そのようなことから、町外から県外から、ゴルフ好きの人を町のゴルフ場に呼んでくるようなそういう努力もしていくことが大切だなというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（菅谷光重君） 14番、橋爪議員。

○14番（橋爪英夫君） 次に質問しようと思ったら、町長にもう答弁いただいたんですが、

杉並の交流でありますけれども、杉並の区民の方がコニファーに来て泊まるとか、吾妻荘に泊まるとか、坂上の温泉地に泊まるとか、そういう方々も、やっぱり何とかゴルフ場に多少なりの優遇措置じゃないんですけれども、そういうものを考えながらやっぱり大いに使ってもらおうと、大いに来てもらおうという、この町はやっぱり東京でもほかのところから来る人もいっぱいいると思いますけれども、やっぱり友好都市という観点からすると、杉並の人に来てもらうのが一番いいかなと私は思いますので、先に町長にお話ししていただきましたけれども、そういうものを含めて、今後検討いただきたいとお願いします。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 杉並区との交流でございますけれども、これにつきましては、平成21年度に東吾妻と杉並の友好交流が20周年を迎えたわけでございます。その当時はそのことをお祝いするような式典はできなかったわけでございます。22年度に入りまして、私の代になって、あれは11月でしたか、1年おくれではありましたけれども、杉並区と東吾妻町の友好交流20周年記念の式典を開かせていただいたわけでございます。それ以来、非常に杉並区との交流関係はいい方向に向かっております。

そしてまた、昨年3月以降の東日本大震災からの被災者を杉並区と連携して、コニファーを初め町内に412名の方を受け入れて、共同して被災者支援をやってきたというふうなことからして、ますます友好関係が強くなってきているというふうに思っております。そういうものをこの町の活性化のためにこれから大いに利用してまいりたいと思います。

先日、2月でしたか、杉並区長にもお会いして、東吾妻町のお米が非常にうまいものがあるという宣伝をしてまいりまして、近々東吾妻町の米を杉並区の上層部に試食してもらおうというふうな企画もできつつあります。そういうものも利用しながら、とにかく杉並区と東吾妻町の友好交流が非常に実のあるものになるように努力してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（菅谷光重君） 14番、橋爪議員。

○14番（橋爪英夫君） 最後に、約80億円のこの予算は大切な町民の税金でありますので、無駄のないように執行していただくことをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 橋爪議員のご意見をちょうだいいたしまして、おっしゃるよう大変に重要な24年度、新年度の予算でございますので、これが町民の生活のために、この町の活

性化のために十分有効に使われるよう努力をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） ほかに、どうぞ。

8番、茂木議員。

○8番（茂木恒二君） 先ほどの橋爪議員の質問とダブるところがあるんですけども、温泉センターを含む施設は巨額な赤字を毎年出していると。それが大分前からそういう形になっていると。それに対して、公共施設のあり方検討委員会、あるいはほかのいろいろなところで検討していると。先ほど事業課長のほうから、集客増と見込みとかいろいろ話がありましたけれども、こういう問題点をみんなが把握しながら、有効な抜本的な手を打てないというのは、適当な表現かどうかわかりませんが、不作為というか、何もしないという責任が非常に大きいような気がするんですね、町としても、議会も入るかもしれませんが。そういう中で先ほど事業課長の話を聞いていると、事業課長の努力の範囲を超えているという私は認識があるんですけども、抜本的な手を打つためには、さまざまな意見があると思いますけれども、最終的には町長の勇気ある決断が必要ではないかというふうに私は認識しているんですけども、その点は町長、いかがでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それにつきましては、今、改革プランにもございますように、他の施設に転用を含めて、今、執行部内で検討しているところでございます。これにつきましては、温泉センターの施設の耐用等のものを見きわめまして、その時点で適切に判断をしていきたいというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 8番、茂木議員。

○8番（茂木恒二君） つけ加えますと、実質公債費比率も改善している、将来負担比率も改善しているという中ですが、水準的に見れば高どまりしているというところで、そういう意味で毎年決まったように大きな赤字を出すということについて、本当にもう待たなしのときに来ていると思うんですけど、ぜひその辺の手を打っていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ご意見でございます。そのご意見を十分実現できるように努力をしてまいりたいと思います。

○議長（菅谷光重君） ほかにありますか。

(発言する者なし)

○議長(菅谷光重君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(菅谷光重君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

討論ありますか。

(発言する者なし)

○議長(菅谷光重君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、10番、11番、12番、14番。

(起立多数)

○議長(菅谷光重君) 起立多数。

よって、本件は可決されました。

◎議案第2号の委員会審査報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長(菅谷光重君) 日程第15、議案第2号 平成24年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算案を議題といたします。

本件につきましては、去る3月5日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

(文教厚生常任委員長 青柳はるみ君 登壇)

○文教厚生常任委員長(青柳はるみ君) それでは、ご報告いたします。

去る3月5日、文教厚生常任委員会に審査を付託されました議案第2号 平成24年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算につきまして、3月7日開催の委員会において本多町民課長の出席のもと審査を行いました。

事業勘定の歳入歳出予算の総額は、それぞれ19億4,192万7,000円で前年より6,375万円の

増額、率にして3.39%の増額であります。平成22年度は630万円の増額でありました。

歳入では、国民健康保険税は4億2,270万2,000円で前年より1,953万1,000円の減額、国庫支出金4億7,517万7,000円で前年より3,385万円増、県支出金9,124万2,000円で707万円の増、前期高齢者交付金は4億509万2,000円で前年より4,759万3,000円の減でありました。療養給付交付金1億635万4,000円は、前年より3,460万4,000円の増額です。前年は7,175万円ですから大きな増額となります。

歳出では、保険給付費が12億9,374万3,000円で、全体の66.6%を占めます3,903万1,000円の増です。合計では19億4,192万7,000円で、前年度より6,375万円ふえています。1億円あった基金が現在1,061万2,796円になってしまいました。この1億円あった基金が1,061万円になってしまうくらい急激な医療費の増加が見られました。

当委員会では、医療費削減のためジェネリック薬品の使用や各種のがん検診を受け、早期発見するよう進めていただきたい。また特定健診では予防のための追跡指導などを行うよう効果を上げる努力を要請いたしました。

施設勘定については、歳入歳出予算の総額はそれぞれ8,622万6,000円です。

歳入では、診療収入が7,705万8,000円で、前年度より434万6,000円増です。一般会計からの繰入金290万4,000円で、昨年より43万円ほど多くなっています。

歳出では、施設管理費3,323万1,000円、医業費は昨年より290万円増で、4,852万4,000円です。国保診療所にかかる患者が多くなり、ますます地域に密着した医療活動を進めていただくよう要請をいたしました。

以上、事業勘定、施設勘定の国民健康保険特別会計予算案について文教厚生常任委員会では慎重に審査を行った結果、原案どおりに全会一致で可決すべきものと決しました。

つきましては、本会議におかれましても、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特別質疑もないようでございますので、質疑を打ち切ります。

自席にお戻りください。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(菅谷光重君) 特にならぬようでございますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(菅谷光重君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(菅谷光重君) 起立全員。

よって、本件は可決されました。

◎議案第3号の委員会審査報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長(菅谷光重君) 日程第16、議案第3号 平成24年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算案を議題といたします。

本件については、去る3月5日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

(文教厚生常任委員長 青柳はるみ君 登壇)

○文教厚生常任委員長(青柳はるみ君) それでは、ご報告申し上げます。

去る3月5日、文教厚生常任委員会に審査を付託されました議案第3号 平成24年度後期高齢者医療特別会計予算案につきまして、3月7日開催の委員会において、本多町民課長出席のもと審査を行いました。

平成24年度歳入歳出予算は、それぞれ2億410万6,000円で、昨年より1,826万円の増額です。

歳入は、後期高齢者医療保険料1億2,866万円、繰入金は7,416万3,000円で、昨年より943万1,000円多くなっております。

歳出は、総務費363万2,000円、後期高齢者医療広域連合納付金1億9,969万3,000円が主なものです。

以上、後期高齢者医療特別会計予算案について、慎重に審査を行った結果、全会一致で原案可決すべきものと決しました。

本会議におかれましても、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。どうぞ。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようでございますので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にならぬようございますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

よって、本件は可決されました。

◎議案第4号の委員会審査報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第17、議案第4号 平成24年度東吾妻町介護保険特別会計予算案を議題といたします。

本件については、去る3月5日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長 青柳はるみ君 登壇）

○文教厚生常任委員長（青柳はるみ君） それでは、ご報告申し上げます。

去る3月5日、文教厚生常任委員会に審査を付託されました議案第4号 平成24年度介護

保険特別会計予算案について、3月7日開催の委員会において、加辺保健福祉課長に出席を求め審査を行いました。

平成24年度予算は、歳入歳出総額12億9,117万5,000円で、前年度予算より4,199万4,000円の増額、3.4%の増です。平成24年度の保険料は前年比16.2%増で、2億954万7,000円です。

歳出の主なものは、保険給付費12億6,495万2,000円で、前年度より5,288万円の増額です。この3年間で65歳以上が17%給付がふえています。保険料の3年に一度の見直しで保険料についての審査が必要となり、介護予防もより必要になってきます。本年が5期目の平成24度から26年までの初めの年です。

文教厚生常任委員会としては、慎重に審査を行った結果、原案どおり全会一致で可決すべきものと決しました。

つきましては、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にならぬようございますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第5号の委員会審査報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第18、議案第5号 平成24年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計予算案を議題といたします。

本件については、去る3月5日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長 青柳はるみ君 登壇）

○文教厚生常任委員長（青柳はるみ君） それでは、ご報告申し上げます。

議案第5号 平成24年度特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計予算案につきましては、去る3月5日、文教厚生常任委員会にその審査を付託されました。3月7日開催の委員会において加辺保健福祉課長の出席のもと審査をいたしました。

平成24年度予算歳入歳出総額2億1,864万6,000円で、昨年度予算よりも458万1,000円の減額です。

歳入の主なものは、保険者からの負担金1億6,587万1,000円、一般会計繰入金2,272万3,000円、これは昨年より375万3,000円減額であります。介護保険給付対象外サービス利用料が2,674万6,000円などです。

歳出で減額の原因は、正職員の退職に対し補充せず臨時職員の増加で減額になっております。

以上、委員会では慎重に審査を行った結果、原案どおり全会一致で可決すべきものと決しました。

つきましては、本会議においてもよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にならぬようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

よって、本件は可決されました。

◎議案第6号の委員会審査報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第19、議案第6号 平成24年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算案を議題といたします。

本件については、去る3月6日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長。

(総務建設常任委員長 浦野政衛君 登壇)

○総務建設常任委員長（浦野政衛君） それでは、ご報告申し上げます。

去る3月6日の本会議におかれまして、総務建設常任委員会にその審査を付託されました議案第6号 平成24年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算案について、3月7日、第1委員会室において、委員全員出席のもと総務課長さんの出席を求め、新年度予算の説明を受けた後、慎重審査を行いました。

この予算案の中には、宅地造成事業についての予算、これが岡崎、岩久保団地7区画がいまだ販売できておらず、こういう問題が指摘をされておるところであります。

また、鑑定評価により価格の引き下げを検討し、販売促進に努めるという執行部の総務課長さんからの説明があったわけではありますが、これも当委員会としては、より一層の努力をするべきというふうなことを要請をしてみました。

また、情報通信事業につきましては、インターネット関係の光ケーブルを通信事業者に貸し付け、通信速度の向上を図りたいという説明がありましたが、これにつきましても、予算

化はされておるところではありますが、利用者の意見の要望を踏まえ、理解をいただくようもとに慎重に進めるようつけ加え、総務建設常任委員会といたしましては、賛成多数で可決すべきものと決しましたので、本会議におかれましても、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（菅谷光重君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特別ないようでありますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

よって、本件は可決されました。

◎議案第7号の委員会審査報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第20、議案第7号 平成24年度東吾妻町下水道事業特別会計予算案を議題といたします。

本件については、去る3月6日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長。

（総務建設常任委員長 浦野政衛君 登壇）

○総務建設常任委員長（浦野政衛君） それでは、ご報告を申し上げます。

去る3月6日の本会議におかれまして、総務建設常任委員会へ付託されました議案第7号平成24年度東吾妻町下水道事業特別会計予算案について、3月8日、第1委員会室におきまして、委員全員出席のもと、上下水道課長さんの出席を求め、新年度予算の説明を受けた後に慎重に審査を行いました。

公共下水道事業、浄化槽整備事業、農業集落排水事業の各事業において加入者をふやすべく積極的なPR活動に努めるよう当委員会としても、要請をいたしてまいりました。

なおかつ、この事業については独立採算を目指して、なるべく一般会計からの持ち出しをしないよう極力この特別会計にあるような状況の中で事業運営に当たっていただきたいということも、この委員会としてもつけ加えてあります。

また、集合処理の公共下水道、農業集落排水に比べ、災害時には、合併浄化槽については、比較的強い個別処理の合併浄化槽というふうなことであります。

また、この24年度の予算につきましては、合併浄化槽140基を見込んでいるというふうなことでありますが、昨年から県の補助金のほうもあるというふうな観点から、合併浄化槽の設置の住宅がふえてきているというふうなことでありますので、担当課長さんの説明では、この当初組んだ140基の基数がオーバーするようであれば、今後、また次の議会、6月、9月、12月とある中で補正をお願いして対応していきたいというふうな回答もいただいております。

そういった中でこの東吾妻町下水道事業特別会計につきましては、総務建設常任委員会では慎重審査を行った結果、全会一致で可決というふうなことで意見の一致をいたしました。

本会議におかれましても、よろしくお取り計らいますようお願いを申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようでありますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

よって、本件は可決されました。

◎議案第8号の委員会審査報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第21、議案第8号 平成24年度東吾妻町簡易水道特別会計予算案を議題といたします。

本件については、去る3月6日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長。

（総務建設常任委員長 浦野政衛君 登壇）

○総務建設常任委員長（浦野政衛君） それでは、ご報告を申し上げます。

去る3月6日の本会議におかれまして、総務建設常任委員会へその審査を付託されました議案第8号 平成24年度東吾妻町簡易水道特別会計予算案につきまして、3月8日に第1委員会室におきまして、委員全員出席のもと上下水道課長さんの出席を求め、新年度予算の説明を受けた後、慎重に審査を行ってまいりました。

簡易水道事業の歳出のほとんどは、施設の維持管理費に係る経常経費的なものであり、一般会計から909万8,000円の繰り入れがされておるといふことでもあります。これも、やはり一般会計からを当てにすることなく、本来であれば、特別会計でありますから、企業努力をしてもらって、なるべく一般会計に頼らない運営が理想なんですが、なかなか料金を上げれば、その差額が一般会計からの補てんが少なくて済むというような状況は、担当課長さんのほうから説明をいただきましたけれども、昨年ですか、簡水につきましては、旧東村と吾妻町が料金改定をして、ちょうどすり合わせたばかりのときでありますから、なかなかここへ来てまた料金の値上げというのは無理でしょうから、委員会といたしましては、当面の間は今の状況を保ちつつ、やはり5年、10年の間には料金改定も必要かなというふう

な意見もつけ加えてあります。

また、利用料の料金が回収にならなくて、未納になっているような人にも回収の努力に努めていただきたいというふうなことも、当委員会としてもつけ加えてあります。

また、放射能物質の測定は継続して実施をしているということでもあります。

また、委員会といたしましても、安全・安心で安定した水を町民に引き続き供給することが大切というふうなことを、以上申し添えた上で、当委員会では全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

本会議におかれましても、よろしくお取り計らいくださいますようお願いを申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようでありますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

よって、本件は可決されました。

◎議案第9号の委員会審査報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第22、議案第9号 平成24年度東吾妻町水道事業会計予算案を議題といたします。

本件については、去る3月6日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長。

(総務建設常任委員長 浦野政衛君 登壇)

○総務建設常任委員長(浦野政衛君) それでは、ご報告を申し上げます。

去る3月6日の本会議におかれまして、総務建設常任委員会へ付託されました議案第9号 平成24年度東吾妻町水道事業会計予算案につきまして、3月8日、第1委員会室におきまして、委員全員出席のもと上下水道課長さんの出席を求め、新年度予算の説明を受けた後に慎重に審査を行ってまいりました。

営業収益は、給水世帯の増加に伴い若干の増収となっておりますというふうな説明がありました。人口は減っているんでありますが、給水戸数はふえたというふうなことでありますが、この要因というのは、今まで空き家のアパートだったとか、新しいうちができたとか、そういう人たちが新たに水道を引いて供用開始した、そういう観点から給水世帯の増加があったというふうなことで説明を受けております。

また、この水道事業についても、水道の利用料の未収金があるというふうなことで、これもやはり当委員会といたしましては、なるべく徴収率も100%に近いようなものに努力をしていただきたいというものを当委員会といたしましては、担当課のほうに申し添えてあります。

また、上水道関係につきましては、古い石綿管、要するにアスベストを含んだ古い発がん性物質を持った本管の布設の部分があるんだそうではありますが、これが、今年度の24年度の予算が約1キロぐらい、1キロがちょっと欠けるぐらいでいくと、あと10年ぐらいかかるというふうなことでありますが、これも上下水道課長のほうにしてみると、やはり町民の皆さんに安全・安心な水を供給するためには、10年とは見込んでおりますが、なるべく早い時期の中で予算をつけて、余り向こうに行かないうちに古い石綿管の布設がえをしたいというふうな回答もいただいております。

そんな観点からいたしまして、総務建設常任委員会といたしましては、当委員会全会一致で原案どおり可決するという事に決しましたので、本会議におかれましても、よろしくお取り計らいくださいますようお願いを申し上げます。

○議長(菅谷光重君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

よって、本件は可決されました。

ここで休憩をとります。

3時10分再開といたします。

(午後 2時59分)

○議長（菅谷光重君） 再開いたします。

(午後 3時10分)

◎議案第10号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第23、議案第10号 平成23年度東吾妻町一般会計補正予算（第7号）案を議題といたします。

本件については、去る3月6日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 特にないようでありますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

よって、本件は可決されました。

◎議案第11号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第24、議案第11号 平成23年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案を議題といたします。

本件については、去る3月6日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようでございますので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 特にないようでありますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

よって、本件は可決されました。

◎議案第12号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第25、議案第12号 平成23年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案を議題といたします。

本件については、去る3月6日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようございますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

よって、本件は可決されました。

◎議案第13号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第26、議案第13号 平成23年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計補正予算（第3号）案を議題といたします。

本件については、去る3月6日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

よって、本件は可決されました。

◎議案第14号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第27、議案第14号 平成23年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

本件については、去る3月6日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 特にないようでありますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

よって、本件は可決されました。

◎議案第15号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第28、議案第15号 平成23年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）案を議題といたします。

本件については、去る3月6日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようでありますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

よって、本件は可決されました。

◎議案第16号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第29、議案第16号 平成23年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第4号）案を議題といたします。

本件については、去る3月6日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(菅谷光重君) 特にないようでありますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(菅谷光重君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(菅谷光重君) 起立全員。

よって、本件は可決されました。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(菅谷光重君) 進行の声がかかりました。

進行させてもらいます。

◎議案第29号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(菅谷光重君) 日程第30、議案第29号 ひがしあがつま地域活動支援センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件については、去る3月6日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(菅谷光重君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(菅谷光重君) 特にないようでありますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(菅谷光重君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は

起立願います。

(起立全員)

○議長(菅谷光重君) 起立全員。

よって、本件は可決されました。

◎議案第30号、議案第31号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(菅谷光重君) 日程第31、議案第30号 町道路線の廃止について及び日程第32、議案第31号 町道路線の認定について、一括議題といたします。

本件については、去る3月6日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(菅谷光重君) 質疑もないようでありますので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(菅谷光重君) 特にないようでありますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(菅谷光重君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。最初に、議案第30号 町道路線の廃止についての採決を行います。

本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(菅谷光重君) 起立全員。

よって、本件は可決されました。

次に、議案第31号 町道路線の認定についての採決を行います。

本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(菅谷光重君) 起立全員。

よって、本件は可決されました。

◎延会について

○議長（菅谷光重君） お諮りいたします。本日の会議はこれをもって延会したいと思います。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

◎延会の宣告

○議長（菅谷光重君） したがって、本日はこれをもって延会することに決定をいたしました。
なお、次の本会議は3月15日午前10時から開きますから、ご出席のほどお願いをいたします。

本日はこれをもって延会いたします。

お世話になりました。ありがとうございました。

（午後 3時26分）

平成24年 3 月 15日 (木曜日)

(第 4 号)

平成24年東吾妻町議会第1回定例会

議事日程(第4号)

平成24年3月15日(木) 午前10時開議

- 第1 請願書の委員会審査報告
- 第2 発委第1号 意見書の提出について(医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金減額措置の廃止を求める意見書)
- 第3 発委第2号 要望書の提出について(医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金減額措置の廃止を求める要望書)
- 第4 閉会中の継続審査(調査)事件について
- 第5 町政一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 菅谷光重君 | 2番 | 佐藤聡一君 |
| 3番 | 根津光儀君 | 4番 | 樹下啓示君 |
| 5番 | 山田信行君 | 6番 | 水出英治君 |
| 7番 | 轟徳三君 | 8番 | 茂木恒二君 |
| 9番 | 金澤敏君 | 10番 | 青柳はるみ君 |
| 11番 | 須崎幸一君 | 12番 | 浦野政衛君 |
| 13番 | 一場明夫君 | 14番 | 橋爪英夫君 |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-----|-------|------|-------|
| 町長 | 中澤恒喜君 | 副町長 | 渡辺三司君 |
| 教育長 | 高橋啓一君 | 総務課長 | 高橋春彦君 |

◎開議の宣告

○議長（菅谷光重君） 皆さん、おはようございます。

連日、お世話になります。

ただいまより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（菅谷光重君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

なお、本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受付の際にお渡しをした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴なさいますよう、よろしくお願いをいたします。

また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際に、お返しくださいますようお願いを申し上げます。

◎請願書の委員会審査報告

○議長（菅谷光重君） 日程第1、請願書の委員会審査報告を行います。

平成23年請願6号 子ども・子育て新システムの導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出を求める請願書につきましては、平成23年第4回定例会において、文教厚生常任委員会にその審査が付託され、本定例会までの閉会中の継続審査となった事件であります。

去る3月8日、文教厚生常任委員長から会議規則第75条の規定によって、引き続き次期定例会までの閉会中の継続審査の申し出書の提出がされております。

本件については、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ござい

ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅谷光重君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎発委第1号、発委第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長(菅谷光重君) 日程第2、発委第1号 意見書の提出について(医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金減額措置の廃止を求める意見書)及び日程第3、発委第2号 要望書の提出について(医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金減額措置の廃止を求める要望書)を一括議題といたします。

提出者は趣旨説明を願います。

文教厚生常任委員長。

(文教厚生常任委員長 青柳はるみ君 登壇)

○文教厚生常任委員長(青柳はるみ君) それでは、ご説明申し上げます。

現在、群馬県においては子供の医療費無料化を実現しており、しかしながら国は、このような現物給付を導入している自治体に対してペナルティーとして国民健康保険の国庫負担金減額措置を講じている現状であります。

国が本来果たすべきセーフティネットを担う地方自治体の努力や独自性を阻害するものであります。

よって、医療費助成制度の現物給付の実施に伴う国庫負担金減額措置を直ちに廃止するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上、医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金減額措置の廃止を求める意見書を提出する報告をいたします。

それでは、要望書。

医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金減額措置の廃止を求める要望書。

現在、経済的負担を軽減し、安心して医療が受けられるよう、子ども、重度心身障害者、母子世帯等の医療費の自己負担分を補助する医療費助成制度が、全国の地方自治体で実施さ

れている。

特に群馬県においては、平成21年10月以降、県と市町村とが連携して中学卒業までの子どもの医療費無料化を全国に先駆けて実現しており、少子化対策や子育て環境の充実に大きな役割を果たしている。

しかしながら、国はこのような単独の医療費助成制度の現物給付が「安易な受診の助長につながる」との理由から、現物給付を導入している自治体に対し、ペナルティーとして国民健康保険の国庫負担金減額措置を講じている現状であり、このことは、国が本来果たすべきセーフティネットを担う地方自治体の努力や独自性を阻害するものである。

よって、国においては、地方単独の医療費助成制度の重要性や必要性に鑑み、医療費助成制度の現物給付の実施に伴う国庫負担金減額措置を直ちに廃止するよう強く要望書する。

以上が要望書であります。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

12番、浦野議員。

○12番（浦野政衛君） 今、文教厚生常任委員会の委員長さんにこの委員会発議の2つの意見書、要望書の趣旨説明をしてもらいましたが、どこのあて先に出すんだか、またその常任委員会としては全会一致でそれを出すというふうに決まったのか、それが報告がわからないので、教えていただければと思います。

○文教厚生常任委員長（青柳はるみ君） 常任委員会では、全会一致で決まりました。

意見書に関しては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官あてに出します。

要望書に関しては、衆議院議員、参議院議員あて、県選出国會議員あてに出します。

○議長（菅谷光重君） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） ないようですので、質疑を打ち切らせていただきます。自席にどうぞ。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようでございますので、自由討議を打ち切ります。

続いて討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。最初に、発委第1号 意見書の提出について（医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金減額措置の廃止を求める意見書）の採決を行います。

本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

次に、発委第2号 要望書の提出について（医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金減額措置の廃止を求める要望書）の採決を行います。

本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎閉会中の継続審査（調査）事件について

○議長（菅谷光重君） 日程第4、閉会中の継続審査（調査）事件についてを議題といたします。

各委員会において審査、調査を実施され、それについて報告がありましたらお願いをいたします。

初めに、文教厚生常任委員会。

（「特にありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 総務建設常任委員会。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 議会運営委員会。

（議会運営委員長 橋爪英夫君 登壇）

○議会運営委員長（橋爪英夫君） それでは、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

昨年11月に議会報告会をお世話になりましたけれども、その後取りまとめと、いろいろ各議員さんにお世話になりました。そして、最終段階として町執行部にもいろいろなご回

答をいただいたわけであります。大変ありがとうございました。

まだ、一部報告のない部分もありますけれども、いずれにせよ、その最終まとめとして、今定例会会期中に総務建設常任委員会並びに文教厚生常任委員会で、その詳細についていろいろ検討していただいたわけであります。最終的にその検討したものを、今度は最終まとめとして、各地区の参加いただいた皆さんにその結果の報告をしたいということで、今月末の29日を一応予定としておりますけれども、その辺のところでは議会運営委員会を開催して、詳細についてまた皆さんにお願いするという手順にしたいと思っております。

参加していただいた皆さんにお話をいただきながら、24年度の議会報告会はなお一層活発にできる源となれば大変ありがたいと思っている次第でございますので、ぜひご多忙の毎日かと思っておりますけれども、そのように手配をお願いしたいということでお願いする次第でございます。

どうぞよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（菅谷光重君） ハッ場ダム対策特別委員会。

（ハッ場ダム対策特別委員長 水出英治君 登壇）

○ハッ場ダム対策特別委員長（水出英治君） 12日の全員協議会で課長より詳細な説明がありました。

このことについて、またここで同じことを説明をするということがないと思っておりますので、報告はなしということにさせていただきます。

○議長（菅谷光重君） 行財政改革推進特別委員会。

（行財政改革推進特別委員長 金澤 敏君 登壇）

○行財政改革推進特別委員長（金澤 敏君） それでは、行財政改革推進特別委員会の報告をさせていただきます。

去る3月9日、第1、第2委員会室において、町長、副町長、総務課長、企画課長出席のもと、委員会を開催いたしました。

今回の当委員会には、まず総務課長より東吾妻町職員定員適正化計画案が示されました。これは、第2次行政改革大綱においても重点項目と位置づけさせられたことによります。

平成18年度から22年度までの間は定員、給与の適正化、これにより職員数は250人から22年4月1日には220人と計画を上回る12.0%、人数として30人達成されております。ただここ数年、職員採用が控えられていたため、当町職員の年齢別構成は極端な逆三角形となって

いる特徴が報告されました。

さらに、今後数年で大量退職職員が見込まれていることから、職員構成の平準化や継続性を図るため、職員の新規採用は計画的に進めたいとの考えが示されました。そのためには早々に新たな適正化計画策定が必要との報告であります。

そして、質疑応答の中で、この計画案の中の適正と思われる職員数の根拠について疑念が出され、そもそも行革として突き詰めた職員数を追求すべきで、同規模の自治体との比較としての数字合わせ的なことでは行革の名に値しないのではないかというような厳しい意見も出されました。加えて、内部での検討においては限界があるので、外部の意見を聞く制度をつくることを求めるという意見がありました。

これに対して町長は、検討することと答えました。

執行部からの継続性のある職員構成の構築を目指すことや、職員のスキルアップの必要性から、今ある研修制度を活用していく方向性が示されましたが、果たしてそれだけの研修でいいのか、もっと大胆な研修が必要ではないかとの意見もあります。ほかにも、専門職について、臨時職員の給与の見直し等にも多くの意見や提案が出されました。これらの各委員の意見や提案に対して、再度執行部が検討して、次の案を出してくると思われま

次に、企画課長から、改革プランの全体像として実施計画におけるこの1年間の進捗状況の説明及び解説が行われました。

質疑では、この1年間の進みぐあいの具体的な点について説明を求めたことに対し、実質公債費比率や将来負担比率の数値が下がっていることで、行革が進んでいることを理解してほしいとのことですが、交付税等の分母が少し変化するだけで、その数値が変動することも認めております。加えて、有利な過疎債も精査しながら組み立てているので、その点も考慮に入れるよう要望がありました。

集中改革プランの一環として、町長に対して町政懇談会開催を求める提案が出されましたが、町長は、6月をめどに行うことを明言いたしております。集中改革プランの各項目にもさまざまな質疑と応答がありましたが、今回の報告はボリュームがあったため、各項目の質疑応答に十分な時間がとれなかったことから、委員各位でも今後も担当課を通じて調査、検討することとし、議会閉会中も委員会を開催する方向を確認しました。

以上で行財政改革推進特別委員会の報告といたします。

○議長（菅谷光重君） 議会広報対策特別委員会。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 以上で各委員会からの報告を終わります。

次に、次期定例会までの閉会中の継続審査（調査）事件について、お手元に配付のように各委員会から申し出がありました。

お諮りいたします。各委員会から申し出のように、閉会中の継続審査（調査）事件として決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

各委員会の閉会中の継続審査（調査）事件が決定いたしました。

◎町政一般質問

○議長（菅谷光重君） 日程第5、町政一般質問を行います。

◇ 根 津 光 儀 君

○議長（菅谷光重君） 3番議員、根津光儀議員。

（3番 根津光儀君 登壇）

○3番（根津光儀君） 議長のお許しを得て発言いたします。

東日本大震災から丸1年たちました。改めて、犠牲になられた方々に追悼の意をあらわすとともに、復興に取り組んでいる多くの方々のご努力に敬意を申し上げます。

昨年3月15日から16日にかけて、わずかばかりの雪が降りました。このとき我が町にも被害が及んでしまったのではないかと考えられる、それが放射能問題です。さまざまな報道の中で、当町にも被害が及んでいると認識されてから、有効な対策を打つことができないまま時間が経過し、子供たちは不安の中に浸されたままです。

昨年12月定例会において、金澤議員の一般質問の中で、学校の中において1マイクロシーベルト毎時を超える場所がありますとの指摘に対して、町長は、学校施設なので、早急に対策をするとお答えになりました。

また、面的な除染は国の補助を受けてやっていくのですかという私の質問に対しての答え

は、特措法の網のかからない部分は町としてやっていく、やる以上は徹底してやる、風評被害を防ぐためにも除染は徹底的にやると、力強い決意を語ってくださいました。

3月のこの議会全員協議会において、東吾妻町放射能物質除染計画が示されました。この計画書からは、町長の力強いあの言葉、取り組みの根底になる理念というべきものが読み取れません。ただ一言、特措法に基づくとしか表記されていません。これだけはやり抜くのだという事柄、実行に当たって迷ったら立ち戻って確認すべき基本的な考え方が明記されていません。放射能問題、特に除染に当たって、町長の基本理念をお示してください。

子供の生活圏における放射能問題について伺います。

子供の生活圏については、地表の数値を基準にするというふうに述べられておりますが、その方針に変わりはないですか。

子供の生活圏における放射線数値について現在どのようにとらえているのかを教えてください。今までの調査と対策によって、どの程度除染されたか、十分されたとお考えなのか聞かせてください。

また、仮置き場について、学校、保育所等においては、施設内保管は避けるべきと考えますが、町長の考えを伺います。

次に、面的除染対象地域及び居宅付近の高線量箇所の対策について、いまだに調査機関による正式調査も行われていませんが、今後のスケジュールを教えてください。

以上で、自席に戻らせていただきます。

○議長（菅谷光重君） 答弁願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、根津議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の東吾妻町放射性物質除染計画の基本的な理念でございますが、町では、除染実施の取り組みとして、町民の皆さんの不安を解消し、安心した生活ができるよう、原子力災害対策本部が示した除染に係る緊急実施基本方針及び市町村による除染実施ガイドラインに基づき、長期的な目標として追加被曝線量が年間1ミリシーベルト以下、地上1メートルの空間放射線量率が毎時0.23マイクロシーベルトになることを目標としております。

特に、子供の生活圏である保育所、幼稚園、小学校、中学校等を最優先に行い、実施後もきめ細かなモニタリング調査を継続して、高い数値が発見された時点で除染を行います。

町では、さらに子供が健康で安心・安全な生活ができるよう計画的に除染を行います。

2点目のご質問ですが、子供の生活圏においても地上1メートルの空間放射線量率、毎時0.23マイクロシーベルトを基準とし、地上5センチメートル、地上50センチメートルの測定も行っております。

昨年6月より実施をいたしました除染箇所、マイクロホットスポットは、地上部分における毎時0.23マイクロシーベルト以上であり、議員お尋ねの件は、空間放射線量を基準にしております。

また、保育所では、昨年6月21日、最初の放射線量の測定を行いました。空間線量は基準値の毎時0.23マイクロシーベルト以下でしたが、雨どいの下は0.5マイクロシーベルト以上でしたので、翌日除染を行いました。

さらに、10月上旬、保育所の裏庭等の雨どい排水箇所においても放射線量の高いことがわかり、除染を行ってまいりました。

その後の12月補正予算で、放射線測定器を購入し、ことしの1月中旬からは、各保育所で定期的に屋内、屋外4から7地点の定点測定を行っておりますが、その数値は、いずれも毎時0.23マイクロシーベルト以下であり、問題ない数値で推移をしております。

なお、管内小・中学校でも、除染関係ガイドラインで示されております測定方法により、放射線量の調査では、基準値以上の学校等はございませんが、雨どいの下や側溝、排水溝入り口など、放射性物質が一定範囲に集中しやすい箇所では、汚染場所は小面積ですが、高い線量を示す傾向がありますので、局所的に線量の高い場所を把握し、対応していくことが児童生徒等の受ける線量を、確実に低減することができると考えますので、表土を削り取るなどの除染をできるだけ進めてまいりたいと考えております。

3点目のご質問ですが、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づき、汚染状況重点調査地域に指定されたため、東吾妻町除染実施計画を策定し、実施するものでございます。

地域は、東吾妻町大字郷原及び矢倉の一部であり、主に古谷行政区付近を予定をしております。

除染方法につきましては、除染関係ガイドライン及び環境省が定める放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱の内容に沿って除染を行います。

議員ご質問の私有地につきましては、建物の壁面等の清掃、あか取り及び雨どい・側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去、枝葉の剪定、落葉の除去、除草などがございます。

今後も、定期的にモニタリング調査を行い、空間放射線量の高い地域がわかった場合は、早急に計画の変更を行い、除染を実施してまいります。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君） 3番、根津議員。

○3番（根津光儀君） 自席から質問させていただきます。

子供たちの生活圏についてのことで、まずもう少し詰めた話をしていきたいと思うんです。現在、町長は各施設の4カ所から7カ所を定点測定しているというお話でしたけれども、それはもう四隅と真ん中2カ所とかそういったことで、何ていいますか、ここはもしかしたら高いのではないかとか、そういった予想をしないでやっている。ただ図面的に平均的にこんなところという感じで選定なさっていくんでしょか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、測定の担当者がその施設の高いと思われる箇所を定点として測定しているというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 3番、根津議員。

○3番（根津光儀君） 町の側で、あるいは教育現場でどのようにとらえているのかがちょっと私はその資料を知らないのですが、この場に話を出すことができないんですが、私ども議員は何回かそれぞれの活動の中ではかって、そしてそれを町民課のほうにおつなぎして、また教育委員会のほうにもつないでもらってあるわけですけれども、部分的に非常に高い箇所がある。それはまさに非常にという言葉をつけてもいいくらい、0.23マイクロシーベルト毎時というのを一つの境目とするのであれば、10倍近くも高い線量が観測されている場所があるということを町長はご存じでしたか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） このお答えのところでも、既にマイクロホットスポットと思われるところは、除染を行っているところでございます。また、今後測定を進めた段階でそのような箇所があれば、除染を進めるということになっております。

○議長（菅谷光重君） 3番、根津議員。

○3番（根津光儀君） 既にわかった場所は処置をしたというお答えですけれども、私どもが測定して、そちらのほうにおつなぎして、なかなか改善されない箇所もあります。そういったところをきちんきちんとまずすることも大切ですし、それから、何度も測定を体験してみた結果、一つの傾向というのが読み取られてきました。執行部側が、あるいは教育委員会が

どういふふうにとらえているかは存じませんが、私の印象では、校庭に一度満遍なく放射性物質は注がれたというか、舞いおりてしまったと、これはもう間違いのないことだと思うんです。それはだれでもそういうふう想像できると。今度は高い場所があるというのは、どうしてその場所が高くなっていってしまうのかということですが、一つには、子供の靴の裏について運ばれるということがあります。それがある程度考えられるというのが、学校の子供たちの玄関の出入り口の下部分がスロープの下が高い。それから、遊具の付近が高いということで、それはどうも子供たちが運んでいってしまった、そういうことがあった、それが今も続いているというふう考えざるを得ない。

それともう一つは、水の影響だと思います。これは早くから水の影響ということはいろんなところで言われてきたので、それも確かにあると思うんです。そうであるならば、現在私が測定したところで校庭の真ん中、あるいは真ん中付近であって、0.2前後のところもかつては高く、そこまで子供たちに運ばれて少しずつ下がったんだと思うんです。このことを改善するためには、局所的なところだけを削って、また子供たちに運ばせるというのは余りにもひど過ぎると思います。一度校庭をある程度のレベルに下げるといふふうなことをしていけないと、絶対にだめだと思います。学校だけは、ぜひ下げてほしい。そういうふう切に願うんです。

それはどうしてかという、私が今、面的除染の特措法のことと私の集落を調べてみますと、0.23をはるかに超えている場所があります。子供たちは学校が終わればこの地域へ帰ってくるんです。保育所が終われば母に抱かれてそこへ戻ってくるんですよね。家に帰ってきてても被曝を続ける。そして、学校に行っても被曝を続けるというのでは、これは逃げるところがないと思うんです。とにかく子供たちが学校あるいは保育施設にいる間だけは、この事態が起きる前の放射能問題が起きる以前の数値にできるだけ近づけてほしいと思うんです。

ちなみにの話ですけれども、東吾妻町国民保護計画というのがあります。これは、一朝有事、戦争のような、あるいはテロが起きたときのためにつくってあるものですが、この中に放射性同位元素と主要施設の占拠というような表記がありますけれども、放射性同位元素どころか、核施設が機能不全になって今この事態が起きていて、まさに事態と言わなければならないのがここに起きているわけですから、ぜひやってほしい。

それから、国民保護のことで言えば、戦前、太平洋戦争のときの日本とドイツでは、国民の負傷者、死亡者が全然違う。ドイツのほうが圧倒的に少ない。ただし、落とした爆弾の量はほぼ同じだということですね、連合軍が。それはどうしてかという、ドイツは国民を保護

したんです。我が国は国民を動員したんです。だけれども、その我が国であっても、子供だけはその時保護したんです、学童疎開という形で。ぜひこの事態に及んで、我が町は我が町の子供たちを保護してほしい。それが私たち大人のとるべき最大の今、道なんだと思います。

それから、ぜひそのことを町長お考えになって、学校だけは徹底的にやる。保育所施設は徹底的にやる、それから、それに準ずる子供たちの集まる場所は、徹底的にやるということをぜひここで述べていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 根津議員が努力して、測定いたしましたそのデータというものもあるわけでございます。また、町民課でもあります。教育委員会でもあると思いますけれども、やはりそれを例えばAという学校に関するデータを3者がその現場で、それぞれ測定地点を明確に精査しながら、その放射線量についてもう一度確認をして、そして除染を早急にするなら除染をする。そういうことを協議していきたいというふうに思っております、私、現在。

○議長（菅谷光重君） 3番、根津議員。

○3番（根津光儀君） 私の数値が間違っておられるかのような言い方をされて、非常に不満です。私ども議員が一生懸命はかった数値が町長は間違っているというふうにおとりですか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そういうことではございません。

やはり測定地点の確認ですとか、あるいは放射線の測定器、そういうものの誤差もあるかもしれません。根津議員さんののが合っていて、町民課のが合っていないだとか、そういうことでございますので、そこら辺は余り勘違いしないように。

○議長（菅谷光重君） 3番、根津議員。

○3番（根津光儀君） 町民課からお借りした器械ではかって、町民課の担当の方が数値を補正してくれた数値です。だから、町民課標準の数値です。

それから、学校があるいはその定点測定と話ししましたがけれども、そもそも定点も大切かもしれないけれども、日々動く子供たちのことを思えば、物事は動いているんです。とどまっていないんです。とどまっていないからこういう事態が起きているんです。

とにかく、一刻も早く校庭の全面的な除染ということをしていただきたいと切にお願いいたします。それは大人の務めだと思います、私たちの。だって子供に学校に来い、そう言っているんですから。その学校がちょっと行かせらんねいやいというような状態では、これは困る。それは基準はいろいろあるかもしれない。でも、地域も高いんです。地域の家庭、く

まなく役場で入り込んでからせてくれ、それで除染させてくれと言うわけにはこれはいきません。地域の方は地域の方で自分の考えの中でやるしかないので、そうすると、子供たちはいつまでたってもある程度の被曝から免れないということになります。ぜひそこをもう一言お願いします。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） はい、わかりました。

特に、学校ですとか、子供たちが集う場所につきまして、保育園、幼稚園等につきまして、もう一度根津議員立ち会いのもと、教育委員会、あるいは町民課ともによく現場を精査する、まずそれが一番の重要なことだというふうに思っておりますので、それから始めたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 3番、根津議員。

○3番（根津光儀君） 私が立ち会わなくても、あれですよ、想像をちょっと持ってもらえば、子供たちがここへ来るのかと思えば、校庭の真ん中にずっとたたずんでいる子供も確かにいるかもしれないけれども、ほとんどの子供たちは遊具、鉄棒のそばに行くんです。そういったところが高いかどうか。それから、必ずどの子も出入りする玄関スロープ、そのところがどうなっているかということは、これはだつてまず一番最初にすべきことだと思います。

そのことばかりやっても仕方がないので、ちょっと面的除染のことで一言言いたい。確認したいということがあります。

面的除染でこういったのが配られました。面的除染じゃないですよ。農家の土地のこと、畑地なんかの耕作のことで、入ってきましたけれども、これ特措法上のことでなくて、春になればどんどん作業が始まっていきます、農作業が。もうこの時期、果樹は剪定が済んでいるし、それからバレイショの作付も土が乾けばもうすぐ始めるでしょう。そういったときに当たって、こういった大変なカラー刷りでいいお知らせなんですけれども、もう一つお願いしたいのは、ここに書いてあること、カリ肥料や、そういったものを散布すると、下げることができるのであれば、カリ肥料、あるいはゼオライト粉末等の散布に対して、補助金を出しますというようなことができるなら非常にありがたいし、そういうことであれば、農家も対応するのがより速くなるのかな、一つの政策的誘導として非常に有意、そのときにただやるんじゃないで、肥料に対して補助金を出しますと、申請会に来てくださいと。そこで耕作等の講習的指導などもできれば、より効果が上がるのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 肥料の件でございますけれども、そういうものは県の農業事務所等と相談をして、原課のほうでその点につきまして調査研究をしてみたいというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 3番、根津議員。

○3番（根津光儀君） もう季節が季節ですから、ぜひ急いで取り組んでいただけるとありがたいと思います。

それから、特措法上の面的除染のことで伺いますが、これも本当にどんどん季節が移ろって行って、農家はしなければならないこと、本当にどんどんやっていくわけですよね。耕せば減っていく、そうすれば何ていうんですか、特措法の対象から外れていくというのでは、余りにもちょっと傍観視的過ぎないかなと思います。一刻も早い調査機関による調査を実施していただけるように、町のほうからもこの特措法の当町での実施について国のほうに督促というか、お願いをしていただきたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） この件につきましては、県を通じて国のほうにそういう要望を町として上げるように考えていきたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 3番、根津議員。

○3番（根津光儀君） ぜひよろしく願いいたします。

時間もう数秒でしょうけれども、学校あるいは保育所等の子供たちの生活圏についての除染、そこへ行けば子供たちは被曝から免れるのだという状況をぜひつくり出していただきたいので、そのことを切にお願いいたしまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 何点か根津議員のほうからご要望も出されましたので、町といたしまして努力をしてみたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 以上で、根津光儀議員の質問を終わります。

ここで休憩をとります。

再開を11時5分といたします。

（午前10時54分）

○議長（菅谷光重君） 再開いたします。

（午前 11 時 05 分）

◇ 須 崎 幸 一 君

○議長（菅谷光重君） 続いて、11番議員、須崎幸一議員。

（11番 須崎幸一君 登壇）

○11番（須崎幸一君） ただいま菅谷議長の許可をいただきましたので、一般質問を通告書に基づき質問いたしたいと思っております。

この町が抱える大きな問題の一つであります財政健全化に向けてのさまざまな施策の中に、町有財産の適正な管理、活用があります。その中には、目的を持った行政財産と言われるものや、そのほかに普通財産がございます。こうしたものを有効に利用するためには、まず現状の把握を行い、検証をすべきであると考えます。

そこで、町として施策に基づいた計画により、取り組むべき町有財産の有効利用について質問をいたします。

町有の土地や施設、特に普通財産である土地、建物等の利用と、今後財産取得する予定の利用についてでございますが、具体的に申し上げますが、各地区にある町有地、箱島農村公園用地、旧岩島第一、第二小学校用地、旧坂上幼稚園、旧坂上中プール跡地等をどのように考えているのか。

それから、町営施設でございますけれども、3つの温泉施設、そして特別養護老人ホームいわびつ荘や国民宿舎榛名吾妻荘、これらについて将来現状維持でいくのか、また、違う形で有効活用をするのかお聞きいたします。

次に、町有林の有効利用についてでございますけれども、間伐を中心とした維持管理だけではなくて、伐期齢に達する人工林の利用等の検討や林地の売り払いについてどう考えているか。

次に、町営住宅の解体後の土地利用の検討はどのようになっているのかということござ

います。現状の更地のまま、当分の間置いておくのか、また、町営住宅の建設を行うのか、それとも、土地の売却をするのかという問題でございます。

最後でございますけれども、今後、土地及び施設を新規に取得する計画等についてでございます。八ッ場ダム関連工事によりまして、岩島地区の廃線となる鉄道用地を取得して、観光振興として利用する計画を検討したらいかがというふうな提案をさせていただきます。

以上のことについて、質問をいたします。

○議長（菅谷光重君） 町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、須崎議員のご質問にお答えをいたします。

現在の町有財産の有効利用と、今後財産取得する予定の利用についてですが、まず1点目の各地区にある町有地ですが、現在有効活用するための明確に示せるようなものは現在ございません。

箱島農村公園用地につきましては、住宅団地として、また企業誘致をして雇用の場の確保というような声や考え方があろうかと思えます。また、廃校となった旧岩島第一小、第二小学校につきましては、現在、倉庫として利用しております。旧坂上幼稚園跡地につきましては、現在ドクターヘリの離発着所として使用しております。いずれにいたしましても、今後このような集約をされた土地の有効活用につきましては、各方面からのご意見をいただきながら計画を練っていきたいというふうに考えております。

2点目の町営施設の将来でございますが、施設ごとに行政改革の取り組みや管理運営状況、設置目的など事情が違うものと考えております。

まず、3つの温泉施設のうち、あづま温泉「桔梗館」につきましては、平成23年4月1日より指定管理者制度へ移行し、平成28年3月31日までの5カ年間、管理運営を民間事業者にゆだね、質の高いサービス提供など、指定管理者が創意工夫を始めており、1年目が経過する中で、ある程度の成果が出始めているというふうに思っております。引き続き、指定管理期間中は、事業課を中心に指定管理者の実施管理やモニタリングに努めてまいります。

次に、吾妻峡温泉天狗の湯でございますが、天狗の湯につきましては、建設課ダム対策室で運営管理を行っております。現在、行政改革推進本部において検討を進める方向と、町ダム対策協議会の八ッ場ダム下流域振興検討部会、この部会は地域の組織代表者で構成をしておりますが、天狗の湯を含むふれあい公園を中心とした吾妻溪谷周辺の振興策について検討を始めております。ふれあい公園の完成を平成25年度と計画をしており、天狗の湯、ふれ

あい公園、溪谷周辺パーキング等の運営管理方法についても具体化していきたいと考えております。

そして、複合施設「岩櫃ふれあいの郷」内の岩櫃城温泉センターでございますが、第2次行政改革大綱実施計画の初年度実績でご報告のとおり、行政改革推進本部において、将来に向けた方向性を検討してまいりました。

平成24年度以降も、行政改革推進本部を中心に、別の施設への転用を含め、「岩櫃ふれあいの郷」施設全体の有効活用方法について検討を進め、最終的には東吾妻町公共施設のあり方検討委員会のご意見をいただいた上で判断をしてまいりたいというふうに思っております。

続いて、特別養護老人ホームいわびつ荘ですが、いわびつ荘は昭和61年6月1日の開設以来、既に25年が経過いたしました。現在、県内には128の特別養護老人ホームがありますが、郡内は5施設です。そのうち、公設公営の施設は、このいわびつ荘のみであり、また、指定管理の施設は2施設となっております。

いわびつ荘は、平成11年度からは特別会計で運営しておりますが、あらゆる面において、非常に厳しい状況下であり、この現実のもと、速やかに指定管理者制度の導入を検討、実践していかなければならないというふうに考えております。町では、施設の経営健全化を目指し、行財政改革実施計画に掲げ、その一つの方法である指定管理者制度について、職員の処遇に関する調査など、検討を始めたところでございます。

終わりに、国民宿舎榛名吾妻荘でございますが、平成22年2月1日から平成27年1月31日までの5カ年間、指定管理者制度へ移行し、2年目が終了するところでございます。現在までの経営状況につきましては、事業課を中心にモニタリング（継続監視）を進めておりますが、町民以外の利用者にも目を向けたサービス展開に取り組み、平成23年度中は夏を中心に営業実績が増加、最終的には、年度利益額の50%を町へ納付できる見込みとなりそうでございます。

東日本大震災発生により、春先は厳しい状況でありましたが、民間のノウハウを生かしたインターネット宣伝戦略もあり、楽天トラベルの地域ランキングで、大手ホテルを押さえて3位になるなど、地場厳選食材のオリジナル創作料理が食べられる低価格の宿として、首都圏ファミリー層を中心に周知されてきているところでございます。

なお、3年目以降はさらに新たなサービス展開として、東吾妻町の観光資源を活用した体験型プランも計画中のようでございます。

このような状況から、榛名吾妻荘は指定管理期間中は現状を維持、さらにお客様が利用し

やすい施設づくりを指定管理者にお願いをしたいと考えております。

また、行政改革の取り組みとしての榛名吾妻荘のあり方につきましては、新館建設資金の起債償還が指定管理期限の平成26年度末で終了することとなり、この時点では引き続き指定管理者制度を適用するのか、または、施設を民間へ売却するのかなど、町民や有識者の皆様のご意見も伺いながら方向性を検討する必要があるというふうに考えております。

次に、3点目の町有林の有効利用でございますけれども、森林の維持管理には、植えつけをしてから下刈り、枝打ち、間伐等手入れが必要で、大変な労力と経費がかかります。伐期にある立木は、伐採後の造林に経費をかけることを考えると、皆伐して植えつけをするよりも、木材を搬出しながら収益を得る搬出間伐をするほうがよいと考えております。

近年、木材価格が低迷し、保育等の作業に大変な経費がかかるため、森林の経営は、大変厳しい状況であります。森林の整備を行わないことで、治水や二酸化炭素の吸収など、森林の持つ多面的機能が失われることとなりますので、補助金等うまく利用して、経営管理をしていきたいと考えております。

なお、町有林の売り払いについては、今のところ考えておりません。

また、町有林を利用して、フォレストック認定を行っております。

フォレストック認定とは、森林を対象として第三者機関により、森林の管理・経営に関する評価、生物多様性評価を行い、一定以上の評価を得た森林を認定するものでございます。

フォレストック認定を受けた森林の所有者は、当該森林が吸収する温室効果ガスの吸収量を販売することができます。基本的には、この収益を森林整備等に活用することで、町有林の維持管理に係る負担を軽減させようとするものでございます。

次に、4点目の町営住宅解体後の土地利用でございますけれども、町営住宅につきましては、建設年度の古い順に政策的空き家として、一定期間空き家となった時点で、取り壊しを実施しております。既に、大戸団地5戸につきましては取り壊し、土地所有者に返還をしており、上河原団地1につきましても8戸を取り壊し、上河原団地2につきましても2戸を取り壊しておりますが、両団地とも区域がまとまっておりません。

今後の土地利用につきましては、団地ごとに、借地の場合は土地所有者へ返還することを基本とし、町有地につきましては、将来の居住状況を想定した上で、集合させた形で中層化した住宅の建設と、他用途への転換等について、町営住宅管理委員会等に諮問していくことも考えていきたいと思っております。

5点目の今後土地及び施設を新規に取得する計画等についてですが、ことし2月に八ッ場

ダム下流地域振興検討部会が設立されたばかりでございます。

この部会では、八ッ場ダム下流地域の振興策を考え、地域組織の活性化対策など、具体的振興策の検討をお願いしております。既に2回ほど会合が持たれ、その中でJR廃線敷の利活用も話題に出ております。

JRの新しい線路は、松下地区から吾妻川左岸側に渡りますので、旧線路は、松下地区の分岐から吾妻溪谷の長野原町境までの間が廃線になる予定でございます。廃線になりますと、その敷地は国に帰属し、地元からの要望内容によっては、払い下げが可能だと言われております。

しかし、今のところははっきりしておりません。ただ、ダム下流地域の振興、活性化の議論の場ができましたので、この部会でも十分な議論をいただき、八ッ場ダム下流地域の活性化が図れ、観光振興に寄与されるよう期待をしております。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君） 11番、須崎議員。

○11番（須崎幸一君） 懇切丁寧な答弁をいただきましてありがとうございます。

たくさんありますので、一問一答の形式で2次質問させていただきます。

各地区にある町有地ということで、箱島農村公園用地や旧岩島第一、第二小学校、また、旧坂上幼稚園、旧坂上中プール等の跡地についてお聞きしましたけれども、現状では倉庫やドクターヘリポートとして利用しているというような答弁でございました。

また、今後について特に有効利用をするための明確な計画は予定をしていないということでもございましたけれども、現状を見ますと、まだまだその敷地等についてはいろいろ有効利用しなければならないというふうに考えておりますので、ぜひ計画をしっかり立てていただいて、若者が定着できる施策の一つとして、町営住宅の建設や企業誘致等に積極的に取り組んでいただきたいと思います。その点町長、いかがでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、昨日も申し上げましたけれども、群馬県が東京都で開催をする企業立地セミナー等の活動、あるいは京浜地区の群馬県人会等を通じて、東吾妻町ぜひ企業の皆さん進出してくれるようというふうなことで、活動しているところでございます。そのような活動を通じ、あるいは群馬県の指導も受けながら、こういった用地を有効に活用できる計画を今後立てていきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（菅谷光重君） 11番、須崎議員。

○11番（須崎幸一君） ぜひよろしくお願ひいたします。

スピーディーにやっていただける点が一番いいかなと思いますので、これも一つの懸案事項というか、今、私が申し上げた代表的な敷地につきましては広い土地でもありますので、またかなり前から課題にもなっているというふうに私は認識しておりますので、ぜひ町長、トップセールスで有効利用に向けてご努力をお願いしたいというふうに思います。

次に、町営施設でございますけれども、天狗の湯、岩櫃城温泉、あづま「桔梗館」の温泉施設、また、特別養護老人ホームいわびつ荘、国民宿舎榛名吾妻荘については、議会でも行財政改革特別委員会で議論をかなりの時間を割いて今まで重ねてきた経緯がございます。先ほどの答弁にもございますけれども、現状の利用状況から指定管理者への運営の意向、また一番新しい天狗の湯については、建設中のふれあい公園を含めて振興策等を検討することとでございます。これらについても、速やかに余り時間をかけないで計画を立てていただいて、健全な運営ができるように実行に移していただきたいと考えているところでございます。

また、特別養護老人ホームいわびつ荘につきましては、繰上償還等によりまして、起債の償還が終わったというふうに思いますので、今後、時期的には指定管理者制度の導入を図るときに来ているのかなというふうにも思いますので、この点につきましても早急に答えを出していただければというふうに思います。

それと、国民宿舎榛名吾妻荘ですが、毎年1億500万円ほどの起債償還金があるわけですが、残り3年間で償還が終わるというふうな答弁でございましたけれども、やはりこの施設の終わる機会をとらえて、答弁でもありましたけれども、ぜひ施設のあり方について、方向性を町民の皆さんに平成26年度ですか、ですから平成27年3月までにはその方向性というものをきちんと出していただきたいと思っておりますけれども、町長のご意見をお聞きいたします。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 吾妻荘につきましては、指定管理者に移行して大変よい成績になっております。また、「桔梗館」につきましても、先日のご報告のように最近非常によい状況になってきておるといふようなことで、指定管理をした効果があらわれているというふうに思っております。

天狗の湯につきましては、現在建設中のふれあい広場等を含めて、あの一帯を道の駅というふうなものへ構想を現在練っているところでございます。こういう施設を有効に利用して、町の活性化を図っていききたいというふうに思っております。

それから、老人ホームいわびつ荘でございますが、これにつきましても行財政改革委員会等でもお答えをいたしました。指定管理者制度への方向で現在進んでおるところでございます。

国民宿舎吾妻荘につきましては、今後も指定管理者制度へ移行した現在の状況を、あと3年間見きわめながら、その後のあり方について検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君） 11番、須崎議員。

○11番（須崎幸一君） 東吾妻町のこの町の大きな特徴として、たくさんの町営施設ですか、それがございます。それが現実として財政にかなりの部分で影響を私は及ぼしているというふうに思っております。財政健全化に向けてのこの町営施設のあり方を、もう前からずっと議会のほうでも検討しておりますので、町執行部においても、今、町長言われましたけれども、しつこいようで大変申しわけないんですが、きちんとした形の方向性を本当に早くにお願いしたいというふうに思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、町有林の有効利用についての答弁をいただきました。

町の町有林については、大体1,000ヘクタールぐらいあるんですか、たくさんの町有林をこの町は有しているかなというふうに思っておりますけれども、その答弁の中で、非常にすばらしい、新年度についても予算化がされておるんですか、フォレストストック認定のことが若干説明を受けましたけれども、この辺について町長もう少し具体的な説明がお願いできればと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） フォレストストック認定でございますが、このまず制度からしますと、カーボンオフセットという制度でございます。カーボンというのは二酸化炭素、オフセットというのは相殺をするという意味なんです。森林は常に二酸化炭素を吸い込んで、そして太っていくということでございまして、吸収することで地球温暖化防止をしているということでございます。

また、片や企業は、その生産活動で二酸化炭素を常に排出してしまっているわけでございます。ですから、企業としましては、排出する二酸化炭素の量をどこかで吸収してもらいたいというふうに考えているわけなんです。それを森林に求めているわけなんです。ですから、吸収していただければ、その吸収量についてお金を払いましょうという企業があるわけでござ

ございます。こういう企業はどちらかというところ、大企業、優良企業でございまして、そういう事業を行うことによって、より企業のイメージが上がってきて、そしてまた販売量が、そのイメージアップによって出てくるというふうなことを考えているわけなのでございます。

例えば、東京スタイルという女性用の用品をつくって売っている会社があるんですが、その会社がこの制度に乗り込んでまいりまして、ですから、東京スタイルというブランド名を今度フォレストスタイルというふうにしてすべて変えると、この事業がフォレストに関する事業なもので、フォレストスタイルというふうなイメージチェンジを行って、そしてまた女性に用品を売っていかうというふうなことをねらっているようでございます。そういうことで、町有林が1,000ヘクタールあるわけでございますけれども、これで大体4,200トンの——トンといたしましてもこれ二酸化炭素トンという独特な呼び方があるんですが、その機能があるというふうにフォレストストック協会の測定によって出ております。1トン当たり今そういう企業には1,000円で売れるというふうなことでございますけれども、これからフォレストストック協会が、フォレストストック協会という第三者が今仲介、プロバイダーと言っていますけれども、そこが活動して、それを販売しているところでございますので、どの程度で売ってくるかというのはまだこれからの話なんですけど、そういう制度でございまして、このような東吾妻町のような中山間地域、森林が多くある地域については、大変に有効な事業で推進をしていければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君） 11番、須崎議員。

○11番（須崎幸一君） フォレストストック認定ということで説明を具体的にいただきましたけれども、新しい取り組みかなと思いますけれども、町有林の有効利用という分かりますと非常にいいのかなと、環境保全にもつながりますし、ぜひこの点につきましても町長のすばらしい企業をこの町に参加してもらえようようなご努力をお願いしたというふうに思います。

次に、町営住宅の解体後の土地利用の検討でございますけれども、住宅政策というものはやっぱり若者がこの町に定着するための大切な政策であるというふうに私思っておりますけれども、ぜひ住民の要望、意見等を聞いた中で、現代のニーズに沿った形で適切に進めていただきたいと思いますと考えますが、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 町の活性化や若者がこの町に定着するための一つの大きな事業が住宅

政策であるということは議会の皆様にもさまざまな面でご提言をいただいているところがございます。そのようなことでございますので、今後、特に若い人の意見というものも取り入れて、この住宅に関しましては考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 11番、須崎議員。

○11番（須崎幸一君） 最後になりますけれども、私今回の質問は、基本的には財政健全化に向けてのいろんな施策ということで質問させていただきました。

町有財産の有効利用の検討、これは大切な町の資産を見直すよい機会でもございますので、ぜひ町長、継続性を持って常に検討していただきたいというふうにお願いを申し上げるところでございます。

以上で質問を終わります。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） さまざまな面でのご提言、ご質問ありがとうございました。こういったものに対しまして、今後努力をしてみたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 以上で、須崎幸一議員の質問を終わります。

◇ 金 澤 敏 君

○議長（菅谷光重君） 続いて、9番議員、金澤敏議員。

（9番 金澤 敏君 登壇）

○9番（金澤 敏君） では、通告に従いまして、私の一般質問をさせていただきます。

町長就任から2年が経過いたしました。選挙中の中でマニフェストを出していますが、重要施策のうち、町長報酬や賞与を30%カットは早々に実施されました。

しかし、幼・小・中の給食費無料化は、昨日の中学校だけの無料化も否決されてしまいました。この問題について、今後はどのようにこの重要施策を進めていくのか、その方向性を聞かせていただきたいと思っております。

さらに、私の手元にある「こんな町長に私はなりたくない」という中澤町長が出したチラシがあるんですけれども「公平・公正に徹する」「常に町民との対話を欠かさない」等、書いてありますが、どのように実行しているのか、この2年間で過ぎた中間での検証、点検を伺い

たいと思います。

2年が過ぎ、残りの2年間は仕上げの2年間になると思いますが、何を今後目指していくのか、特によく公言する「子供は町の宝」「若い親の定住に期待」等々、子育て支援の発言は聞きますが、給食費無料化以外にも当然具体的な考えがあると思いますので、お聞かせください。ほかにもマニフェストに書いてある内容について、一問一答で行わせていただきます。

2点目として、総合計画ですが、耳ざわりのいい言葉が羅列されています。他町村でも同じような内容だと思います。この総合計画を絵にかいたもちにしないためにも、どのような形で具体化していくのか、これについても伺いたいと思います。これも自席にて一問一答で行わせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、質問通告に基づきまして、お答えをさせていただきます。

まず、最初の質問でございますが、今までの取り組みと今後の取り組みについて答弁をさせていただきます。

行財政改革につきましては、就任当初から、町長給与を30%カットし、改革への姿勢をあらわし、副町長、教育長も同様に行いました。特別職給与を削減をいたしました。総人件費につきましては、定員職員定数適正化を進めていることから、毎年約6,000万円減少しております。

また、職員給与の見直し、適正化を平成24年1月に実施をし、給与改正を行いました。今後も修正等の作業を続けながら、職員給与の適正化に努力をしまいたいと思っております。

平成22年度に、事務事業評価委員会を設置し、経費と事業の見直しを行い、無駄を排除した年間予算を編成しており、大きな効果を上げております。

財政健全化への努力により、実質公債費比率、将来負担比率が大幅に改善されており、財政調整基金等の基金残高も増加しております。

職員大量退職時代を迎え、平成23年度から職員新規採用を再開をいたしました。若い人材の注入により、役場組織の活性化と、職員数の適正管理を続けております。

公共施設のあり方について検討を続けておりますが、日帰り温泉施設「桔梗館」は、平成23年4月より指定管理者制度に移行させ、より使いやすい活気ある温泉施設を目指しており

ます。また、岩櫃城温泉センターについては、他の用途への施設に転用することも含めて、検討を進めてまいります。

安心・安全の町づくりでは、町内のＪＲ群馬原町、郷原、矢倉、岩島の４つの駅に防犯カメラを設置いたしました。学校等の公共施設にも、今後整備していきたいと考えております。ある施設近くに設置をした防犯カメラで、窃盗犯が逮捕されたという報告も届いております。

平成24年度予算では、町で管理している防犯灯をより明るく、省エネルギーを進めるため、2カ年計画でＬＥＤ化を進めてまいります。

東日本大震災に関係して、放射線簡易測定器を町民課等に配備し、モニタリングポストを岩島地区に設置いたしました。食品のベクレル測定器も近々導入の予定であります。

消防団の活動は、町民生活の安全・安心に欠かすことのできないものでございます。平成24年度予算に新規消防自動車の導入を見込んでおります。

また、最近の消防団員の不足などに対応するため、消防団のＯＢ等で組織する消防協力隊の設置を現在進めております。

町の社会資本整備は、安全・安心につながります。砂防、治山、道路整備事業等を進めてまいりました。今後も積極的に進めてまいります。街路事業、原町駅南口線を推進し、仮称「吾妻大橋」については、町負担事業費の軽減について、現在群馬県への要望、協議を続けております。

農林業、商工業等の産業活性化については、米づくりを支援し、ブランド米の市場への販路拡大に向け活動中でございます。また、有害鳥獣被害対策として、電牧柵設置補助事業を年々拡充しております。

また今年度、三俣町有林と隣接する国有林について、共同で森林整備計画を作成し、作業の効率化を図る民有林・国有林連携整備協定を群馬県内で初めて締結いたしました。今後は、民有林・国有林に制限されない作業路開設等の森林整備が可能な箇所を、町有林に限らず、吾妻森林管理署等と連携の上、区域設定をし、森林・林業の活性化と作業の低コスト化を推進していきたいと考えております。

商工会の支援と原町駅前の情報発信センターの活動や、日曜日のふれあい市の開催を支援し、昨年８月には、22年ぶりに原町駅前で盆踊りを商工、婦人団体の協力を得て復活し、駅前の活性化を図っております。

町内の建築設備事業者の活性化を図るため、通称「リフォーム補助制度」の拡充を図って

まいりました。また、地域環境の推進を図るため、浄化槽設置を積極的に推進してまいりました。施工は町内の事業者が行うため、地域経済にもよい効果が出ております。

企業誘致奨励金条例の制定を初めとして、群馬県の指導を受けながら、町内への企業進出に努力を続けております。

東日本大震災の原子力発電所事故により、自然エネルギーによる発電を推進して、原子力発電所への依存度を下げていく努力が必要でございます。今年度、町内で小水力発電所の設置調査を実施いたしました。今後はこの調査結果を検討し、設置に向けて協議を進めてまいりたいと考えております。

また、地球温暖化防止及び太陽光発電推進を図るため、補助制度の充実を行いました。取り扱い件数は増加しておりますので、今後も積極的に行ってまいります。

観光の推進では、岩櫃山周辺、すいせん祭り会場、須賀尾の滝の沢等の駐車場整備をしております。また、観光関連地域への看板の整備等も進めてまいりました。

昨年の群馬DCにおいても、震災や震災避難者への宿泊施設等の提供による悪影響もありましたが、実績で前年比1.04%の入込み客がありました。

岩櫃山周辺の観光について、地域住民が協議を行う岩櫃山全山協議会を今年度発足をいたしました。今後は、この協議会での提案等をいただき、東吾妻町のシンボルである岩櫃山を全国に発信し、入込み客の増加を図ってまいります。

来る3月24日コンベンションホールにおいて、「真田三代」の著者、火坂雅志さんの講演会を真田街道推進機構の主催により開催をいたします。皆様のご来場をお願いいたします。

また、平成21年度に東吾妻町と杉並区の友好交流21周年を迎えたわけでございますけれども、当時の執行部の状況の中で、記念式典について杉並区との協議が行われませんでした。平成22年度になり、友好的な関係が復活をし、1年おくれではありましたが、11月に東吾妻町・杉並区友好交流21周年式典を開催をいたしました。

昨年3月以降は、東日本大震災における福島県南相馬市の被災者を杉並区と連携して受け入れるなど、非常によい関係が構築されております。今後はこの友好交流を大いに生かして、町内の農林業を初め、各産業の活性化を図っていく所存でございます。

子供は町の宝子育て支援については、平成22年度からインフルエンザワクチンの補助事業を、平成23年度から中学生女子への子宮頸がんワクチン、小児用の肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチンの無料接種を始めました。

また、学校給食の無料化につきましては、今後議会の皆様のご意見等ちょうだいをいたし

まして、今後熟慮してまいりたいと思っております。

中学校の統合を平成26年4月に目標を定めて進めております。よりよき中学校教育を確立をしてまいります。

また、町内3カ所目となる学童保育所が、原町に開所を予定しておりますので、推進の補助金を24年度予算計上しております。

保育所施設の老朽化が進んでおりますので、幼稚園を含めて、検討してまいりたいと思えます。

「お年寄りがいきいき暮らせる町づくり」については、敬老祝い金制度を初め、敬老会への補助、各老人クラブへの年間補助金の改正等を行い、お年寄りが明るく元気に暮らせるよう努力をしてまいりました。

お年寄りの健康のため、老人用肺炎球菌ワクチン補助制度を24年度予算に計上いたしました。

また、川戸のデイサービスセンターにつきましては、社会福祉協議会との連携により、新たな施設と環境の整備を行っているところであります。平成24年度には、民間の地域密着型の29床の特別養護老人ホームが町内に開設をされます。町として、設置補助を予算計上しております。

65歳以上の高齢者が、自主的に運転免許証を返納することにより報償を行い、お年寄りの交通安全を図る事業を予算計上しております。

また、これに関係して、買い物弱者対策事業を、商工会との連携により事業開始に向けて協議中でございます。

八ッ場ダムと上信道については、昨年12月22日に前田国土交通大臣と知事、長野原町長、東吾妻町長、地元住民等の会談が行われ、前田大臣から迷惑をかけたおわびと八ッ場ダム続行というお話をいただきました。

今後もダム本体の早期完成に向けて、国・県に要望してまいります。

上信道につきましては、6年前から中之条町、高山村が上信道ルートについて、中之条町への通過を県に要望し、要望の垂れ幕を役場庁舎や中之条駅前を設置をして、要望行動を行っていたこともあり、箱島・厚田間がまだ調査区間であり、整備区間への格上がおくれています。このたび、中之条町長が交代をし、上信道については、今までの要望を取り下げるとの新町長との協議の中で、確認されましたので、今後はよい条件のもとで、箱島・厚田間の展開ができてくるというふうに考えております。

東吾妻町にとっては、上信道は生命線であります。力を入れて取り組んでまいります。

また、マニフェストにつきましてのチラシでございますけれども、町の行政のあり方について、常に公平・公正の精神を基礎として執行しております。

吾妻広域圏のあり方についても、公平・公正な執行について努力をし、中之条病院関係、事務局の改革が行われております。

また、「町民との対話を欠かさない」につきましては、昨年老人クラブ連合会や畜産関係協議会等において、それぞれ1時間ほどの時間をちょうだいをいたしまして、町の行政について、今後の抱負等をお話をさせていただき、ご質問による意見交換等も行いました。

また、町内の中学校の要望により、授業の中で、中学生の皆さんに東吾妻町、地域の将来についてお話しをし、中学生からも質問、ご意見等が積極的に出され、大変有意義な時間を持ちました。

1年間には、町内各地で開催をされる各種総会、協議会、お祭り、スポーツ大会、カラオケ大会、敬老会等が170件ほどございますけれども、私自身で出席をし、お話をさせていただき、町民の皆様との触れ合い、対話、交流に努めております。

また、平成24年度には町内各地での町政懇談会を開催して、各地域での課題、要望等について、町民の皆様と直接意見を交換してまいります。

これからも、子供たちが東吾妻町に住んでいることを誇りに思えるような町づくりを、若い人たちが東吾妻町でずっと暮らしていきたいと思うような町づくりをしていきたいと考えております。

次に、前町長時の総合計画でございますが、ご承知のとおり、総合計画は町の総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想であり、10年間の町政の指針となるものでございます。この総合計画は、地方自治法で策定が義務づけられておりましたけれども、地方分権改革の一つとして、地方自治法が昨年8月に改正となり、法的には策定義務がなくなりました。言い換えれば、今後は各自治体の自由な発想により町の目指すべき指針をつくりなさいということだと思っております。

そのため、私なりのビジョンを持った計画にしていきたいと思っているところでございます。

現在の総合計画は、平成29年までの計画であり、策定に当たっては、諸先輩方が精査をし、議会の議決を経て今日に至っているものと理解をしております。10年間の基本計画については変更できませんが、平成25年からの後期基本計画、そして毎年見直しを行う3年計画であ

る実施計画においては、私の考え方を取り入れながら自分のものにしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君） 途中でありますが、ここで休憩をとります。

再開を午後1時といたします。

(午後 零時01分)

○議長（菅谷光重君） 再開いたします。

(午後 1時00分)

○議長（菅谷光重君） 続いてどうぞ。

9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） ご丁寧な説明をいただきまして、ありがとうございます。

ただ、私、一般質問通告要旨を出させてもらったんですけれども、質問要旨の中では、今町長がいろいろ説明して実績を並べていただいたんですけれども、そういうことを聞いていた、質問の要旨を読んでいただければちょっと違ったんじゃないかなと思ったんですけれども、本当に丁寧な説明ありがとうございました。

では、これから一つ一ついろいろお聞きしたいと思いますけれども、よろしく願いいたします。

まず昨日、給食費無料化が中学校までなんですけれども、否決されました。

その前の質疑応答の中で、各議員も公平性などに、公平・公正に当たらないんじゃないかというような意見がそれなりに出たなと思っています。町長、今の説明の中では、私はもう公正・公平に徹しているんだというような説明があったんですけれども、もしそういう議員からの疑念、公正・公平じゃないんじゃないかというような疑念をもうちょっと払拭できれば、違う結果が出た可能性もあります。今回、そういう各議員からのいろいろ意見のあったこの中学校だけの給食費無料については、公正・公平ではなかった、自分自身としてはあ

ったというような判断ととらえてよろしいのでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 私としては、中学校から義務教育の最後の部分、中学校から始めることによって公平にその無料化という恩恵を受けることができるというふうに判断をして、中学校からの制度を開始するということでご説明を申し上げたわけでございます。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） なかなか理解が得られなかったのかなと思いますけれども、このことに関しては、きのうの時点でも町長、また熟慮して考えていきたいというようなことを否決された後おっしゃっていましたが——その前の質問で、すみません、申しわけないです、おっしゃっていましたが、きょうの新聞発表でも同じような内容ではありましたが、1日あけて、本当に町長のマニフェストの一番項目として上がっていたような内容ですので、これについて今後本当にどうしていきたいのか、その辺のことを一言だけでも伺いたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 公平・公正でなかったというふうな今ご意見がありますが、私はそういうふうには思っていなかったというふうにお答えをいたしました。

また、これ自体、給食費というものは子供の食べるものぐらひは親が払うべきじゃないかというふうな、そういう今までの日本の習慣の中からのご意見、ご判断というものも相当あるかというふうに思っております。そういうものを超えて、今回はやはりもう子供は地域で育てていくのがいいんだと、地域ぐるみで子供を育てようと、そういうことでご提案申し上げたものでございます。いずれにしろ、議員の皆様方、また町民の皆様方のご意見をちょうだいしながら、まだまだ時間はございますので、検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） 検討しているということですので、しっかりとまた考えていてもらいたいと思います。

なぜならば、きのうの質疑に立った議員も、給食費無料化には反対ではないんだが、公正・公平が保たれていないのではないかというような意見が何人かから出ましたので、その点をやっぱりひとつしっかりととらえて、今後の課題として持っていただきたいなと思います。

じゃ、給食費無料化についてはこのくらいにしておきます。

あと、また子育て支援のことでお聞きしますが、町長、特にいろいろな会合の席で、子供は町の宝、そして、若い親、父兄ですか、これから父兄になる方も含めてなんですけれども、若い人の定住の促進をしていくんだというような言い方をしています。ただ私が聞いていますと、今、ずっとやる実績というか、そういうのを述べた中で、インフルエンザの注射や、あとヒブワクチンのことや、幾つかのそういう取り組みをしているんだというような説明はいただいたんですけれども、もっと大きな太い柱として、この町に若い方々が定住できるようなものを考えていかなければいけないのではないか。そう私は思うわけです。

前議員の一般質問の中で、何か町営の住宅、その集合やら中層化についても考えていくんだということがあるんですけれども、住宅政策ですね。こういうこともしっかりとつくっていかねばいけないと思うんです。その辺が今まで私は聞いていなかったものですから、何かどうもこの子育て支援というものの大きな柱がないのではないかというような感覚があったんです。

きょう、住宅政策のことが出されましたけれども、給食費無料化、町営住宅の若者が入りやすいような住宅政策等今あるということなんですけれども、まだまだそういう何か太い柱的になるものはお考えでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 住宅につきましては、箱島地区の団地、行ってみると、非常に若い親がおって、そして土日になりますと、親と子供がキャッチボールなんかして、本当ににぎやかな団地でございます。そういうものを見ると、やはり住宅政策で若い人が入ってくれるような、そういう住宅を今後つくっていきたいというふうにも思っております。給食費の無料化と大きな柱になるんじゃないかなというふうには思っております。

また、やはり子供たちの教育というものが大事だというふうにも思っております。中学校の統合も示しました。やはり公立中学校教育を充実することによって、非常に元気で賢い中学生が育っていくということも親御さんたちには非常に重要なことだというふうにも思います。また保育所、幼稚園、こういう教育も充実させていかなければならないと思います。保育所も老朽化しておりまして、非常にもうすぐにも考えなくてはならない状況になっております。そういうものを建てかえて、子供たちが小さいころからすくすくと衛生的でいい環境の中で育っていく、こういうものを進めていくことも一つの方策であるというふうにも思っております。

やはり先生方の教育というものも充実をさせていかなければならないというふうに思っております。教育委員会の皆様のお力もいただきながら、東吾妻町の子供たちの教育、そういうものの充実も今後は図るべきであるというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） 私がこれから中学校統合について振ろうかなと思ったら、町長のほうからお話があったんで、そちらのほうへ話を向けていきたいと思えますけれども、町長が出したチラシの中に、常に町民との対話を欠かさないというような項目が入っております。今、説明の中で、いろいろな会合に出て、年間170回ぐらい出ていて、話をしているんだというような言い方をしていましたけれども、中学校統合に関して、昨年3月に答申が出て、9月に町長が新聞発表をするまで、だれ一人としてその方向性を町民は知らなかったというような中で、不信感が渦巻いているというような感覚を私は持ったんです。いろいろな町民の方と話をしてみても、常に町民との対話を欠かさないということをマニフェスト等書きながら、それをなかなか行わなかった。町政懇談会もまだ1回も開いていないというような状況なんですけれども、これに関して町長のどうして今までそういう機会を設けなかったのか、その辺のことをちょっとお聞かせください。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほどのご説明の中にも、団体ですとか学校ですとか、各種の地域の催し物等積極的に出かけて行って町の話ですとか、さまざまなことを申し上げ、また意見もいただいていたわけでございます。

中学校統合に関しましては、統合の審議会というものを踏まえた上での町としての26年4月目標ということをお定めしておるわけでございまして、その間にその手続が広報的なものが少なかったというふうなご指摘でございますけれども、そう言われれば陳謝して、今後はそういうことのないように努めてまいるということでございます。

今も、通学問題審議会を開いていただきましたし、これからまた各地でその懇談会ですか、通学の懇談会のようなものを開いていくわけでございまして、そのような中で、その内容につきましてもよく説明をして、ご理解をいただいて、本当に新しい中学校の開校に向けて、よりよい教育ができるような中学校に向けて統合してまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） 父兄の話を聞いてみて、答申が出たということは、前PTA会長から聞いたんだけど、その9月まで、何かアクションが当然町からあるんだと思っていただけだけど、何のアクションもなく、はい1校に統合で26年4月開校ですよというような発表になったんで、みんなびっくりしたということだと思います。

通学問題審議会に私も参加させてもらって各地の懇談会に出させてもらったんですけども、やっぱり信義に反しているのではないかと、乱暴なやり方ではないかというようなご意見が大分出ていました。

そういう中で、最初は教育委員会がメインになって行って、町長出席ではなかったです。東地区でどうしても責任のある方、町長なんですけれども、出てきてもらってお話をいただきたいというようなことだったので、東地区で2回目の通学問題審議会が開かれたわけなんですけれども、その席で、こういう町長出席のものと懇談会を各地で開いていただけるんですかというような発言があったんですけども、そこで町長は、はいやっていますということを言ったんです。これはよかったなと私はそのとき思ったんです。やっぱりいろいろな町民の意見、それは町長が中学校統合は26年4月で1校にしていくと、そういう方針を持つということは全然いいことですよね、ちゃんと自分の考えを出すということは。ただやっぱりこういうチラシなんかの中にも書いてあるように、小さな声にも耳を傾けるとか、そのようなことが書いてあるわけですよ、町民の意見を聞くんだとか。それがやっぱりなされていなかったということの不満がいろいろ出されているんだと思うんですけども、それでその後いろいろ聞いてみますと、各地は要請がなければ行かないというようなことも聞きました。でもやっぱり私としては、どんな意見を聞かされようが、行って話を聞くという姿勢が私は大切だ、そうすれば相手もそれなりに、ああ町長が出てきてくれたんだと、私たちの声を聞いてくれたんだというところで、軟化する人は軟化していくんじゃないかと思うんですけども、その辺の方向みたいな、いかがでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 当初私が出席せずに、責任のある方というふうな言い方をしました。教育長もその責任のある方なんですけれども、それではだめだというふうなことでございました。これから通学についての懇談会が開かれるわけでございますので、そのようなところにも責任のある方ということで、出ていきたいというふうに思っておるところでございます。その時々でさまざまな意見があるわけでございますので、皆様の意見等見きわめながら、対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） ぜひ積極的に出かけて行って、いろいろな話を聞いていただきたいと思います。

話はちょっと変わりますが、折田東部衛生組合の管理者が住民説明会をしても、来るのは反対派だろうから、その人たちの話は余り重要視しないというような、そんなような意見がちらっと聞こえたんですけれども、町長はそういうことを思わないで、出てきてくれる人の話を聞くんだというような姿勢で、しっかりと受けとめてもらいたいなと思います。

じゃ、そういうことで、常に町民との対話を欠かせないというような、そういう姿勢というのはやっぱり今後もしっかりと持って行ってもらいたい。

それに関連してなんですけれども、6月ごろ町政懇談会等を開いていくということなんですけれども、どのような形で開こうと思っているんでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、各5地区単位に開いていきたいと思います。町の議会の説明会というんですか、それも5地区であったというふうな記憶がございますけれども、そのような形で、その地区ごとに開いて、多くの町民の皆様にご報告をして寄っていただきたいというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） はい、わかりました。

じゃ、もう時間がないので、次の問題のほうへ進めさせていただきますけれども、総合計画の中でも、食の安全というようなことが言われております。きっと今、一番問題になるのは、放射能のことだと思います。私12月議会の中で、給食のことも内部被曝として考えなければいけないので、給食をはかれるようなベクレル測定器を何とかこの町も導入してはかがかというようなことを質問しましたら、町長は、いろいろ借りられる手だてもあるので、そのことも考えるけれども、どうしてもそれがだめだったら、町としても導入を考えますよというような答えもありました。ただその後、いろいろ聞いてみますと、給食とは限定しないで、ただ単に食品をはかるベクレル測定器がこの町に来るというだけで、それはきっと産業課あたりに置いて、町民が持ってくるいろいろな食べ物をはかるというようなことらしいんですね。給食をちゃんとはかろうという、そういう姿勢というのは、町長におありでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、当然給食につきましても、定期的にその材料のベクレル数値をはかるということにしております。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） どのような方式なんですか。給食施設から毎日のようにある程度サンプルを持ってきてはかるというような、そういう方式をとるのでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 給食関係につきましては、器械が合同庁舎の教育事務所に置いてあります。それで週1回計測をするということでやってございます。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） その週1回というのは、1週間分をちゃんとはかるということでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 週1回のサンプル検査というんですか、そういうことだそうです。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） それがこの郡内というか、郡内としてそういう方針だということであれば、いたし方ないのかなと思いますけれども、私としては、やっぱり1週間分のものはかれるような、週1回でも1週間分を持って行って、はかるというようなことでお願いしたいなと思います。

なぜならば、大体給食というのは、1週間くらいとっておくわけですよ。いろいろな大腸菌の問題等食品の汚染があって、子供たちにいろいろな問題が起きたときに何が原因かというのがすぐわかるようにとってあるわけなんですけれども、それをしっかり持って行ってはかれるような、そういう体制というのを、何としてもそうやって提案して行ってほしいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 1回につき、計測の時間も結構かかるというふうなことで、1回に1キロぐらいしかはかれない、それで時間もかかるというふうなことでそうなっているのかもしれないけれども、これにつきましては県の教育事務所のやり方でございますので、週1回と言わず、2回とか、3回とか、多いほうがその精度が高くなるわけでございます。そういうものにつきましては、教育事務所のほうに進言をしていきたいというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） 時間が少ないところで何度もその辺を言うのは、やっぱりこれは汚染されているかもしれないよという危険性があるからなんです。今までもそうやって食品をとってあるということは、とって、病原菌があるかどうか、発症したらそれがすぐ特定できるようにそうやってとってあるということと同じことだと思っんですよ。やっぱりどこでどう汚染物質が入ってくるかわからないというような発想のもとで、子供たちの健康を守ってやるんだという、そういう精神というか、気持ちが必要なんではないかなと思って、こうやって質問させてもらっているわけなんです。ぜひ教育事務所にでも、しっかりとその辺の趣旨を伝えて、お願いできればなと思います。その辺は町長の力だと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。教育委員会かもしれないけれども、その辺は教育長お願いします。

次の質問に移らせていただきますけれども、今度総合計画のほうで、農林水産生産基盤の強化という項目があります。基盤整備により遊休農地を解消し、優良農地を保全するという基本方針が出ているんですけれども、この町内を見渡してみますと、遊休農地、耕作放棄地が本当にふえてきています。これ、いろいろその基盤整備等を行いながらやっているんだと思うんですけれども、そういうことではもう追いつかないのではないかなというような気持ちがあるんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 確かに、畑を中心に耕作放棄地、遊休農地、畑地がふえているのは確かでございます。こういうものを有効に利用していくことがまた農業の再生につながっていくんだというふうに思っております。

萩生の川西地区で土地改良等の実施をしながら、そういう遊休農地対策もその地区で取り組んでいるということでございます。そういう方向で、各地区で一丸となって、またある程度の会社組織で農業をやる、そういうところも出ておりますので、そういうところも育成しながら、当たっていったらというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） 本当に時間がなくなってしまいました。本当に日本全国の各自治体でこの辺はきっと悩みになっているんだと思います。だから、この町ができないことを責めているわけではないんですけれども、やっぱり抜本的に何か物事を考え方を変えていくとか、そういうことがこれからは必要なんじゃないかと。それを今話した、遊休農地の問題だけで

はなく、子育て支援にしても何にしても、各自治体の横並び的な発想のもとではなかなか解決できない。やっぱり独自のこの東吾妻町のカラーが出せる、そういう施策を今後2年間しっかりやってもらいたいと思って質問しました。

最後に、今後の2年間はどのように考えているか、その辺のことを一言伺いたいと思います。それで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほどの答弁の中でも申し上げましたとおり、子供たちがこの町に住んでいることを誇りに思えるような、また若い人がこの町にずっと暮らしていける、暮らしていきたいと思うような、そういう町づくりを、今後この2年間の間でぜひつくり上げて、その基礎をまずつくり上げて、その上に立ち上げていくようなことをやっていきたいというふうに思っておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いをいたします。

○議長（菅谷光重君） 以上で、金澤敏議員の質問を終わります。

◇ 青 柳 はるみ 君

○議長（菅谷光重君） 続いて、10番議員、青柳はるみ議員。

（10番 青柳はるみ君 登壇）

○10番（青柳はるみ君） それでは、通告に従い質問させていただきます。

東日本大震災から1年を経た今、多くの命が奪われたこの震災、このとうとい命を無駄にしないため、今、防災に対して学ぶことが大切に思います。

女性は地域に人脈を築き、地域のことをよく知っています。介護や子育てといった具体的な経験を通じて、子供や高齢者、生活者の視点を持っています。こうした女性たちが災害時の担い手として、その力が発揮できるような仕組みが必要に思います。生活に根差した現実味を帯びた女性の意見を反映するため、町の防災会議に女性を登用していただきたい。

群馬県は安全神話があるくらい災害の少ないところと思われていますが、地震保険の加入率も47都道府県44位です。震度6以上の地震の30年間の発生確率は3から6%だそうです。しかし、大地震の可能性が低いと言われていた福岡県では、平成17年に震度6の西方沖地震が起きました。このことから日本はいつどこで大地震が発生してもおかしくない状況で、群馬県でも可能性があるのだそうです。4年以内に70%の確率で起こると言われている首都圏

直下型地震の影響により、大きな揺れが発生すると群馬県でも予測されています。当町は、プレート、関東大震災、活断層、新潟中越地震、フォッサマグナのルートから外れていますが、いつ起こるかわからない地震としっかり向き合わなければいけないと思います。

また、県内の自然災害でこの100年余りで約1,700人が亡くなっていて、そのうち1,500人が台風、集中豪雨による洪水、土砂災害で亡くなっているのだそうです。台風の中でも最も大きい被害をもたらしたのが、昭和22年のカスリン台風、死者592名、昭和57年台風10号で榛名山一帯が降水量1日334ミリを記録、死者5人、平成13年台風15号死者4人、平成19年南牧村の川のはんらん、土石流、当町は19年7月27日のゲリラ豪雨が大きな被害をもたらしました。地球温暖化により総雨量2,000ミリ時代と言われています。莫大な被害をもたらす浅間山は24時間体制で観測が行われています。自然の猛威はひょう、雷、竜巻と、どんなこともあり得ますが、そのとき最善の行動ができるよう防災に女性の視点を入れるべきと考えます。

次に、防災救急キットの導入をお話しさせていただきます。

救急キットがあったために病歴、飲んでいる薬がすぐにわかり、適切な治療ができたという救急搬送の例が数多く聞かれます。当町でもまずひとり暮らしの高齢者から始めるべきと思います。

以上、2項目にわたって質問いたします。

○議長（菅谷光重君） 町長答弁をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、青柳はるみ議員のご質問にお答えを申し上げます。

1点目の防災に女性の視点を、母と子の命を守るためにという質問でございますが、母親と子供がともに防災に対して学び、そのことが女性や子供の視点で、防災に対する日ごろからの心構えや情報収集につながり、その子供たちが将来、親になったときにもその学びを生かすことができるよう学習していくことも必要と考えます。そのような観点からも、女性の地域防災へのかかわりの必要性について、重要なものと認識しております。

また、このたびの東日本大震災では、女性の被災者は長期にわたる避難所生活において、体育館などで雑魚寝状態の中で、全くプライバシーが守られず、着がえる場所もなく、トイレにも不自由な生活が、特に女性として過酷であり、それらが原因で健康を害する女性が多かったと報告されていることから、こうした状況のもとでの女性の視点からの意見や要望を

聞く機会も必要であるというふうに考えております。

こういう状況を踏まえ、町民を守る基本的な計画でありますので、今後は、特に女性の視点に立った防災行政の検討も大変重要なことから、関係機関と調整の上、女性委員の登用について、検討してまいりたいと考えております。

2点目の救急情報キットの導入ですが、救急情報キットは、救急及び緊急時に迅速な支援が行えるよう、緊急連絡先やかかりつけ医などの情報を専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫などに保管することで、万一の場合に備えることを目的としております。ひとり暮らしの高齢者や障害者など、健康に不安を抱える方が対象となります。

救急情報キットの導入につきましては、2年前にも同様にご提案をいただきましたが、導入には至っておりません。

民生委員による調査では、65歳以上のひとり暮らしの高齢者は626人と毎年ふえております。その10.5%の方は、1人での外出ができず、だれかの介助を必要としております。また、4分の1の方は、日常生活での一番の不安に、健康に関することを上げております。

このような状況を見ますと、救急情報キットの必要性を改めて感じるどころであり、民生委員らの協力をいただき、導入に向けて検討していく所存でございます。

最近では、孤独死に加え、孤立死という言葉聞くようになりました。民生委員が把握し、日ごろの見守り活動の対象としている要援護者は、この救急情報キットの対象者と重なりますので、強力にこれについての協力を要請してまいります。悲惨な結果を招かないようにしていかなければならないと考えております。

どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（菅谷光重君） 10番、青柳議員。

○10番（青柳はるみ君） 前向きな答弁、ありがとうございました。

女性登用を考えていただけるということで、また、女性職員も考えていただければと思います。

今、町長がおっしゃいました避難所のことでありますが、やはり隣がだれかわからない人と一緒に体育館で雑魚寝するということは、非常に恐怖であったということを聞いております。

また、やはり長期になりますと、DVもあったということで、また洗濯物も干すところがなく、ボランティアが、洗濯物預かりボランティアというのがあって、やっていただいて、乾くまでやってもらったんでよかったという現場の声もあります。

また、備蓄に関することですが、備蓄の中で、やはり女性の専用のものが少なかった。例えば女性の備蓄に対する意見を言える人がいれば、その備蓄の中に紙おむつとか、尿とりパットとか入れるはずだと、その尿とりパットは備蓄でもし使わなかったときには、介護施設にぜひ使っていただければいいわけですが、女性の衛生用品の中にその尿とりパットをハサミで切れば使えたのにといい声もありました。そのような少しの知恵ですが、やはり備蓄に関することも女性の視点を入れていただきたいと思います。

今、町長がおっしゃいました救急情報キットのことですが、以前もやりました。この防災安心シートというここに、いろんな薬がこうですとか、やはり救急車で運ばれる方は自分でしゃべれる方は少ないものですから、その情報があって、すぐに処置ができたという救急隊の声を聞きます。その中に、町長がおっしゃいました民生委員という言葉がありました。この情報キットを、民生委員さんがまずただ尋ねるのも、何も用がなく尋ねるわけにもいかないという民生委員さんの声がありますが、これを設置してくださいと尋ねるだけでも話ができいいという声があります。ぜひともこれを一歩進めていただきたいと思います。今回で2度目なんですけど、この救急情報キットを入れている自治体が非常に多くなってまいりました。ぜひとも安価でできることですので、導入を進めていただきたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） この東日本大震災の被災者を岩櫃ふれあいの郷にお連れをいたしました。支援をした、そういう経験もあります。やはり事業課、企画課を先頭として、役場職員もこれに当たりました。このときの経験というものが今後は活かされていくというふうに思っております。町でそろえた資材の中にも女性用品というものもございまして。また、町民からの多くの支援物資の中にも女性の用品はございました。そのようなことから、常にそういう経験を踏まえて、今後のために備えてまいりたいというふうに思っております。

救急情報キットにつきましては、これから導入に向けて前向きに検討してまいるところでございますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（菅谷光重君） 10番、青柳議員。

○10番（青柳はるみ君） ありがとうございます。

今、町長のお話の中から、こちらでの被災者支援のボランティアのお話がありました。町民からボランティアを募ったところ、そんなに大勢来るならということで皆さんがボランティアを申し入れて、この用紙に書いて、こんなに積んであるのを産業課のほうで見たことがあります。今回ボランティアに参加したい、また参加していただいた人たちに対して、こ

のまま解散するのではなく、せっかくそういう気持ちがある方が集まりましたので、常時のボランティア登録を促したり、また、その方たちとボランティアを私も一緒にしている中で、同じ理念がなければ本当にやりにくいなと思いました。こういう理念でやろうよという一つのものが何かないと、非常に気持ちが一緒にならないなという感じがしました。できれば、一堂に会してお話し合いができればいいわけですが、このせっかくの一大、この町挙げての大変な被災者支援に対してのそのボランティアの心を持った方のせっかくのその気持ちを何か残せばいいななんて思います。

また、私たちはここに住んでいますが、子供たちは海に行くことも、海の近くにいることもある、全国に行くわけですが、海に遠く津波とは無縁な地域にここにいますが、いつもここにいるとは限らない子供たち、特にいろんな地形に行くところの可能性のある子供たちのことを考えると、防災のことを実感して学ぶことは今だなと思います。やはり母と子で、子供がお母さんと一緒に学ぶということは、これから先の防災の意識につながると思います。群大の片田教授の防災ビデオを何回か見ました。その中で、おじいちゃんが津波はここまで来たことないから、自分は80年生きてはいるけれども、津波はここまで来たことないから大丈夫だよと動かなかったおじいさんを、片田教授のその指導によって、いや、だめだ逃げるんだと津波はてんでんこっていうんで逃げるんだということで、孫が余り泣き叫びながら言うので、おじいさんがしょうがないなということで高台に逃げて助かったと。後ろを振り返ったら自分のうちはもう波にのまれていてという、子供でも大人を助けられるという話がありましたので、今、町長も母と子のおっしやっていただきましたが、子供たちも防災ということと一緒に勉強していただきたいなと思います。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 被災者支援時のボランティアにつきましては、社会福祉協議会、それから町のボランティア協議会、あるいは婦人会の方々、あるいは個人的なボランティアの方々等で大変にご苦労をいただきました。こういう経験を一度ボランティア関係の会議でも持って、皆さんの体験なりそういうものをまとめていくことも必要なというふうに思っております。

また、群大の片田教授が釜石の奇跡と言われるような子供たちに防災教育をやってきて、多くの子供たちの命を助けたということは大変に有名な今回の大震災に係る話でございまして、子供たちへの防災教育、この東吾妻町ではどのようなものができるか、想定する災害の

種類によって、それはまた違ってくるのかと思いますけれども、そういうものをこれから協議、検討しながら、あるいは片田さんのご意見なども聴取しながら、できればなというふう
に思っております。

○議長（菅谷光重君） 以上で、青柳はるみ議員の質問を終わります。

少し休憩を入れます。

ここで休憩を入れて、再開を2時にいたします。

（午後 1時47分）

○議長（菅谷光重君） 再開いたします。

（午後 2時00分）

◇ 山 田 信 行 君

○議長（菅谷光重君） 続いて、5番議員、山田信行議員。

（5番 山田信行君 登壇）

○5番（山田信行君） 5番、山田信行です。

議長の許可を得ましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

また、同僚議員の2名の方がかなり同じ質問でダブっておりますので、少し簡素化したい
というふうに思っていますので、文章が多少続かないかなというところがあるかと思いま
すが、よろしくお願いをしたいと思います。

東日本大震災から1年が過ぎました。まさに4日前、平成23年3月11日、マグニチュー
ド9という発表をされました巨大大地震が東日本を襲い、家屋の倒壊、また、巨大な大津波、
多大な被害を得ました。岩手、宮城、福島、3県を中心に悲惨な災害でありました。日本国
民が想像もし得ぬ東京電力福島第一原子力発電所の水素爆発、1年たってもなおはかり知れ
ぬさまざまな影響が次から次へと今もなお続いているようです。原子力発電所の爆発により、
想像を絶する大きな事件があった中で、被害を受けた群馬県、我がふるさと吾妻においても、
農産物の出荷制限、風評被害、また観光客の激減、産業界にも大きな打撃を得ました。この

地で生活をしている私たち、家庭までも、さまざまな大きな影響を受けました。

また、目に見えぬ不安の日々が今なお続いています。地球温暖化などの異常気象、世界的に被害を受けているようでございますが、ことし冬、また豪雪による生活被害も起きています。まさに想定外という言葉が連日聞かれるようです。そんな言葉が耳なれている今、恐ろしいものを感じています。町長を初め、担当課の皆様は当然のこと、東吾妻町の地形、中山間地区の地形の特性、日々の調査、日々の管理を行っていると思いますが、その辺の情報収集、地域住民の協力を得て、情報収集をしているのか、ひとつお聞きしたいと思います。

また、災害時の事業継続計画、いわゆるBCPの策定についてお尋ねいたします。

先ほども申し上げました東日本大震災は、私たちの想像をはかり得ぬ自然災害でした。現実を突きつけられ、今まさにこの機を事業継続計画BCPが早急に望まれるところです。大災害は経済的にも大きな影響を及ぼす中、壊滅的な結果となった災害、今なお復旧がおこなわれています。その災害のときに、短時間で復旧することが望まれていると思います。重要な事業をどう継続し、復旧するか、あらかじめ決めておくことが非常に大事なことだというふうに思っています。企業だけではなく、行政機関も事前の備えとして考えておくべきではないでしょうか。国民保護計画にもうたってありますように、いろんな資料がバックアップはされているとは思いますが、早急にそれを手に戻すにはどうしたらいいか、そんなことも考えなければいけないというふうに思っています。地方自治においては、地域住民の命、生活、財産保護だけではなく、行政サービスの維持、福祉への対応、災害時における道路、電気、水道、いわゆるライフライン、どのように復旧整備する、そんな計画がBCPの取り組みかというふうに思っています。

総務省では、地方自治管理法で事業継続計画BCPの策定を公表いたしました。市町村では79%が作成し、法律では義務づけられていないそうですが、当東吾妻町ではどの程度進んでいるか、そこもお尋ねをしたいと思います。災害時に町民の生命、財産、安心・安全を確保するために防災計画は今どういうふうになっていますか。大災害、大自然の災害、また近隣によるテロ、それを最小限に防げる準備はできていますか、町長にお尋ねいたします。

また、当地には、防災行政無線の設置がされていますが、各家庭に設置されている広報防災行政無線、固定系受信機、EA10142が各家庭に置かれております。1995年に製造され、やがて18年の月日がたっている、そんな中で個々の家庭において受信機が不能だという、聞こえないということも聞いております。いわゆる電池切れ等もあろうかと思いますが、よく機能していないというお話も聞きます。

また、月初めに試験放送が行われていますが、常に外部のスピーカーはチェックをしているようであります。しかしながら、声が聞きづらい、また気象条件にもよると思いますが、そんな町民の情報伝達を確保する、バックアップする適切な考えはありますか。

例えば、緊急時、多くの方々へお伝えすることができる緊急速報システム、いわゆるエリアメール導入はいかがでしょうか。気象庁が発信する危険、地震速報や、国・地方公共団体が発信する災害避難情報などの特性エリアメールもサービスの一環で始まっているようです。対象エリアの携帯電話に対して発信することができるということでございます。各地域より当地に来ている観光客の皆様にもその緊急情報が流れる。また、アドレスの必要はなく無料で発信できるということでございます。そんな導入も考えておられますか、その辺も重ねて質問をさせていただきます。

また、役場そのものが被害を受けたとき、さて貴重な住民台帳を初め各データはどのような形でバックアップしていますか。

また、庁内の職員、また、いろんな書類を含めての避難訓練等をシュミレーションしたことがあるか。また、実際に当町において、避難訓練の実績はあるかお尋ねをしたいと思います。

また、特に大事なことは、災害が起きたとき、職員の確保、対策本部、各地域の拠点となる支所、公民館、職員、町民、すべての方が同じ情報を得なければならないというふうに思っていますが、窓口となる役場の職員がどういう形で対応していくか、お聞きしたいと思います。

以上、質問ということで、また席に戻って質問をさせていただきます。

○議長（菅谷光重君） 町長、答弁願います。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 質問通告によりまして、答弁を用意いたしましたけれども、先ほどの質問内容はかなりほかにも出ておりますので、それについてはこれから述べるところに入れることができませんでしたので、ご容赦をお願いいたします。

それでは、答弁を申し上げます。

昨年3月11日に発生をいたしました未曾有の災害である東日本大震災から1年が経過し、いまだ復興がままならない状況にあります。さまざまな課題、問題点が浮き彫りになっている状況でございます。東吾妻町においても、これらを教訓に、さまざまな部分を見直し、検討していくよう考えております。有事の際に町民の人命救助の確保が図れるよう、現在町内

26カ所を避難施設として指定をし、それらが記載をされている防災マップも昨年度毎戸に配布してございます。

また、県が指定する国道、主要地方道と避難施設へ通じる町道を東吾妻町が災害時緊急輸送道路として指定することにより、有事の際には物資等の輸送路として優先的に確保ができるよう、現在準備を進めているところでございます。

職員の確保につきましては、町では勤務時間外の災害発生時には、初動配備体制に指定された約20名の職員が本庁におおむね30分から1時間以内に参集をすることになっております。その後は、災害の規模により1号配備体制から3号配備体制までを整えております。災害時には地域の被災状況、安否確認等の情報収集に即座に職員とともに、消防団員が当たれるよう職員、消防団員向けに新年度よりメールによる緊急連絡網システムを導入する予定でございます。このメールシステムにより、職員及び消防団員の緊急招集、安否確認等を即座に伝達することができ、早期に初動体制を整え、情報伝達を行えることが期待をされます。

また、緊急連絡網システムを導入した後に、そのシステムを基本に、一般住宅向けにも緊急時にメール配信ができるようにシステムを再構築し、より使いやすい一般向けメール配信サービスを開始できるよう検討してまいります。これらのシステムが住民に浸透すれば、新たな情報伝達手段として有意義な活用ができると期待をしております。

また、BCP、事業継続計画につきましてはでございますが、これにつきましては、企業、事業体向けのものでございます。町といたしましては、東吾妻町地域防災計画、これが当たると考えております。昨年の東日本大震災を糧に、災害が発生した場合の優先業務を東吾妻町地域防災計画の見直し時に検討してまいりたいと思っております。その見直し時というのは、平成24年度でございます。よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 5番、山田議員。

○5番（山田信行君） わかりました。ありがとうございます。

一つ、防災教育の重要性を再認識して、教育を10年継続すると、子供たちは大人になるわけです。そんな中で、また10年続ければ親になるわけですけれども、そういう観点から、防災教育は防災力を高めた地域をつくる防災文化を積み上げていくことになるというふうに思いますが、学校等含めて、そういう防災の教育はいかがでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 現在、学校での防災につきましては、避難訓練等が主なものだというふうに考えております。先ほどの青柳議員の中にもございました。片田さんが釜石の防災教

育で子供たちの命を救ったということもございます。防災教育、非常に重要なものであるというふうに注目をされているところでございます。やはり東吾妻町の災害につきましては、山崩れですとか、道路の決壊ですとか、集落の孤立というふうなものが想定をされるわけでございます。そういうものに向けた教育なり対応というものを今後は進めていかなければならないというふうに思っておるところでございます。

○議長（菅谷光重君） 5番、山田議員。

○5番（山田信行君） いろいろとこれから危機管理というものがかなり大事だというふうに思いますので、なお一層の企画をしていただければというふうに思っています。

以上、質問を終わります。

○議長（菅谷光重君） 以上で、山田信行議員の質問を終わります。

これをもって町政一般質問を終わります。

○議長（菅谷光重君） お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） はい。

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定をいたしました。

○議長（菅谷光重君） お諮りいたします。本定例会に付された事件はすべて終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅谷光重君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、これをもって閉会することに決定をいたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

◎町長あいさつ

○議長(菅谷光重君) 閉会の前に町長のあいさつをお願いいたします。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 平成24年第1回定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る5日に開会をされました本定例会におきましては、人事案件として人権擁護委員候補者の推薦について、条例関係では東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてなど12件、予算関係では平成24年度一般会計予算など16件、その他3件について提案させていただきましたが、東吾妻町立学校給食費徴収条例の一部を改正する条例については否決となりました。今回の審議結果や一般質問などで、多岐にわたるご意見や具申もございましたが、これらの状況を真摯に受けとめ、今後の町政運営につきましても慎重に進めてまいりたいと考えております。その他の案件につきましては、原案のとおりご議決いただき、本日閉会の運びとなりました。

議員各位の会期中における熱心かつ活発なご審議と町政に対する熱意に対しても感謝を申し上げます。

なお、本会期で成立をいたしました平成24年度一般会計当初予算の執行につきましては、引き続き経費の節減や効率的な運用に努めていきたいと考えております。

さて、いよいよ年度がわりの時期になりますが、13日に举行されました中学校の卒業式では議員各位にもご臨席をいただき、祝福の言葉をちょうだいいたしました。無事举行されました。卒業生は在校生や関係者に見守られ、新しい世界へと羽ばたいていきました。

定例会終了後も公私ともにご多忙の日々を迎えることと存じますが、議員活動にご精励されるとともに、町の諸事業、諸施策の推進のために、今後ともご指導、ご鞭撻を賜ります

ようお願いを申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

◎議長あいさつ

○議長（菅谷光重君） 閉会に際しまして、一言ごあいさつを申し上げます。

平成24年第1回定例会は、3月5日から本日まで11日間にわたり開催され、平成24年度当初予算9件、平成23年度補正予算7件、条例改正12件、人事案件1件及びその他3件の執行部提案に加えまして、委員会発議による意見書・要望書の提出等、終始熱心にご審議をいただきました。また、町政一般質問には5人が立ち、ここに終了することができました。

11日間にわたる会期中、格別なるご精励をいただきました議員各位、また諸般にわたりご協力をいただきました執行部の皆様に、心からお礼を申し上げます。

会議中の発言におきましては、町政を執行するに当たり、参考になるものがあつたかというふうに存じます。新しい年度の事務執行に当たり、これらが十分生かされてくるものと期待をしておるところでございます。

昨年3月11日には未曾有の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故が発生をいたしました。亡くなられた方々のご冥福と、被災者、被災地の速やかな復興を心よりお祈りを申し上げます。

結びに、皆さん各位の議事進行に心から感謝を申し上げ、ひとしくここにご健勝、ご多幸のほどを祈念を申し上げまして、あいさつといたします。

◎閉会の宣告

○議長（菅谷光重君） 以上をもちまして、平成24年第1回定例会を閉会いたします。

大変にありがとうございました。

（午後 2時25分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成 年 月 日

東吾妻町議会議長 菅 谷 光 重

署 名 議 員 青 柳 は る み

署 名 議 員 須 崎 幸 一

署 名 議 員 浦 野 政 衛